



令和3年 第4回定例会

# 会 議 録

(令和3年6月4日～6月18日)

枕 崎 市 議 会

令和 3 年  
枕崎市議会第 4 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（6 月 4 日～6 月 18 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
6 月 4 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第 5 号～第 17 号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 報告（日程第 18 号～第 20 号） 12 散 会
6 月 5 日 (土)	休 会			
6 月 6 日 (日)	休 会			
6 月 7 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
6 月 8 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（3 名） 3 散 会
		委員会	後 2:25	1 議会運営委員会
6 月 9 日 (水)	休 会	委員会	前 9:20	1 総務文教委員会
6 月 10 日 (木)	休 会	委員会	前 9:24	1 産業厚生委員会
6 月 11 日 (金)	休 会	委員会	前 9:25	1 予算特別委員会
6 月 12 日 (土)	休 会			
6 月 13 日 (日)	休 会			

6月14日(月)	休 会			
6月15日(火)	休 会			
6月16日(水)	休 会	委員会	前 9:24	1 議会運営委員会
6月17日(木)	休 会			
6月18日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第6号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第7号-第10号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第11号) 9 委員長報告(議会運営委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第12号、第13号) 12 委員長報告(予算特別委員会) 13 質疑、討論、表決 14 議案上程(日程第14号) 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 継続調査の申し出について 18 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 19 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(令和3年6月4日)

令和3年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第1号）

令和3年6月4日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	32	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予 特
6	33	令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
7	34	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	総 文
8	35	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	36	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
10	37	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	〃
11	38	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	39	枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定 める条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
13	40	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
14	41	財産の取得について	〃
15	陳1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため の、2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃

1 6	陳 2	枕崎高等学校入学生への補助金支給についての陳情	”
1 7	陳 3	調査特別委員会の設置による議員定数の適正化を求める陳情	議 運
1 8	報 2	繰越明許費繰越計算書について	
1 9	報 3	枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	
2 0	報 4	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10番 下 竹 芳 郎 議員
11番 中 原 重 信 議員	12番 東 君 子 議員
13番 清 水 和 弘 議員	14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大 江 武 史 書記	溝 口 達 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	堂 原 耕 一 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
原 田 博 明 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
神 園 信 二 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
永 江 隆 水道課長	上 園 秀 人 水道課参事
高 山 京 彦 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	小 湊 哲 郎 農政課参事
新屋敷 増 水産商工課参事	松 田 勇 一 市民生活課参事
駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長	平 塚 孝 三 選管事務局長
松 田 章 子 会計管理者兼会計課長	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	丸 山 屋 敏 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	田 中 幸 喜 消防長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長	俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長	

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和3年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、4番沖園強議員、11番中原重信議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

まず、さきの臨時会終了後に開催されました枕崎市議会報調査特別委員会において、委員長に東君子議員、副委員長に上迫正幸議員が選出されております。

次に、監査委員から、令和3年2月、3月、4月及び5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和3年第2回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和3年第4回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、5月27日に愛媛県沖の瀬戸内海で発生した日本の貨物船と外国船籍の船が衝突し貨物船が沈没した事故で、本市居住の2等機関士、上畠隆寛さんが22歳という若さでお亡くなりになりました。

将来を嘱望された若者の突然の訃報に接し、ここに謹んで哀悼の意を表します。

新たな年度を迎え2か月が経過いたしました。

スポーツと文化の振興に向けた総合的な施策展開を図るため、組織機構改革により、4月から市長部局にスポーツ・文化振興課を新設し、スポーツ振興係及び文化振興係の2係体制としました。

4月30日には、改修した枕崎市営野球場で鹿児島水産高校と枕崎高校の野球部の交流戦が行われました。



この大会は、両校の生徒が中心となって企画運営がなされましたが、スポーツ・文化振興課もそのお手伝いをさせていただきました。

そのほか市営野球場では、大型連休中に県内16チームが参加し、小学生の全日本学童軟式野球の県予選大会が行われたほか、5月29日には6チームが参加し、中学生の硬式野球ボーイズリーグの県大会の1回戦が行われております。

また、南浜館では風の芸術展の第1回展から審査員を務めていただいた野見山暁治氏の100歳を記念する個展「今、新しい風が吹く一野見山暁治展」を5月2日から5月30日まで開催し、熱心な美術ファンをはじめ、市内外から多くの皆様に御来館いただきました。

スポーツ、文化を通じて関係人口を増やす活動に今後も積極的に取り組んでまいります。

4月1日、枕崎市男女共同参画推進条例が施行されました。男女共同参画社会の実現に向けて、1つの大きな柱ができたこととなります。

4月26日には議員の皆様にも御参加いただき、オフィスピュア代表のたもつゆかり氏を講師に招き、男女共同参画の基本的な考え方についての職員研修会を実施いたしました。私自身も5月21日に枕崎商工会議所女性会の皆様との「市長と語る会」を開催し、市内で活躍する女性の皆様のお声を聞く機会をいただきました。条例に掲げる7つの基本理念にのっとり、真の男女共同参画社会の実現を目指します。

さて、なかなか収束の見えない新型コロナウイルス感染症ですが、先日の臨時会等でも報告しておりますとおり、本市でも先月15人の新規感染確認がありました。市内での感染確認を受けて、より一層の感染防止と、感染者やその関係者への誹謗中傷をすることがないように、市民の皆様をお願いをしたところです。

全国的な感染の広がり、本市での感染確認により飲食店等を中心として厳しい経済活動の状況があります。これまでも様々な事業者支援に取り組んでまいりましたが、よりきめ細かな経済支援の必要があることから、今議会に事業者応援資金の補正予算をお願いしてあります。

5月10日から始まった65歳以上の高齢者へのワクチン接種ですが、先週5月28日までに第1クールの2,339人の1回目の接種が終了し、今週から2回目の接種が始まっています。今月1日に予約受付を開始した第2クールでは、昨日現在で4,323人の予約を受け付けましたが、高齢者施設に入所している方を含め65歳以上の高齢者の約82%が接種を受けられることとなりました。市としては、希望する65歳以上の高齢者へのワクチン接種について、国が求めている7月末までに、ほぼ終了できるものと見込んでおります。

今後は基礎疾患をお持ちの方を始めとして、64歳以下の方へのワクチン接種が始まることとなりますが、年代を細かく区切って接種券の発送、予約受付を行い、スムーズな接種体制を確立させてまいります。

今後は、ワクチン接種の状況、全国的な感染状況、市内の感染状況を見ながら、感染防止対策の徹底を図ると同時に経済活動の再開への動きを加速させる時期の見極めをしっかりと行ってまいります。

以上、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第17号までの13件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算2件、条例7件、財産の取得について1件及び報告事項3件の計13件であります。このうち、報告事項を除く10件について説明を申し上げます。

まず、議案第32号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,350万円を追加し、予算総額を154億5,410万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、サテライトオフィス等開設支援事業補助、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、防災・安全交付金を活用した道路改良事業等、県の地域振興推進事業を活用したアートミュージアム拠点（南浜館）整備事業とスポーツ交流拠点整備事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第33号令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ48万9,000円を追加し、予算総額を28億1,096万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、認定調査等費及び高額医療合算介護サービス費の増額並びに地域密着型介護サービス給付費の減額であります。

以上の財源として、繰入金を増で措置いたしました。

次に、議案第34号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、人事院規則の改正内容に準じ、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に支給する防疫作業手当について定めようとするものです。

次の議案第35号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正により、非課税限度額等の算定における国外居住親族の取扱いの見直し、セルフメディケーション税制の延長等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第36号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第37号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第38号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限の特例について、令和3年度分の保険料をその対象とするため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第39号枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第40号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限の特例について、令和3年度分の国民健康保険税をその対象とするため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第41号財産の取得につきましては、救急自動車更新に伴い、高規格救急自動車並びに高度救命処置用資機材及び搬送用アイソレータ装置を取得することについて、枕崎市議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 提案されました議案の中でですね、議案第32号、第34号、そして第41号の3つの議案にですね、基本的な中核部分について本会議で質疑をさせていただきます。

まず、一般会計補正予算（第2号）の中で4点ほどですね。

最初はコロナ対策のこの新規対策としまして、予防接種健康被害調査委員会の報酬、これが23万2,000円計上されておりますが、この調査委員会については本市条例が制定をされているわけです。ただ、委員会の任務としてはですね、医学的な見地からの調査、助言等を行うものとする、こういうことになっているんですね。

そこで、今のこのワクチン接種と健康被害の状況というのもいろいろ厚労省が出していますが、この委員会の中でですね、本市のワクチン接種と健康被害との因果関係、これを決定すると理解していいのかどうなのかですね、その点をお尋ねをします。

それから、コロナ関係でもう一点。今回、コロナワクチン接種の委託料の関係で500万円ほど増額予算が出ております。この内容を明らかにしていただきたいと思えます。

それから、行政報告でもありましたこの事業者応援資金支給事業、飲食業を中心にとというような市長の説明でしたが、4,000万円の追加の内容ですね、令和3年度、本年度当初で1億円、これが2回目ということでしたが、1回目、2回目と額が半分以下になっているんですけど、この内容を教えてください。

次に、予算書の説明資料の3番目にサテライトオフィス等開設支援事業補助という形でテレワークを活用した移住・定住の取組を行う市内民間企業への支援ということになっておりますが、コロナ禍のこの働き方改革として注目されておりますテレワークあるいはリモートワークの取組に本市でも公的支援を実施するようになったわけなんです。

これは非常に私、今後大事な事業じゃないかと思えますのでね、市長に今後本市の移住・定住策と関連したテレワークの活用というのをどういうふうに展望されているのかですね、この件は昨年度の過疎法成立の中でも、大きな論議になった点ですので、市長の見解を求めておきます。

予算関係では4点お願いします。

それから、議案第34号の条例の関係で特殊勤務手当に関する条例改正が出されておりますが、防疫作業手当の支給、これもコロナ関係になると思うんですけども、この人事院規則はいつ改正されているんですかね。それから、その人事院の改正を受けて全国自治体にどういう通知が来たのか。そして、この改正条例案の中でですね、令和3年4月1日から適用すると出ているんですよ。もう時期は過ぎていますね。4月1日から適用するものを何で今、6月議会で条例改正をせんとならんのか。条例等の適用は原則的には私は改正後に適用するというのが原則だと思うんですが、なぜ4月1日適用なのか、この点をお尋ねをします。

そして最後に、議案第41号の関係、財産の取得なんですけど、この議案が実は今回の6月議会招集通知後、全体的な議案とは別に遅れて出てまいったんですね。

議案通知ちゅうのは、原則的にもろもろの議案と一緒に1週間前、7日前に配付するちゅうのが原則だと思うんですが、この第41号議案が遅れた理由、なぜこういう事態になったのか、説明を求めておきたいと思えます。

○本田親行総務課長 議案第34号について申します。

今回の本市の特殊勤務手当に関する条例の改正につきましては、冒頭、提案理由で市長が申し上げましたとおり、人事院規則の改正等に準じ、本市職員が新型コロナウイルス感染症から市民

等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に関わる作業に従事した場合に支給する防疫作業手当について定めようとするものでございます。

国においては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、令和2年3月18日交付の人事院規則9の129の3により、人事院規則9の129東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9の30特殊勤務手当の特例を改正し、防疫作業手当の特例を措置しておりますけれども、適用については、令和2年1月27日に遡って適用することとしております。

なぜ改正後の枕崎市職員の特別勤務手当に関する条例の規定を令和3年4月1日に遡って適用するかのお尋ねですけれども、人事院規則の改正による防疫作業手当の特例措置に係る支給業務に該当し得ると考えられる業務、保健所との協定に基づいて行われる新型コロナウイルス感染症の患者等の移送業務については、本市においては本年度から発生しております。

新型コロナウイルス感染症の患者等の移送業務については、感染のリスクに加え、厳しい勤務環境等極めて緊張した雰囲気の中で、平時には想定されないような業務であり、著しい困難性や精神的な緊張が認められることから、今回条例改正をお願いし、4月1日に遡って適用しようとするものでございます。

また、県をはじめ令和3年3月議会までに防疫作業手当の特例措置を行うために、特勤手当に関する条例改正を行ったところが13市ございますが、9市が支給対象の発生状況等に応じて遡及適用することとしております。

**○西村祐一健康課長** 議案第32号の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の質疑の件についてお答えします。

立石議員のほうから質疑がありました新型コロナウイルス予防接種健康被害調査委員会の調査につきましては、因果関係を調べてその調査委員会のほうで決定するのかということですが、予防接種健康被害調査委員会におきましては、事例について医学的な見地から調査を実施いたしまして、その実施内容につきまして県に進達し、県は厚生労働省のほうに進達いたしまして、厚生労働省のほうはその請求に基づきまして、疾病・障害認定審査会に諮問し、その認否について答申を受ける形で、最終的に市のほうに通知が来ることとなっておりますので、市の健康被害調査委員会のほうでその可否を決定するというものではありません。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン集団接種の委託の件なんですけど、500万円計上しているということなんですけれども、こちらにつきましては、65歳以上の高齢者の方の接種についてもなんですけど、それ以降8月以降に始まります64歳以下の方の接種につきまして、集団接種を計画しておりますので、それを50万円の10回分を計上して今回の補正で上げておるところです。

**○鮫島寿文水産商工課長** 議案第32号枕崎市一般会計補正予算（第2号）にあります事業者応援資金支給事業について説明したいと思います。

市長の行政報告でもありましたとおり、5月の大型連休後に市内で15人の新規感染確認がありました。飲食店におかれましては特にその影響が大きく、来店者数が激減し、自主的にお店を休業したり、お昼だけお店を開ける、夜の営業は見合わせるといった時短営業を余儀なくされるなど経営的にも大変厳しい状況にあったと伺っているところです。

私どもも5月の中旬の土曜日、また20日以降の土曜日等も状況を確認しましたところ、半数以上のお店で夜の営業は見合わせていたと確認しているところです。

このようなことから、感染防止対策の徹底と併せまして、飲食店向けへの対応支援を庁内で検討、協議をしまして、また関係の皆様からの御意見も踏まえながら、よりきめ細やかな支援が必要と考えまして、令和3年度の事業者応援資金支給事業の飲食店への追加支援という形で、今回補正をお願いしてあります。

議員がお尋ねの数字と金額等に差があるのではないかとありますが、今私が申し上げましたとおり、これまでの令和2年は全ての業種ということで農業関係も含めて支給したところです。昨年の実績で707件、1億2,550万円を支給したところですが、令和3年度におきましても、令和3年1月、2月がですね、12月のGoToトラベルの一時停止でありましたり、緊急事態宣言等が発令されたことに伴いまして売上げが減少したということで、今、支給しておりますが、これが、大体350件、360件程度きておりまして、約7,000万円の支給をしております。

こういった状況と差があるといいますのは、今回提案しました4,000万の内訳としましては、全ての業種を対象としたものではございません。先ほど申し上げました、特に影響の大きかった飲食店向けの支援として考えているところです。件数的には、130件程度を考えているということで御理解いただきたいと思っております。

詳しい内容につきましては、補正予算の審査の中で、予算特別委員会のほうで説明をしたいと考えております。

**○前田祝成市長** 議案第32号一般会計補正予算、サテライトオフィス等開設支援事業補助についての御質疑にお答えいたします。

コロナ禍におけるテレワークあるいはリモートワークというところなんですけれども、まさに遠隔での仕事のやり方、これが定着しつつあるというふうに私自身認識しております。

そのような状況の中で、都市部以外の地方での暮らしにも興味を持つ、そういう方々が増えてくるものと思われまます。その点では、本市の移住・定住、この可能性、そのチャンスというのも増えてくるのではないのでしょうか。

民間企業においても、そのような視点をもって環境整備など積極的な事業者が出てきているという現状がございます。今回、その1つの民間企業に対する支援ということで予算を提案させていただいているところでございますが、これは今後広がっていく可能性が十分にあると。我々本市にとってもですね、移住・定住の可能性を広げるものであると。そのスタートとしてですね、非常にすばらしい民間事業の取組だというふうに評価しているところでございます。

また、移住・定住に限らず、その前段階ともいえる関係人口、交流人口を増やしていくこのことに関しましてはですね、コロナ後を見据えて、市としましてもしっかりと準備、取組を行っていくという考えでおります。

関係人口の増加、交流人口の増加、その先に移住・定住というのがあるというふうに認識しておりますので、その辺りもしっかり我々見つめて観察しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○田中幸喜消防長** 議案第41号財産の取得について御説明申し上げます。

なぜ遅れて提出されているかという御質疑でございますが、この事業につきましては、令和3年度当初予算で計上しております高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材一式等につきましては、平成18年1月に整備した救急自動車の更新を目的として、事業費総額3,650万1,000円の高規格救急自動車更新事業としておりまして、令和3年度の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用による財源の負担軽減を考慮し、交付申請を行ってございましたところ、本年4月23日に補助金1,399万8,000円の交付決定通知がなされたところでございます。

このため、指名競争入札により仮契約を締結する必要性が生じたものですが、積載する資機材の販売取扱いについて、関係法令に基づく許可等が必要なものが含まれることや取扱業者が違うことなどから、車両と資機材等を分離発注する方式で入札を行ったところでございます。

高規格救急自動車の整備事業については、車両メーカーが落札し、5月17日に仮契約の締結となりました。

また、高度救命処置用資機材等につきましては、5月17日に指名競争入札を行いましたが、予定価格内での入札に至らなかったことから、事業費の見直しを行い、5月31日に競争入札を

行い、医療機器取扱業者が落札者となり、仮契約の締結に至ったところでございます。

また、高規格救急自動車につきましては、予定価格が2,000万円以上であったことから、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決をいただいた後、本契約をしようとするものであります。高規格救急自動車の使用に際し、高度救命処置用資機材等が必要であるという密接な関連性があることから、当該2事業につきましては、一体的なものとして取得すべきであるという理由から、当該2事業の合計額についての議決が必要であると判断し、財産の取得について御提案させていただいたところであります。このため、提出が遅れたものでございます。

**○9番立石幸徳議員** 条例関係と今の財産取得の関係ではですね、今朝ほど議会事務局のほうに資料要求もしておりますのでね、委員会のほうでまたその資料を見ながら掘り下げていきたいと思うんですけど、ただ、この第34号の関係の人事院規則というのははるか1年以上前に規則改正がなされているわけですね。

それで、その手当を支給する事態が発生したから、その後に手当を条例で定めるというのは実におかしなことで、ちゃんと人事院がそういう規則を通知したら、検討し、発生があらうがなかろうが、事前に条例は整備しとけば、きちんと対応はできるわけですので、その辺も含めてですね、委員会でまた資料を見ながら教えていただきたいと思います。

それから財産取得の関係もですね、当然、当初予算に計上されているんですが、それは今説明が消防長からあったように、議会の議決が必要、議会は6月定例会ちゅうのはきちっと日程が定められていますよ。その6月議会にきちんと間に合わすようないろいろな作業をしてもらわないと、もう議会前にね、駆け込んでくるような議案提出ちゅうのはいかがなものかと思っておりますので、これもその経過について資料を要求しておりますので、また委員会で詳しく教えていただきたいと思っております。

それで、予算の関係で、健康課長のほうから予防接種の健康被害調査委員会では、例えば死亡あるいはワクチン接種によって障害が出たということについての補償、補償金の規則も本市の例規集に定められているんですけども、本市では決定まではしないと。県なり、あるいは厚労省のほうの上部団体に報告をして、最終的には上部機関で決定すると、こういうふう理解されると思うんですけども、ただ、これも5月26日ですね、1週間ぐらい前の国のデータで、今度の2月17日から5月26日までの新型コロナワクチン接種において、その後ワクチン接種を受けて死亡したという事例が全国で85例出ているんですね。

それはもちろん、ワクチンが原因であるのか、ほかの疾病が原因なのか、いろいろ今後因果関係が調べられるんでしょうけれども、現実にワクチン接種後に5月26日で85の事例が出ている、死亡事例がですね。

こういったことを踏まえると、この調査委員会というのは非常に大事な役割になろうと思しますので、この因果関係をどこで決定するかということについては、市民への周知というものはですね、しっかりとなされなければならないと思うんですが、そういう面の対応はどうなっているのかですね。

それから、予算の関係については集団接種の予定があるということで、これは私も一般質問を予定しておりますので、そこで詳しくまたお尋ねをさせていただきます。

予算の点でもう一つ、テレワークの関係でですね、実はこの今度の本市の240万ぐらいの予算、120万ぐらいが内閣府からの交付金ということになりますが、全国的にも、非常にこのテレワーク交付金、採択がなされたとの資料が公表されていますけど、本市は鹿児島県内の県下19市の中では枕崎市のみと。そしてあと南種子町、伊仙町、県下43自治体の中で3自治体がこのテレワーク交付金を勝ち取ったといいましょうか、採択されているんですね。

ただ、枕崎市の交付金120万ぐらいですけども、よその自治体をちょっと調査してみますと、

数千万、南種子町あたりが3,000万、この予算額の違いはどういうふうに担当課としては確認されているのか、これを最後に聞いておきます。

○西村祐一健康課長 ただいま質疑のありました市民への周知の件なんですけど、こちらについてはですね、今、市のホームページ上では出ていないと思います。

こちらにつきましては、内容等精査しまして、国のほうへリンクの貼付けを行うなど対応は考えていきたいと思えます。

○田代勝義企画調整課参事 テレワーク交付金の交付額の違いについてということですが、他の2町につきましては、2,000万、3,000万という額がきており、本市のほうは123万6,000円ということになっておりますけれども、本市の場合はそのテレワークに使うサテライトオフィスというものがもう既に着工しております、その部分の工事費というものが補助対象外ということですので、その建物の室外で使う施設の整備、その他地方創生に関わるそういうソフト事業を幾つか計上しておりますので、そのような額になっているところです。

これは推測でありますけれども、よその2町につきましては、建物自体、そこから整備するのではないかと、このように事業費が多いのではないかと考えているところです。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○4番沖園強議員 先ほど、消防車両等もあったんですが、消防施設費で地方債から一般財源へ財源内訳が振り替わったその原因を教えてくださいたいと思えます。

それと、特殊勤務手当、議案34号の関係なんですけど、先ほどもございましたが、移送業務が発生したと。4月1日に遡及するんだということなんですけど、移送業務といえば我々素人、消防か、あるいは病院か、また担当か、どういった業務がそういうような状況になっているのか、そこをお示しいただきたい。

もう一点、総体的なことになるかと思うんですけど、職員の給料手当の関係でお尋ねしますけど、平均年齢が1月1日と比較しまして、44歳から41歳6か月に若返っていると。そしてまた、一般職のほうは1月1日からすると2人減少していると。若返って、2人減少しての給料手当のほうは415万7,000円ほどの影響額が出ていると。ただ、再任用と会計年度任用の合計額は、183人に増えてその影響額が1,381万4,000円増えていると。

全体的に行財政改革、当然、人員削減あるいは若返ったそういったもので非常にこの行財政改革は評価する一方、コロナの影響等もあって、若干我々、分かりづらい部分もあるんですけど、再任用、会計年度任用職員、そういった部分と相殺した場合に、行財政改革をどういった形で捉まえているのか、その辺をお聞きしときます。

○佐藤祐司財政課長 まず1点目の消防施設費の財源の話ですが、これにつきましては、後ろの説明資料にございます臨時交付金事業の(5)消防庁舎等の感染予防対策事業3,453万4,000円、これの一般財源ということでございまして、これの大体50%程度を臨時交付金でみて、残りが一般財源となっております。

先ほどの、関連して質疑をされた救急自動車の契約関係につきましては、先ほど消防長が申しましたとおり、当初予算では単独事業で計上しておりましたところ、緊急消防援助隊の国庫補助金が出まして、これについては地方債と国庫補助金の財源振替ということになります。

○本田親行総務課長 再任用職員につきましては、これまでも申しておりますけれども、任命権者がその地方公共団体の定年退職者等従前の勤務実績に基づく選考により1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務する職、それからまたフルタイム、それから短時間という制度があるわけなんですけれども、基本的に年金とのつなぎということで希望する職員については、再任用しなければならないことになっております。

しかしながら、組織の刷新とか、活力の維持という面もございまして、また、行財政の観点もございまして、総体的にそういうことを活用しつつ、人件費を抑えていく必要があると思えます。

また、定年の延長につきましても、今、国家公務員法が衆議院を通過いたしまして、今国会中に可決される見込みとなっております。地方公務員の定年退職につきましても、国家公務員に準ずる規定がございますので、今後、再任用制度というのは経過措置の間になくなるものとは考えておりますけれども、おっしゃるように、活用という面と行財政改革というバランスを保ちながら配置していかなければならないと考えております。

また、会計年度任用職員等の非常勤職員につきましても、年度年度で選挙事務であるとか、統計事務とか、そういったものがありますので、一概に増減について申し上げられない点もございまして、そちらのほうについても、人件費全体として考えていく必要があると考えております。

それから、特勤手当の業務ですけれども、対象業務といたしましては、今現在考えられる業務というのが移送業務と申し上げましたけれども、新型コロナウイルス患者の移送業務というのは知事の業務に感染法でなっておりますけれども、保健所との協定に基づいて消防が行う事態が今年度になって発生いたしました。その業務を支給対象業務として考えているところでございます。

**○永野慶一郎議長** ほかにありませんか。

**○4番沖園強議員** 市長、副市長にお尋ねしたいんですけど、市民の声もそうなんですが、会計年度任用職員の実数が159名ですかね。ちょっと耳が痛いかもしれんですけど、最近、職員の挨拶が悪いと。特に気になるのは、枕崎市役所の顔といえればいいのか、総合窓口のところ職員同士が談笑しとったり、そして廊下等で擦れ違っても挨拶もしないと。当然、私もそういうのは感じておりまして、市民の中からもそういった声もあります。

そこについて、今後、職員の指導といいますか、そういった部分についてどうお考えか、お聞きしておきます。

**○前田祝成市長** ただいま議員から御指摘がございました件について、私も就任以来ですね、市民への挨拶、市民を顧客というふうに捉えてですね、考えて、しっかりと対応するようにという指導はしてはしておりますが、そのような声があるということですので、そこについてはですね、もう一回しっかりと徹底させていただきたいというふうに思います。

私自身もですね、1階のフロアを動くときには当然、市民の皆様ともお会いしますので、逆に意識してですね、大きな声で挨拶をさせていただいているつもりではございますが、そこをですね、率先垂範という部分も必要ですし、しっかりとした指導ということも必要ですので、そこは徹底してやらさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**○永野慶一郎議長** ほかにございせんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○永野慶一郎議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第18号から第20号までについて、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 報告事項3件について、報告いたします。

まず、報告事項第2号繰越明許費繰越計算書につきましては、昨年の12月定例会において議決をいただきました令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）第2条並びに3月定例会で議決をいただきました令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第13号）第2条及び令和2年度枕



崎市一般会計補正予算（第14号）第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の報告事項第3号枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和2年度枕崎市公共下水道事業会計予算の建設改良費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次の報告事項第4号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時26分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(令和3年6月7日)

令和3年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

令和3年6月7日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	禰 占 通 男 議員（18ページ～26ページ）
		沖 園 強 議員（26ページ～37ページ）
		眞 茅 弘 美 議員（37ページ～45ページ）
		城 森 史 明 議員（45ページ～55ページ）
		東 君 子 議員（55ページ～60ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 上 迫 正 幸 議員  
5 番 禰 占 通 男 議員  
7 番 吉 松 幸 夫 議員  
9 番 立 石 幸 徳 議員  
11番 中 原 重 信 議員  
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員  
4 番 沖 園 強 議員  
6 番 城 森 史 明 議員  
8 番 豊 留 榮 子 議員  
10番 下 竹 芳 郎 議員  
12番 東 君 子 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長  
大 江 武 史 書記  
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記  
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	堂 原 耕 一 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
西 村 祐 一 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	永 江 隆 水道課長
上 園 秀 人 水道課参事	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	新屋敷 増 水産商工課参事
松 田 勇 一 市民生活課参事	平 田 寿 一 総務課参事
田 代 勝 義 企画調整課参事	丸 山 屋 敏 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番禰占通男議員、2番沖園強議員、3番眞茅弘美議員、4番城森史明議員、5番東君子議員、6番立石幸徳議員、7番豊留榮子議員、8番清水和弘議員の順に行います。

まず、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 社会福祉法等の一部を改正する法律が4月施行されました。

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化による支え合いの機能低下、また個人の価値観の多様化に伴う地域のつながりが希薄化し、支え合いの機能の低下に対応するための改定のように。

本市のこれまでの福祉施策、また介護事業を含め、浅く質問してまいりたいと思います。

初めに、社会福祉法等の一部改正、介護保険法等の一部改正についての、社会福祉法の一部改正はどのような内容なのかをお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず、私からは法改正の経緯について申し上げます。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中に地域共生社会の実現という国の考え方が盛り込まれ、同年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

以来、同本部の下部組織として設置された地域力強化検討会、これは地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会ということですが、こちらにおいて、地域共生社会の実現に向けた様々な検討が進められた結果、平成29年6月には地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、介護保険法や社会福祉法をはじめとする複数の法律の一部改正が平成30年4月1日から施行されました。

さらに、令和元年5月には地域共生社会推進検討会、こちらのほうは地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会が設置され、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための推進方策の検討が進められた結果、令和2年6月には地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、社会福祉法や介護保険法をはじめとする複数の法律の一部改正が本年4月1日から施行されたというところです。

法改正の概要等については、担当課長が答弁いたします。

○山口英雄福祉課長 私のほうからは、法改正の概要等について御説明いたします。

平成29年6月に公布されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることをその趣旨とする改正でございました。

また、令和2年6月に公布されました地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律につきましては、子供、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることをその趣旨とするものでございました。

○5番禰占通男議員 今、市長と担当課長からの御説明がありましたけど、まずそこを聞いてかないと、後の介護保険法による改正等に関するものが質問できないということでこういう設定に

しましたが、我々も3月からいろいろ改訂された本市に関する概要版から始まりまして、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画、老人福祉計画及び介護保険事業計画、子育て支援についてもまた新しい冊子をもらいました。

そしてまた、総合振興計画、また市長の施政方針でもこの福祉ということに対しては9項目述べられております。

本当に福祉というのは難しいもので、この福祉法が本市のいろいろな施策の中で生活保護まで関するものに全部影響を及ぼすことということで、本当は深くいろいろお尋ねしたいんですが、時間の制約もありますので。

あと1点ですよ、市長になってから4年たとうとしているんですけど、市長が求める市民の要望や市民の福祉事業ですよ、それに関する施策等でいろいろ要望もあると思いますが、市長が一番印象に残る、これだけは市民のためにやりたい、やらなければならないという、何か施策、事業というのは何かあるんですかね。そこをお尋ねしておきます。

**○前田祝成市長** 今市民が求める要望や福祉事業というお話でしたけれども、私のほうでこれまで取り組んだ施策の中、市民のニーズということに応えた部分で言いますと、交通弱者といわれる運転免許を持たない高齢者あるいは障害者を対象とした福祉的な意味合いでのタクシー利用券の助成事業、あるいは昨年からはじめた新生児1人につき5万円分の商品券を給付する事業、今年度からは記念品も合わせて贈呈しておりますが、これらは市民のニーズに応える新たな事業であるというふうに認識しているところです。

そして、今後も含めてですが、重要と思う取組、これは何かということですが、障害者福祉、高齢者福祉におきましては、全ての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生きがいを享受できるまちづくりの実現、これが行政としての重要な取組だというふうに考えております。そのためにもですね、縦割りではない組織横断型の仕組みづくり、これが非常に喫緊の課題であるというふうに考えております。また、子育て世代につきましては、妊娠期から子育て期まで、それぞれのステージに合わせ切れ目のない支援を行い、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくり、これが重要だというふうに考えています。

先ほど縦割りではないというふうに申し上げました。ここにつきましてはですね、課題解決のために、今回の法改正でもそうなんですけれども、包括的な支援体制の整備っていうのをやらないといけない。その辺りを考えますとですね、本市で言いますと福祉課あるいは健康課、地域包括ケア推進課、これらをですね、しっかりと横串を刺して連携していくということが喫緊の課題ではないかなというふうに思っております。

それが包括的支援体制の整備につながっていくというふうに思いますので、この辺りをしっかりと今後進めていきたいというふうに思います。

**○5番禰占通男議員** 今、市長から答弁がありましたように、縦割り組織のことについては後のほうに1項目設けてありますので、またそこで担当課長なり改めてお伺いしたいと思います。

次の、一番の問題だと思うんですけど、この介護保険法の一部改正についてなんですけど、これについてはいろいろな改正に関わった人とか物もインターネット上には公開されており、その中のポイントとして設けられていますので、5項目ぐらい、1つずつ質問してまいりたいと思います。

まず、介護予防、健康づくりの推進という項目があるんですけど、うちもこの3月でしたかね、もらった老人福祉計画及び介護保険事業計画にも取り上げられておりますので、この介護予防・健康づくりについて、本市は今までに実行してきた事業、それなりが改正、改訂によってどのように変わるのかについてお尋ねをいたします。

**○堂園力郎地域包括ケア推進課長** 先ほどの福祉課長のほうでも説明がありましたけれども、前回の平成29年度の改正の名称は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を

改正する法律という名称のとおり、地域包括ケアシステムの強化に取り組むため、同年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業が地域支援事業として始まり、要支援者とチェックリストで日常的な生活機能の低下が見られる事業対象者は、通所や訪問サービス、福祉給食等を利用し介護予防や重度化防止を図り、また、全ての高齢者が参加できるてげてげ広場や筋トレサロン等は、通いの場として介護予防や高齢者の保健事業として取り組まれ、一定の成果を上げているところです。

今回の地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の一部を改正する法律においても、地域包括ケアシステムをよりよいものにしていく方針は変わりませんが、地域共生社会を目指す中で地域包括システムをどのように進めていくのかということにつきましては、地域包括システムが普遍的に全体に広く行き渡ることによって地域共生社会が形成されるものと考えております。

しかし、今後ますます後期高齢者が増加する中で、フレイル状態になることを予防し健康寿命を延ばしていくためには、一人一人の多様な課題に対応した保健事業が重要になってくることから、令和元年5月、健康保険法等の一部改正によって、医療保険レセプト情報と介護保険レセプト情報等のデータベースの連結及び解析が法定化され、一体的な実施が求められているところです。

国は、準備の整った市町村から事業を開始するよう要請しており、本市は令和6年度までに事業を開始する予定となっております。

**○5番 禰占通男議員** 今のこの介護予防やら健康づくりということで、地域包括、この業務が相当重要だと思うんですけど、この支援センターの機能体制強化ということがうたわれているんですけど、説明の中にね。

だから、これは事業の展開は市町村の判断に委ねられるという補足説明を解説している部分もあるんですけど、本市としては、今この健康づくりとか予防とかについて後にもちょっと認知症なんかもお聞きしますが、このほかの市町村と比べると、本市のセンターの機能とか体制というのは、比較するのは悪いけど、どのような状況なのかお尋ねいたします。

**○堂園力郎地域包括ケア推進課長** ただいまの御質問ですけれども、地域包括支援センターについてはですね、条例で1号保険者に対しての職員配置が求められているところで、原則、介護支援専門員の1つ上の主任介護支援専門員、社会福祉士、それと保健師が一体となって業務を遂行するようになっております。

そして、本市は8,000人を超える1号保険者がおりますので、主任介護支援専門員は1名ですけれども、ほかに社会福祉士と保健師をそれぞれ2名ずつ、センターとしては職員が5名、それと会計年度任用職員の専門職ですが、介護支援専門員が5名おります。ですので、10名体制で取り組んでいるところです。

その中で、特に総合相談といってですね、包括の最初の取りかかりになるんですけども、あらゆる相談を受けたときに、どこの部署につなぐとか、サービスにつないでいくといったところを充実するように心がけているところで、とにかくここに行けば介護につながる、介護以外のところでも、そういった生活支援、例えば福祉の生活困窮であったら援護係につなぐとか、そういったところの連携は取るように行っております。

本市が特に力を入れているところといいますと、やはり在宅医療介護の連携、医師会の皆さんと三師会ですね、一緒に取り組んでいるところで、その方の人生を最後までその方らしく生きていただくために、アドバンス・ケア・プランニングといって、「人生会議」を今、主題として取り組んでいるところなんですけど、なかなか今コロナでですね、その会議自体ができない状況でありますので、今後ともそこを中心にできれば、今年度、早いうちにもう一回、そういったところの話合いをしていくようにしたいというふうに考えております。ちょっと今、思いつきで申し訳ございません。

○5番 禰占通男議員 次に、保険者機能の強化についてということなんですけど、これについて交付金の強化、見直し、交付金については今後どうなるのか、それもあるんですけど、調整交付金の見直しといろいろこれは皆さんが要望しているところだと思うんですけど、この中にデータ利活用の推進なるものが解説してあるんですけど、このデータの利活用というのは今現在と今後どうなるのかをお尋ねいたします。

○山口英雄福祉課長 まず、保険者機能の強化についての最近の制度改正の状況について御説明いたしますけれども、平成29年の法改正によりまして、保険者機能強化推進交付金が創設されました。これは、P D C Aサイクルによる高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能を強化すると、そして、そのために保険者の取組の一層の推進に向けた財政的インセンティブということで、この保険者機能強化推進交付金が創設されたところでございます。

そして、令和2年度からは、さらに保険者機能の強化を推進するためにですね、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるために、従来の保険者機能強化推進交付金に加えまして、保険者努力支援交付金というものが創設されました。これによりまして、介護予防・健康づくり等に資する保険者の取組がさらに重点的に評価されるように変更されているところでございます。

それから、お尋ねのデータの利活用の推進ということにつきましては、これまで様々な介護に関する情報の蓄積があったわけですけども、それと医療面のデータと統合したシステムとして「L I F E」というシステムですかね、これで、新たなデータベースとしてですね、統括したデータベースを構築して、さらにこれからの医療データも介護データも併せてP D C Aサイクルに総体的に活用するというような制度の構築がなされているところでございます。

○5番 禰占通男議員 次に、地域包括ケアシステムの推進についてお尋ねしていきますけど、今回、6月議会の議案第39号でも介護支援の条例改正等が含まれとって、虐待という言葉が長い説明文の中にも何か所か出ております。

それについては、この介護サービスの基盤とか高齢者に対する対策、医療と介護の連携、これについてはどのようになっていくんですか。

○堂園力郎地域包括ケア推進課長 本市におきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生き生きと生活していくために保健・医療・福祉サービスが一体的に提供され、住まいや住まい方等の生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を目指して取り組んでいるところです。

特に、医療・介護資源のリスト化による情報の整理と活用、切れ目のない在宅医療と介護の連携、公的なサービス以外に実施されている地域資源の情報収集や共有などを推進しています。

しかし、新型コロナの感染拡大は、これまで私たちが積み上げてきた「顔の見える関係」を大きく変えたことも事実です。特に介護支援専門員であるケアマネが直接会うことが基本でしたが、訪問が制限される中で、いかに介護状態になることを防止し、改善を図っていくかが大きな課題になっています。

今、本市では、従来の医療職やリハビリ専門職等の介護関係者だけではなく、口腔ケアの専門家である歯科衛生士や栄養状態を確認するために管理栄養士等の多職種が参加して「介護予防のための地域ケア個別会議」を定期的を開催し、その中で出された様々な意見やアドバイス等をケアプランに生かし、抽出された地域課題から本市の地域包括ケアシステムの構築につなげていく取組を始めています。

さらに、利用者の介護情報を科学的に分析し、それらのデータをその後のケアプランに生かすためフィードバックする、これは先ほどの説明の繰り返しになりますが、科学的介護情報システム、通称L I F Eを活用し、介護の質の評価が始まっています。

地域の課題は全国一律ではないことから、地域包括ケアシステムは安易に完結するものではありませんが、今後も継続的に覚悟を持って今日的な課題に対応し続けられるよう研究を進めたいというふうに考えております。



○5番 禰占通男議員 次の認知症施策の総合的な推進についてですけど、この中で認知症施策推進大綱が示されているんですけど、これについては共生と予防という施策を推進するという事になっているんですけど、これによって本市の認知症に対する今後はどう進めるのかを伺っておきます。

○堂園力郎地域包括ケア推進課長 令和元年6月に出された国の認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進することを基本的な考え方としました。

特に、認知症は誰でもなり得るものであり、生活上の困難が生じた場合でも重度化を防止し、周囲や家族の理解や協力のもとで自分らしく生活できる社会を目指すことをコンセプトに、1 認知機能の低下のない人に対して認知症の発症を遅らせる一次予防の推進、2 認知機能の低下のある人には早期発見と早期対応を図る二次予防、発症後の進行を遅らせる三次予防、3 認知症の人には本人の視点に立ったバリアフリーの推進となっています。

具体的な施策としては、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による孤立の解消や役割の保持等が発症を遅らせる可能性があることと示唆されていることから、予防に関する根拠や証拠、いわゆるエビデンスの収集や普及を図り、正しい理解に基づき予防を含めた備えを促し、結果として認知症の発症を10年間で1歳遅らせ、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法・診断・治療等の研究開発を進めるとしています。

本市では、地域包括支援センターで、先ほど申しましたが総合相談や認知症初期集中支援チームの取組、また認知症地域支援推進員を配置し、市内事業者や医療機関の方たちと協働して認知症サポーター養成講座を開催しています。今後は、認知症の方を地域で支えるチームオレンジ活動を検討していきたいと考えておりますので、これまで同様、御協力をよろしくお願ひいたします。

○5番 禰占通男議員 認知症に対しては、私も今答弁の課長のところにも今年の初め頃お願いに行きました。親族ならいいんですけど、独り暮らしの全然血縁もないし、そういうところには、前々から皆さんも御存じのとおり、しまいには金目当てじゃないかとそういうことも言われますし、本当に……。打合せのときも課長ともいろいろ話したんですけど、進行を遅らせる方法とか、私も最初言いました予防ができるのかって、今の科学でできるのかっていう難しいところがあると思うんですけど、やはりこの今回の福祉法の改正ということで共生づくり、いろんな考えもできると思いますけど、本市としては特別なこととか何かこう皆さんの連携ができればいいだろうとは思ってて、お願いできるものかどうかは分かりませんが、お願いしておきます。

次に、介護分野での持続可能な制度の構築についてなんですけど、コロナの感染拡大の中でもいろいろ叫ばれているし、報酬が少ないとかいろいろ本市でも施設を開設したいけど、人材がそろわないからできないとか、そういう報告も受けております。

これについて、介護人材の確保、介護現場の革新、先ほど言いました条例、議案第39号等についてもなんですけど、この持続可能な制度の構築ということで、今後本市が各法人と医療関係者もだと思ってしまうんですけども、そういった構築が必要になると思うんですけど、それについて説明をもらいます。

○山口英雄福祉課長 持続可能な制度の構築ということでは、今、議員がおっしゃられたように、負担の問題、それから介護人材の確保、それから介護現場の革新ですね、改善、そういったことが必要かというふうに思います。

持続可能な制度の構築に関しましては、平成29年の法改正によりまして、まずは負担の部分ですけれども、世代間、世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が平成30年8月から3割に変更されております。

ただし、月額負担上限が4万4,400円というふうになっております。

さらに、第2号被保険者の保険料として、各医療保険者が納付をいたします介護納付金につきまして平成29年8月から段階的に実施された総報酬割、これが令和2年度からは全面実施されているところでございます。

また、今度は人的な問題、あるいは介護現場の革新という観点ではですね、令和2年の法改正に伴う見直しの中で、訪問介護におきまして、生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの点検、検証の仕組みが導入されております。

また、介護人材不足の状況を鑑みまして、特別養護老人ホーム等におきまして、一定以上の見守り機器ICTを導入した場合に、この人員配置を緩和するという、それから、これまで介護現場におきまして様々な記録を文書で残しておかないといけなかったものが、電磁的記録による保存で構わないというふうに業務負担の軽減措置等が講じられているところでございます。

**○5番 禰占通男議員** 当初予算でも示されているんですけど、今のこの策定中の地域福祉計画の位置づけについて伺います。

今、本市が福祉法によっていろんな本市の施策を我々も資料をいっぱいもらっております。そういった中で、この福祉計画がどのような位置づけになるのか、またそれでどのように内容が変わるのか、変わらないのか、それについて伺います。

**○山口英雄福祉課長** 地域福祉計画についてでございますけれども、社会福祉法第107条第1項におきまして、市町村は地域福祉の推進に関する事項として1点目に、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、2点目に、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、3点目に、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、4点目に、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、5点目に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項、この5項目を一体的に定める計画といたしまして「市町村地域福祉計画」を定めるよう努めるものとするというふうになっております。本市におきましては、議員が申されたとおり、今年度中に地域福祉計画を策定すべく、現在策定事務を進めているところでございます。

なお、福祉に関する計画といたしましては、これまで高齢者、障害者、子供や子育てといったそれぞれの対象ごとに計画が定められているところでございますけれども、地域福祉計画は、それぞれの計画に共通します考え方や事項等を盛り込むことによりまして、福祉に関する既存の計画の上位計画に位置づけられるということでございます。

ただいま説明したとおりでございますので、このような考え方から、今年度中に地域福祉計画を策定していきたいというふうに考えております。

**○5番 禰占通男議員** この計画には早く取り組んでいる全国市町村もありますけど、県内市町村の策定状況というのはどのようになっているんですか。

**○山口英雄福祉課長** 地域福祉計画の策定状況でございますが、昨年度におきましての策定状況が市町村ごとには公表されておりませんので、平成31年4月1日現在で申し上げますと、鹿児島県内の43市町村のうち23市町村、このうち市が12市、それから町村が11で策定済みというふうになっています。

なお、令和2年4月1日現在ではですね、全国的な状況ですけれども、全国の市のレベルでは90%以上が策定済みというふうになっています。

**○5番 禰占通男議員** 私も当初予算のときは目には止まっていたんですけど、これまでの福祉分野の中での上位計画ということで、そこまでは分からなかったけど、今度一般質問ということでいろいろ調べたら、各福祉計画に納められている上位に示すということで、これが来年4月1日だと思んですけど、本市計画が施行されるということで、見守っていきたく思います。

それで、地域福祉計画の位置づけは上位計画ということなんですけど、この策定後と支援策は

ということで中身は変わるのか、今できる前に障害福祉計画やら老人福祉計画というのは改訂版をもらっておりますけど、そうすると、ただその計画整備をするだけなのか、また中身がちょっとある程度変わってくるのかっていうその辺はどうなんですか。

**○山口英雄福祉課長** 地域福祉計画と既存の計画との兼ね合いは先ほど申しましたとおり、今回策定いたします地域福祉計画は既存の計画の上位計画、すなわち本市が様々な福祉施策を進めていく上の理念的なものを定める計画というふうになります。

ただ、そういったことでございますので、地域福祉計画が本市の福祉推進の考え方を示すもので、既存の計画が実施計画的な位置づけになるかと思っておりますけれども、ただ、現在あります介護老人福祉計画、それから障害福祉計画とか様々な計画の中で、まだ具体的に盛り込めていない部分につきましては、地域福祉計画の中でどういうふうに進めていくという考え方を盛り込みまして、必要な場合には、既存の計画のその部分を変更するということもあり得るかと思っております。

**○5番禰占通男議員** 次に、似たようなものと思うんですけども、地域共生社会づくりの取組についてはどうなのかという質問なんですけど、これも福祉法の改正によって冒頭、私が壇の上で申しましたようなことが述べられて、これが基本になっていると思っております。

これについて、共生社会づくりについて県内の取組状況はどのようになっているんでしょうか。新聞にもちょっと1回だけ4月だったかな、載りまして、今度の一般質問にはぜひしたいなと思って今こうして質問しているんですけど。

**○山口英雄福祉課長** 地域共生社会の実現に向けた取組状況ということでございますけれども、私どものほうでつぶさに把握しているわけではございませんが、県内の自治体でいきますとですね、鹿屋市、西之表市、瀬戸内町、あと宇検村とかそういったところで具体的な取組が進められているというのは承知しております。

**○5番禰占通男議員** これの一番の問題は孤独とか孤立対策ということになると思うんですけど、この中に耕作放棄地、森林整備という説明もあります。

福祉法でここまでするのかということで、私も本当に時代が変わればこんなに福祉法で、普通は国交省とか農水省がするようなことまでこの福祉関係で共生づくりということで、皆さんが協力し合っただってということで、最初市長もおっしゃっていましたが縦割りをなくすということだと思んですけど、これについては孤独といえば、以前から申されている8050という問題もあるし、今、次に質問しようと思っている子供に対する施策、今それもヤングケアラーということで、この福祉の説明書にも載っております。

それで、今後この孤独、孤立対策ということで、本市は特別な対策をするのか、それについては市長からも一言お伺いしておきたいと思っております。

**○前田祝成市長** ただいま議員から御質問がございました点ですが、今回、今年度に地域福祉計画を策定するということで、そこにもですね、今、申し上げていますような地域共生社会の理念ですね、これをしっかり組み込んでいく必要があろうかと思っております。

冒頭私が申し上げましたように、今後、令和6年を目指してですね、その包括的な支援体制というのを我々も整えていかないといけないという現状がございます。

今、議員からございましたその他森林関係のほかの分野の考え方っていうのも、今回そのようなことが入っているというのを今お聞きしたんですけども、いずれにしても、地域の中で全ての人が自分らしく暮らせる社会をつくっていくという意味では、非常に大事なものであろうというふうに思いますし、今年度作成します地域福祉計画というのが、今後の本市の福祉という部分については非常に重要なものになるであろうというふうに考えております。

この我々が今後目指していかなければならない地域共生社会の実現そのものはですね、また新たな本市のコミュニティデザインの再構築、これにもしっかりとつながっていくものだろうというふうに考えておりますので、そこについてはですね、全庁的に縦割りをなくして、横断的に取

り組んでいければというふうに思うところです。

**○5番 禰占通男議員** 共生社会づくりについては、介護、障害者福祉、困窮者、子供向け予算を一本化して、市長もおっしゃっていますように、分野の横断的社会参加を支援するという事になって、その中で事業については国が交付金で財政支援をするとなっているんですよね。

だから、取り組めば取り組むだけ補填はあるということですから、何をやるかっていうことは、行政、次には議員も関わってくると思うんですけど、この枕崎に対してどのような施策、支援または方法が可能か、また未来に向けて人口減も、一番の問題は人口減なんだけど、それについてこれをうまく利用できないのかなと、ちょっと深くはあんまり分からないけど、そういう中で考えております。

それによって、今後、何かこう、課長とも打ち合わせの中でほとんど担当課長も分かっておりますので、今どうなんですかね、本市としてはほかの市町村2市1町あと和泊とか宇検とかそこら辺も取り組んでいますし、そういうので何かこう本市が取り組むちゅったら、いい方向にいくって何かそんなアイデアとかテーマ等がないんですか。そこを1つ伺っておきます。

**○山口英雄福祉課長** ただいま議員のほうからもございましたとおり、県内でもですね、それから全国でも様々な取組がなされているようです。

なので、今後ですね、本市のほうでもどういったものが、どういった形態が本市の状況に、地域事情にマッチしているのか、そこら辺を含めて調査研究を進めて、具体的な施策に移していきたいというふうに考えております。

**○5番 禰占通男議員** 次に、最後のこのヤングケアラーについて国の調査結果が公表されております。本市の実情はどうかについて、お尋ねをいたします。

**○中村克己学校教育課長** 家族が病気であるなどの事情から、大人が担うような介護、家事を行っているヤングケアラーについて、厚生労働省と文部科学省が全国の公立中学校と高等学校を抽出して実態を調べたところ、中学校の46.6%、全日制高校の49.8%にそうした生徒がいると公表いたしました。家族の世話を費やす時間は長い生徒で1日当たり7時間以上に達しているという衝撃的な事例も分かりました。

本市の教育委員会では、管理職研修会においてヤングケアラーの定義について説明し、各学校にそのような状況にある児童生徒はいないか、調査するよう指示しました。

調査に当たっては直接児童生徒に聞き取るのではなく、学級担任が、家庭での様子や日頃の学校生活で見える状況から、何か困り感を感じている児童生徒がいるのではないかとという視点で調査を行いました。

各学校からの調査報告の中で、時々、親の病気など家庭の状況により、家事等の手伝いや兄弟の世話をし宿題の未提出が見られ気になる子供がおりますが、ヤングケアラーと思われる子供はいないと報告を受けております。

ただ、今後も注視していくことが必要だと考えております。

**○5番 禰占通男議員** 本市の実情については教育現場ということになるけど、高校というのは対象外になりますので、小学校と中学校についてお尋ねしますが、このヤングケアラーという比較的新しい言葉なんですけど、これを児童生徒がどう理解しているのか、また、理解していくのかということ認識を周知してもらうには、どのような教育の中で実行していくのか、何かその考えがあるとか予定があるのでしたら、お伺いいたします。

**○中村克己学校教育課長** 議員がおっしゃるとおり、このヤングケアラーの定義についてはここ最近出てきた定義でございまして、まだ周知にはしっかり至っておりません。

ただし、学校においては子供たちの様子、観察を通しながら、何か困り感がある生徒、その中で、兄弟の世話、それから家族の病気の世話、そのような状況で困っている生徒については、あなたがそこまで心配することはないよという形で福祉関係機関につないでいく、つまり一つ一つ

の子供たちの困り感に寄り添いながら、何がヤングケアラーなのか、究極は、子供たちが今困っていることを支援していく方法を学校としては対応してまいりたいと。

その中で、職員、教職員、それから保護者、子供たちに対してヤングケアラーの定義、こういうものについては相談するようにと伝えてまいりたいと考えております。

**○丸山屋敏教育長** すでにですね、新潟県の南魚沼市ですね、そこで平成27年度に出した調査結果が報告されているんですね。

その中においてはですね、ヤングケアラーと思われる可能性のある子供についてですね、給食時間に過度の、何度もおかわりをするとか、あるいは病院を受診できていない、服薬ができていない、学校に行っているべき時間に学校以外で姿を見かけることがある、保健室で過ごしていることが多いなどという留意点を書いてあるんですが、私どもも枕崎の小学校、中学校については、そうした子供がいまいかどうかということ踏まえながらですね、そしてまた個別に聞き取っていく。ということは、一斉にこれは調べることはできませんので、個別に児童生徒を観察しながら対応していくというふうに考えております。

**○5 番 禰 占 通 男 議 員** ヤングケアラーの位置づけについては、いろいろ我々は家事手伝いという言葉でずっと片づけられてきて、私が小学校のとき、私の1期上までは農繁期にはお休みにて家業を手伝いなさいと休みもあったのを記憶しています。私のときからはなしでした。たしかあれは3年か4年生から上だったと思うんですけど。

そして、やっぱり時代の流れでやはりその認識、捉え方ということは変わってきてはいますが、一番の問題は、国の調査方法でも小学校では認識できないだろうからちゅうことで中高生になったという解説もありました。

だけど、今の4、5、6年生ぐらいになるとゲームもいっぱいするし、そういった認識は我々が小さいときよりはもう格段に進歩していると思うんですね。ですから、学校現場もいんですけど、神戸市、悲惨な二十歳、22ぐらいの人が虐待、殺人罪に問われたといろいろ報道もありましたが、あそこも実態調査に乗り出すということが新聞等に出ておりました。

やはり時代で、先ほど言われた孤立いろいろ問題も絡んでくると思うんですけど、そういう児童生徒にこのヤングケアラーというのはこういうもんだよって認識が行き届くとか、そういうのがあったら、本市も何らかの調査をして、やはりそれを個人情報もあるからそういうのは匿名ではできないんですけど、その中でいろいろ公表もね、してもらいたいと思いますよ。

調査をするのはいいけど、いやちょっと悲惨だから、どうのこうのというんじゃなくて、本市の実態を調査で暴き出すわけですから、やはりそれはいいも悪いもなく、調査した結果は私は公表すべきだと思っております。

それで、教育長にもお願いしたいのは、教育長が在任中にできるのかどうか私も期待をするんですけど、そういった今の時代を担う子供が、先ほども人口減少って、それを増やすには子育て、産み育てる環境っていうのは市長の施政方針にもありますけど、やはりそういった中で、少しでも若い人を引き止めるにはやはりそういうところしかないと思うんですけど。やっぱり、未来に対しての投資だと思うんですね、いろんなことが。ぜひ、調査、報告、それは市長にもお願いしておきますけどやってもらいたい。

議長、これで質問を終わります。

**○永野慶一郎議長** 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時38分 再開

**○永野慶一郎議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○4番沖園強議員 枕崎市教育委員会だより5月号「TEAMまくらぎ」の巻頭言で、丸山教育長は、馬の横を通り過ぎようとしたら、急に馬が蹴ろうとした。素早くひらりと身をかわしたのが達人である。馬が蹴っても届かない所を平然と通り過ぎるのが名人である、と剣豪塚原ト伝の逸話を紹介して、このコロナ禍の現状について、感染の拡大を処理する達人よりも、感染の未然防止を徹底する名人こそが求められている。しかし、感染者が増えている現在の日本の状況下では、達人こそが求められているようにも思うと結び、寄稿されておりました。

確かに、ない金をつくることのできるのも政治のあやなのか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によって、子育て支援や学校の空調施設など、遅々として進まなかった施策に思わぬ進展が見られました。

ひらりと身をかわし、コロナに対応する当局の達人的な取組に敬意を表して、通告に従い質問に入ります。簡潔な御答弁をお願いいたします。

市長は、平成30年に就任された就任時の施政方針で、産業競争力向上、子育て支援、コミュニティデザインの再構築の3つを柱に、本市の発展に尽くしたいと述べられています。

その思いも、国難とも言える新型コロナウイルス感染症によって、市長が描いた政策もままならず、じくじたる思いじゃなかろうかと察するところがございますが、就任当初の公約についてどのように分析されているのか、まずもって市長にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 産業競争力向上、子育て支援、コミュニティデザインの再構築、これについて申し上げます。

まず、産業競争力向上ですが、去年は平成21年以来11年ぶりに2つの進出企業と企業立地協定を結ぶことができました。1社は水産加工業、もう一社はIT関連企業の進出で、2社で25名の新規雇用を生んでおります。

また、企業誘致対象とはなっていませんが、昨年10月には枕崎木質バイオマス発電所が稼働を始め、再生可能エネルギーを活用した分散型地域エネルギープロジェクトの足がかりができるなど、これから国の目指す2050年脱炭素社会への取組、グリーン社会の実現等にも貢献できるような新たな経済のムーブメントが動き出しつつあると感じております。

一方、漁業、農業、水産加工業等の製造業といった本市の基幹産業に関しては、昨年からのコロナ禍による外食を中心としたサプライチェーンの毀損、人の動きが止まるなどの影響を受けて厳しい環境にあります。その中で漁港整備をはじめ、水産加工業においても組合や各事業者等の意欲的な設備投資も見られるところです。今後も各産業それぞれの事業の状況をきめ細かく観察し、必要なバックアップ体制を整えていくことが重要と認識しております。

子育て支援については、少子化が進行する中ではありますが、切れ目のない育児環境を維持していくための施策に努めております。私の就任前から取り組んでおります病児・病後児保育に加え、妊婦の産前産後のきめ細やかなケア体制の充実、また産科・小児科医療の将来的な継続へ向けて既存の産科・小児科医療機関や本市医師会、市立病院との懇話会を今年度から発足させるなど中長期的な子育て支援体制への枠組みづくりに取り組んでおります。

学校教育においては、4小4中の本市ならではの学校教育体制の強みをさらに強化するために、小中連携教育の充実を地域一体となって進めているところです。

コミュニティデザインの再構築については、地域で暮らす市民お一人お一人のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）、人生、生活、暮らしの質を高めるために、健康課、福祉課、地域包括ケア推進課が中心となり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていける環境づくりに取り組んでおります。そのための市民の健康、生きがいづくりにつながる施策の充実を図っております。

具体的には、高血圧ゼロの街枕崎プロジェクト、特定健診受診率向上へ向けてソーシャルマーケティングを活用した勸奨事業、交通弱者対策のタクシー利用券交付事業など新たに取り組んだ事業のほか、高齢者元気度アップ事業等の拡充に取り組むなど高齢者の生きがいづくりや社会参加に寄与する施策に取り組んでいます。

また、人口減少が進む中で、スポーツや文化を活用した関係人口の増加に向けた取組を加速させるためにスポーツ・文化振興課を新設し、南浜館のさらなる価値向上、野球の盛んな本市ならではのスポーツ振興などに取り組むこととしております。

産業競争力向上で地域の体力、稼ぐ力を高めること、中長期的な子育て支援の充実で地域の持続可能性を高めること、地域コミュニティの質を高めることで高齢者を含む全ての市民のQOLを高めていくこと、この3つの柱を今後も強く推し進めていくことが、平和で成熟した地域社会、枕崎ならではの地域共生社会の構築に資するものと分析しております。

**○4番沖園強議員** 今、自分なりの分析を紹介していただきまして、私、生まれてこの方、この枕崎を離れたことがないと、主に農業で生活してまいりました。

農業は畑を耕して、そして種をまいて、育て、果実を収穫し、それをなりわいとしているんですけど、畑が疲れて生産性が悪くなったら品種の更新と土壌改良を行うと、そして茶の芽吹きが悪いときは、農家の方々はばっさりと台刈りをして若返らせて、生産性を上げると、農業はそういった循環である

政、政治もまた同じことが言えるんじゃないかなと私は思っております。前任者から引き継いで、そして生かすべきところは生かし、そして見直すべきは見直して、また1期目の課題を2期目に生かそうと、あるいは次の世代にバトンを渡すか。常に、行政、政は継続していると、その循環であると。

今、市長は1期4年目に入ったんですけど、いろいろ分析されておられました。そして、いろいろ成果も上がってはいます。

しかし、政治、政は結果責任であると。ということは、1期目のそういった自分の体験、実績、そういったものを2期目に生かすのかと、節目のときに差しかかっておりますので、市長はその結果責任を求めて2期目に挑戦される気持ちがあるのかお聞きしておきます。

**○前田祝成市長** 私自身の任期、残り8か月弱となっているところです。

今、申し上げましたようにコロナ禍で非常に厳しい環境にございますが、まずは足元の感染防止と経済活動の両立を、そしてコロナ終息後を見据えて中長期的な視点を持ちながら、残りの8か月弱の任期、一つ一つの施策を丁寧に進めてまいりたいと思います。当然、結果を求めてまいりたいというふうに思います。

そして、次の4年、コロナ後の枕崎市にとって、とても重要な時期になります。先ほど申し上げました産業競争力の向上、子育て支援、コミュニティの再構築、この3つを柱として、さらに前へ進め、コロナ後の枕崎のまちの姿を描いていかなければならないと考えております。

そのために、組織の力を引き出し、結束させ、これまで培ってきた自身のマネジメント能力をさらに磨き、枕崎市のために、枕崎市民のために全身全霊をかけて2期目に臨む覚悟でおります。

**○4番沖園強議員** 教育長のお言葉を借りて申し訳ないんですけど、たまには名人になって、あるいはひらりと身をおかわす達人というものも求められますので、ぜひ1期目の自分の今まで取り組んできた課題というものに結果責任を求めて頑張っていたいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

スポーツ・文化振興についてでございますけど、図書館の大規模改修がございまして、これまでに図書館に展示してあった埋蔵文化財とか、指定文化財ですよ、そういったものが見当たらなくなったと市民の声もあるんですけど、その指定文化財等についてはどこに収納してあって誰

が管理しているのか、お聞きしときます。

○豊留信一生涯学習課長 指定文化財のうち、絵画、書籍、典籍、古文書といったものについては、これまでも南浜館に保管し管理しており、図書館に展示してありました指定文化財、工芸品等は昨年度の図書館の大規模改修に伴いまして、南浜館の収蔵庫に保管してございます。

それから、同じく図書館に展示してありました埋蔵文化財、石器、土器、鉄器などは、旧金山小学校の校舎に仮に保管し、今年度からは生涯学習課が管理しております。

○4番沖園強議員 確かに、古文書、文献と湿度管理といえいいんですかね、それやら防虫等で非常に専門性が求められて、管理の仕方が難しいんでしょうけど、その埋蔵文化財等の図書館にあったやつは金山小学校と、今御答弁だったんですが、金山小学校に今仮に保管しているんですけど、専門的な知識というものも当然必要で、本市には学芸員が2名ですかね、いらっしゃいますよね。

その学芸員2名がいろいろ説明したり、市民に公開する、そういったものは常設展示が好ましいのかなと私は思っているんですけど、その展示方法、特に金山小学校は仮保管ということなんですけど、また南浜館で常設展示ができるような展示方法ができるのかどうか分かりませんが、その辺についての見解はどうなんですかね。

○豊留信一生涯学習課長 文化財等を市民の目に触れる展示方法としましては、昨年度は図書館の改修もあったことから、文化課のほうで枕崎の埋蔵文化財展として、松之尾遺跡で採集・発掘された資料を南浜館の市民ギャラリーに5月9日から6月13日までの間展示したところです。

今年度も「文化財展～二本木遺跡～」と称しまして、二本木遺跡調査を実施した際に発掘した旧石器時代の遺物や縄文時代早期の居住跡等の貴重な遺物資料などを展示する展示会を開催し、市民の皆様に御覧いただきたいと考えております。

文化財を保管・管理する事務局としましては、市民の皆様が常時、文化財を目に触れるための展示方法や場所も必要であると考えております。文化財等の収納の在り方につきましても、現在、分散して保管・管理しているものを1か所に集めて保管・管理することが効率的であると考えております。

このような文化財の保存及び活用に関することにつきましては、枕崎市文化財保護審議会に調査審議をお願いし、よりよい文化財の保存、活用についての御意見も伺いながら効果的な方法を検討していきたいと考えております。

○4番沖園強議員 文化財保護審議会ですかね、条例では5名の委員がいらっしゃいますよね。今のそういう金山小学校に仮保管している、そして今課長の答弁では今後常設展示ができるような会場はできないか、審議会委員の御意見等を賜りたいということなんですけど、今までは審議会にそういったことを諮ったことはないんですか。

○豊留信一生涯学習課長 文化財保護審議会は毎年開催しております。その中で、文化財及びその活用について審議していただいております。

常設展示のことにつきましても、委員の意見を聞きながら、これまで市立図書館のほうに展示をしていたところです。市立図書館の改修を行うに当たりまして、図書館の利便性の関係から今回、図書館には展示できなくなったところがございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、市民の皆様が常時文化財を目に触れるための展示方法や場所が必要であると考えておりますので、早急に審議会を開催し、委員の御意見も伺いながら、効果的な方法を検討していきたいと考えております。

○4番沖園強議員 市長に伺いますけど、どうしても常設展示会場をどこか設置すると、南浜館になるのか、市民会館のホワイエになるのかどこか分かりませんが、予算が伴いますよね。市長としてはどうお考えですか。

○前田祝成市長 常設展示に関しましては、様々な可能性があるかなというふうに関心を持って



プしているところです。

南溟館あるいは市民会館のホワイエとあるんですが、今、そのほかにもですね、南薩地域地場産業振興センター、こちらは図書館の仮の営業というか、そこでやっていたわけですがけれども、この2階であるとかですね。様々な本市の施設を見極めた上で最終的に判断したいというふうに思います。

予算に関しても当然発生いたしますので、その予算措置についてはですね、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

**○4番沖園強議員** せっかくスポーツ・文化振興課が創設されてですね、機構改革がなされて、そしてまた教育委員会としても常設展示場が必要と感じているようですので、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、中学生の部活動関係を何点かまとめてお尋ねしますが、中学生の部活動は学校施設を利用してあります。一方、小学生の陸上記録会あるいは水泳記録会、または社会体育になるのかな、黒潮すもう大会、市の施設を利用していると。それぞれの事務分掌といいますか、どうなっているんですかね。

**○中村克己学校教育課長** 教育委員会の管轄かどうかというすみ分けは、児童生徒の教育活動が教育課程内に位置づけられたものか、それに準ずる位置づけであるかというところにございます。

そういう観点で鑑みますと、学校施設を利用する中学校の部活動は教育委員会の管轄となります。また、市の施設を利用する小学生の陸上記録会や水泳記録会は、小学校長を中心とした小学校体育連盟という組織の主催となりますので、同じく教育委員会の管轄となります。

**○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長** 引き続き、市の施設を利用して実施する小学生のスポーツ関係行事についてお答えいたします。

本市独自のスポーツ大会として、これまで駒場公園相撲場での黒潮すもう大会や港まつりの催しとしてカッター大会を実施してきました。これらのスポーツ大会は、本市ならではの特色ある生涯スポーツの一環として、市長部局でありますスポーツ・文化振興課が管轄しております。

**○4番沖園強議員** 今の御答弁で事務分掌は大体分かったんですが、あとその施設の管理、事務分掌で管理されているんでしょうけど、管理または職員の職務体制、その市長部局と教育委員会とのすみ分けといいますかね、それはどうなっているのか。

また、気になっているのは、社会体育、小学校体育協会等があるみたいですが、教職員が従事というか引率等について行かれた場合の勤務体制が気になるところなんですけど、その辺はどうなっているのか、そしてまたもう時間の都合がございますので、スポーツ・文化振興課における現在の最も大きな課題といいますか、それはどういったものが課題となっているんですか。

**○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長** 施設の管理、職員の職務体制など、市長部局と教育委員会とのすみ分けについて、まずお答えいたします。

初めに、総合体育館などの社会体育施設は市長部局でありますスポーツ・文化振興課が管理し、スポーツ振興系の職員は南溟館において業務を行っております。そして、総合体育館においては、社会教育指導員2名を配置し、職員と連携して業務を行っております。

次に、文化施設であります南溟館はスポーツ・文化振興課が、市民会館は生涯学習課が施設管理をしております。それぞれの施設に学芸員を配置し、南溟館では美術を専門とする学芸員1名を文化振興係に、市民会館においては文化財を専門とする学芸員1名を公民館係に配置し、それぞれが業務をすみ分けしながらも連携し、南溟館を核にして観光文化の振興、そして文化財の適切な保存、公開にも取り組んでおります。

**○中村克己学校教育課長** 社会体育に児童生徒が参加する場合の教職員の勤務体制に支障は出ていないのかという問いにお答えいたします。

教職員が社会体育など地域行事に参加する場合、学校長は本人の意思をしっかりと確認した上

で、負担がかからないよう対応しており、勤務体制に支障を来す状況にはなっていないと考えております。

地域とともに子供たちの豊かな成長を育むことを目指す学校にとって、開かれた学校づくりは必要不可欠なものであり、教職員が自ら地域に出向き、子供たちや保護者、地域住民の方々と活動する時間は極めて大切なものと考えております。

教育委員会としましても、教職員に対して児童生徒が参加する地域行事については可能な範囲で積極的に参加するようお願いしているところでございます。

**○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長** スポーツ・文化振興課における課題について、お答えいたします。

スポーツの振興、そして文化の振興に当たり、それぞれが掲げる大きな目標と課題がありますが、早急に解決してまいります。

まず初めに、スポーツの振興については、スポーツを通したまちづくりの推進を掲げております。スポーツ合宿誘致、スポーツ教室の開催、各種目大会の開催、市民運動会の開催などがあります。どれも重要な課題であります。

次に、文化の振興については、文化を通したまちづくりの推進を掲げ、コロナ禍においても衛生管理を徹底し、知恵を絞りながら特別企画展・企画展を開催すること、そして次期公募展の開催に向けての準備やアートストリート「青空美術館」の活用など大きな課題があります。

また、ハード面においては、社会体育・文化施設の充実として、国県補助事業などを活用するなどして、交流人口・関係人口を増やすための交流の場としてふさわしい施設整備が重要だと考えております。

最後に、これまでも教育委員会とは、情報の共有や事業の実施に当たり連携していますが、文化財の保存・公開など、これからもお互いに業務内容を確認しながら連携を図ってまいります。

**○4番沖園強議員** スポーツ・文化振興課は走り出してまだ2か月弱、いろいろな課題があるんでしょうけど、特に文化財等には先ほどいろんな御答弁がございました。常設展示ができるようなですね、そういった取組も、またスポーツ交流といえますか、まちづくり、取り組んでいただきたいと思います。

次に、公営住宅の長寿命化計画等について時間の都合で5点ほどまとめてお伺いさせていただきます。

9月議会で建設課長が空き家等となった政策空き家は、住環境や安全面から解体したほうがよいというような御答弁もございました。そういった中で、本市ホームページには空き部屋なしの公営住宅が11団地紹介されております。

しかし、これ、実態は空き部屋があると。特に1つ例を挙げれば、金山住宅は8戸ほどあるんですけど、4戸は空き部屋だと。その空き部屋がある団地がなぜ空き部屋なしの表記になっているのか、ホームページでは。先ほど9月議会の例を申しましたが、政策的な問題だろうかと推測はするんですけどね。

それと、10か年の公営住宅長寿命化計画は計画どおりに進捗しているのか。

また、金山住宅の合併処理浄化槽の更新計画はあったんですけど、それはどうなっているのか。維持管理計画の経常修理、あるいは修繕維持管理の範囲がどこまでを指しているのか。9月議会等でも私指摘したんですけど、トイレのマンホールとか非常に非衛生的であると指摘しております。

令和5年の長寿命化計画でも示してあるんですけど、利便性係数0.77という0.8以下の団地があるんですけど、そういった団地も整備をしていくつもりなのか、そういったつもりでこういった政策空き家でなくても空き部屋なしになっているのか、その辺はどうなんですか。

**○松田誠建設課長** まず、5月20日更新の本市ホームページでの空き部屋についてお答えしま

す。

5月20日更新のホームページでは、16団地のうち、空き家なしが11団地、5団地5戸が空き部屋と表記してありますが、これは申込みがあり次第入居できる空き部屋数となります。

このほかホームページ上で表記していない空き部屋は6団地17戸あります。表記していない空き部屋の内訳としましては、複数の入居希望者による抽せん待ちが1団地2戸、修繕中が1団地2戸で、残りは修繕、取替えなどの見積り中となります。

先ほどの金山団地につきましては、政策空き家になっておりますので、空き家のままと、空き家を表記していないということになります。

続きまして、公営住宅長寿命化計画の進捗についてでございますが、平成25年1月に作成しました公営住宅長寿命化計画は8年が経過しております。進捗率は、今年度実施予定の亀沢団地5号棟の外壁塗装と屋根防水が完了すると75%となります。残る未実施の団地は、旧耐震構造で簡易二階建ての火之神団地、小山平団地、金山団地となります。

続きまして、金山住宅の合併浄化槽についてでございますが、金山団地の入居率は、計画作成時は8戸中、入居者8戸の100%でありましたが、現在は8戸中4戸の50%となっており、長寿命化事業中も入居希望がなかったところがございます。

また、近接する第2金山団地も空き部屋が増えてきているため、長寿命化第2期において金山団地入居者は第2金山団地に集約し、廃止を検討する団地となることから、長寿命化計画に記載してある合併浄化槽への更新は行いません。

続きまして、経常修繕、維持管理の範囲についてでございますが、市が行う経常修繕は、建物や設備の老朽化に伴い発生する水漏れや外壁のひび割れなどの修繕、維持管理は樹木の剪定のほか、水質検査、浄化槽の清掃などの法令に基づく保守点検となります。

なお、網戸の張り替え、照明器具の交換、雨どいの詰まり等の軽微な修繕や側溝清掃、住宅内の草刈り等は入居者の負担となっております。

最後に、利便係数0.8以下の団地についてでございますが、立地条件と設備条件を反映している利便性係数が0.8以下の団地は、木場団地、火之神団地の全棟、金山団地の3団地となりますが、入居率が高い団地で、耐震性がある建物については、長寿命化事業での整備を検討したいと考えております。

**○4番沖園強議員** 長寿命化計画は5年ごとの見直しなんですよね。そうすると、1つ例を挙げて金山団地の長寿命化計画、これ改修するようになっておりましたので、それはどこで見直したんですか。

**○松田誠建設課長** 金山団地につきましては、長寿命化計画の作成時におきましては長寿命化事業を行う予定でございましたが、作成後、県のほうから耐震性がないと長寿命化事業はできないという通知がございました。それに伴いまして、金山団地につきましては耐震性がないという判断もございまして、長寿命化事業を行わなかったということと、先ほど答弁しました入居率が落ちてきているということでございます。

**○4番沖園強議員** 耐震性がないということで、例えばほんならホームページでも紹介されていないんですけど、火之神団地の場合、築43年、44年の場合は建て替え計画だったんですよね。それを解体したと。

それがもう解体してしまって、あと建て替えるのかどうかというのまだ検討されているのかどうか分かりませんが、検討するのはいいんですよ。そして、そういう空き家なしで政策的に、例えば修繕をして入居希望がなければ修繕をしないんだと。だけど、入居募集はかけないと。

それは9月議会でも指摘してきたんですけど、そういった全体的な見直しを令和5年度からの新しい計画で積み上げていけばいいとは思っているんですよ、私自身も。だから、その辺をはっきりと方向性が定まっているのかということですよ。

あとの質問ともつながっていくんですけど、例えば火之神団地は非常に利便性が悪いよと、家賃を算出するのに利便性係数というものがあって、あるいは経過年数係数というものもございませぬ。そういったもので、計画は建て替える予定だった、だけど利便性係数から、そういう経過年数係数からいろいろ考慮した中で、もう建て替えないで、ほかの利便性のいい団地に集約していくのかどうかということも政策的には絡んでくると思うんですよ。

その辺を考慮されているのかどうか分かりませんが、私自身としては、金山住宅の場合、耐震性がないから、入居希望もないから解体の意向でトイレも改修しないと、木場もそうですよね、谷原もそうですよね。

火之神については、全然その辺の方向性が我々には示されていないと、そういった部分で需要と供給のバランスを見ながら、当局がいろいろ検討されているんでしょうけど、市長にお伺いしますけど、9月議会で市長にお尋ねしたとき、市長が高齢者の独り暮らし、2人世帯、低所得者等に配慮した特化した廉価で借りられる公営住宅が必要であると感じていると、職員に研究するように指示してありますと。そして、市長自身はそういった検討したことをつくり上げていきたいと、こう答弁されているんですよ。

コンパクトシティに絡めて私9月議会ではお尋ねしたんですけど、市長の考えはまだそういったお考えであられるのかどうか。

**○前田祝成市長** 以前答弁したとおりですね、独居老人でありますとか、独り親世帯が増加しているという状況がございませぬので、それらに特化した住宅建設、これについては必要であるというふうに今も考えております。

先ほどもありましたけれども、中長期的な視点でこれらも計画していかなければいけないというふうに思います。

地域共生社会という話がありましたが、いろんな横のつながりをしっかり持ちながらですね、枕崎市のどういう住み方、住まわれ方が一番いいのかっていうところを含めて、しっかりと検討させていただきたいというふうに思います。

**○4番沖園強議員** もう一点、公営住宅法関係でお尋ねしますけど、公営住宅法または本市の条例でもそうなんですけど、民間事業者が所有している優良な住宅を借り上げたり、あるいは買い取ることができるようになっていくんですけど、本市はその点について検討したことがあるのか、どうなのか。

**○松田誠建設課長** 公営住宅として低額所得者に賃貸するために必要な住宅の借り上げや買取りについては市条例においても可能ではありますが、これまでに検討したことはありません。

次期長寿命化計画においては、県内の状況を調査し、PFI事業も含めて研究していきたいと考えております。

**○4番沖園強議員** まず、自分自身の考え方としては、廃止したほうが利便性と云々を考えて、そういったコンパクトシティにつながるようなまちづくりができるのかなというふうに考えておりますので、ぜひですね火之神団地を絶対建て替えないすまんとか凝り固まった考え方をまた見直す一つの材料にすればいいのかなと思っております。

次に移ります。

公債権がある相続財産についてでございますけど、3月議会の予算特別委員会で明らかになった火之神地区の養豚場跡地のことですが、当件は市税の滞納がある当事者が死亡したと、そして関係者が相続を放棄した。

全筆に公債権がある本市は、相続財産管理人の選任申立てを検討しなければいけないと、その調査をする必要があると。その調査のめどが7月ぐらいまでかかるんだというようなことだったんですけど、その調査のめどは立っておられるんですか。

**○神園信二税務課長** 相続財産管理人選任申立てに先立ちます調査を急ぎまして、4月22日に

知覧裁判所に対しまして、令和2年に亡くなった方所有の相続放棄分と、平成27年に亡くなった方所有の相続放棄分の2件に係る相続財産管理人選任申立てを提出いたしました。

これに対しまして、知覧裁判所から、令和2年に亡くなった方所有の相続放棄分につきましては、既に鹿児島県信用保証協会から、相続財産管理人選任申立てがされておりまして、4月12日付で田中弁護士を管理人として選任する審判がなされているということをお知らせいただきました。

なお、平成27年に亡くなった方所有の相続放棄分に係る相続財産管理人選任申立ては、同日4月22日に受理をいただきまして、5月17日付で栢弁護士を相続財産管理人として選任する審判がなされまして、本市に通知をされております。

4月30日には田中弁護士と、5月27日には栢弁護士と面談をいたしまして、本市の考え方も含めてお話をさせていただきながら、同地の今後の処分の方針に関して両弁護士の見解を伺ったところです。

なお、今後、現在休眠状態でございます農事組合法人の所管行政庁である鹿児島県に、同法人の一時理事選任及び同法人の所有財産の処分のための手続のお願いに伺うとともに、残ります農事組合法人関係者2人の所有の相続放棄分の相続財産管理人の選任の手続を進める予定となっております。

**○4番沖園強議員** 今の答弁でいけば、農事組合法人は今から県のほうにということで、そうすると令和2年に亡くなられた方の場合は県の保証協会と言われましたかね、その費用はどういった分担割合になっていくんですか。3つに分かれるわけですよ。

たしか予算特別委員会では100万円だったかな、100万円ほど予算を計上しちよったんですけど。

**○神園信二税務課長** 令和2年に亡くなった方の相続放棄分につきましては、信用保証協会が全てこの費用は御負担されます。平成27年に亡くなった方所有の分につきましては、本市の申立てに係る分でございますので、予納金ということで100万円予算の措置をいただきましたけれども、そのうちの50万円を既に支出させていただいています。

**○4番沖園強議員** ということは、100万の予算のうち、50万で本市の場合は済んだと。農事組合法人の場合は今から県のほうになるから、それには発生しないと理解してよろしいんですか。

**○神園信二税務課長** そのとおりの御理解で結構です。

**○4番沖園強議員** 分かりました。そうすると、3点ほどまとめてお聞きしますけど、相続財産管理人から任意売買の打診があった場合、市は引き取るのか、枕崎市のほうに打診があった場合。

また、公売になった場合は、本市は全筆債権者になっているみたいですから、公売に参加するのか。また、仮の話で申し訳ないんですけど、市が引き取った場合の土地の利活用はどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

**○堂原耕一企画調整課長** 火之神地区の当該土地につきましては、相続財産管理人から任意売買の打診があった場合、また公売になった場合、市としてどのような判断をしていくかにつきましては、様々な課題も含め検討を進めているところではございますが、現時点で正式な決定はなされていないところでございます。

ですので、この場で具体的なお答えをすることは、申し訳ございませんが差し控えさせていただきたいと思うところなんですけど、ここ数か月のうちには相続財産管理人のほうから様々な打診の可能性があると考えておりますので、できるだけ早期に市として方針を決定したいと考えております。

その方針を決定する検討に当たりましては、当該土地に関連した本市の債権の状況でありますとか、また当該土地に現在建っている老朽化した建物の現況、そして本市の主要観光スポットの一つである火之神公園へのアクセス道路に面しているという立地面など、当該土地が持つ本市に

とっての重要性であったり、課題を念頭に置きながら、また前回の3月定例会で議員の皆様からいただいた御意見なども参考にさせていただきながら、様々な要素を整理し、判断していきたいと考えております。

**○4番沖園強議員** 現時点では答えられないということで、それはそれでしょうがないことですが、先ほど公営住宅のところでも若干触れたんですけど、私個人の見解で申し訳ないんですが、公営住宅をどうしても火之神団地に固執するののかも分かりませんが、一体化できるんじゃないかなど、今のこの養豚場跡地と、あるいは県営住宅の跡地、そして本市の火之神団地、何かこうプロジェクトチームを立ち上げてですね、検討していければいいのかなと思いますが、市長の見解をお聞きします。

**○前田祝成市長** 当該火之神地区の土地の取得につきましては、可能な限り前向きな判断を下せるよう、先ほど企画調整課長からの答弁にもございましたが、様々な要素を十分に考慮しながら検討してまいります。

また、その利活用方法につきましては、様々な観点からその可能性を探って、有効な活用について検討してまいります。ただいま議員からいただいた御意見についてもですね、今後検討を行う際に貴重な御意見として参考にさせていただきたいと思っております。

**○4番沖園強議員** ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、南薩地区衛生管理組合の負担金についてでございます。

いろいろございまして、3月議会の蒸し返しをするつもりはさらさらございませんので、私ずっと南薩地区衛生管理組合の負担金の負担割合については疑問視している1人なんですけど、組合のイニシャルコスト、ランニングコストについては、現在の均等割3、そして実績割といえますか人口割7、この割合については均等割の比率が高ければ高いほど小さなまちは損をすると言えいいのか、負担が大きくなると指摘してまいりました。

一般質問等でお尋ねしてきたんですけど、県下の衛生管理組合、一部事務組合の中には、均等割をなくしている団体もありますし、非常に1割とか、2割とか、そういった団体が増えてきております。

均等割をできるだけ圧縮といいますか、なくして実績割にしていくと、搬入割あるいは人口割にしていくと、ごみの分別が進んで減量化につながるんじゃないかなど、それぞれのまちが努力するわけですからね。

また、市長自身もその辺については協議会等で本市の立場というものを主張されてきたということなんです。そのスタンス、本市の取っているスタンスをどういった形で構成市の皆さん方に理解してもらうか、それが一番肝要だと思うんですね。そういったことを含めて、市長の見解をお聞きします。

**○前田祝成市長** 南薩地区衛生管理組合におけます各負担比率につきましては、総務議会費が均等割3、人口割7です。枕崎共同斎場などの施設においては均等割3、実績割7を基本として整理されているところでございます。

南薩地区衛生管理組合に対する負担方法につきましては、本市の基本的な考え方については、これまでも御説明してまいりましたが広域で事業展開すること、事業の許容人口を増やして一人一人のコストを削減できることが重要な目的の一つであるというふうに考えておまして、それこそが広域行政のメリットを生かしていくことにつながるというふうに思っております。

負担金に対する基本的な考えですが、今御指摘されていることと全く同じです。南薩地区衛生管理組合で用いている均等割に係る部分について、これは私としましては地域全体の人口の合計数で応分に割る人口割を採用すべきだというふうに考えております。

施設のランニングコストを搬入割と人口割の負担割合にすることによって、今おっしゃられたように応分に負担金が算定されることとなりますので、構成市の意識といいますか、市民の環境

課題に対する意識醸成がごみ減量化につながっていくというふうに感じております。

ですので、今、均等割3、実績割7というところを人口割3、実績割7っていうことにすればですね、全ての市民が同じような負担割合になるわけですから、そこに対する市民の減量化に対する考え方、減量化に対する取組っていうのは進んでいくものだというふうに思います。この辺りがやはり構成市に対する説得の一番のポイントになるのではないかなというふうに考えております。

南薩地区衛生管理組合協議会あるいは幹事会におきまして、構成市に対する情報提供、業務の進め方についても併せて意見を述べてきておりまして、また負担金に係るこのような課題についてもですね、おっしゃられるように、県内の他の一部事務組合の負担方法あるいは比率の割合なども考慮しながら、私どもとしてはしっかりと検証してくれということは今後も申し上げてまいりたいと思っております。

もう一つ、その協議会の協議経過でありますとか、あるいは幹事会でどのようなことが話されているというところの情報公開についてもですね、私自身が非常に不満を持っているところがございます、その辺りもぜひ組合議会のほうでもですね、共有してくれということも併せてお願いをしているところでございます。

その辺りを情報共有することによってですね、組合議会からも建設的な意見が出てくるであろうというふうに期待しておりますので、その辺りもぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

いずれにしましても、これは新クリーンセンターがスタートしますので、喫緊の課題となりますので、私としてはしっかり組合の中でですね、本市の立場あるいは構成市全ての市民の人たちの有益性というか利便性といいますか、意識っていうところを醸成させるような意見を発信していきたい、考えを発信していきたい、そのように思っております。

**○4番沖園強議員** 今、市長は人口割3にすれば大体公平感が保たれるというようなことだったですね。

私は3ではまだ、もう均等割1以下にすべきだと思っております。なぜかという、結局建設箇所をめぐって誘致合戦が始まったと、各構成市が。収集コスト、移送コスト、それは各市が持つわけでしょう。遠くなった分、本市は負担が増えるということはどこでも言えるんですけど、その辺の不公平感というものを解消するためには私は均等割をなくすべきだとそういうふうに思っております。

ただ、その主張が認められるか、認められんかは、今市長が言われたように我々組合議会議員にも課されておりますので、頑張りたいというふうに思います。

今後、中継処理施設が内鍋になる予定ですけど、ストックヤードをどういった形で活用していくかということもございますので、ぜひですね、組合議会議員、枕崎市議会ともタイアップして、幹事会、協議会等で頑張りたいと要望しておきます。

最後に、下水道汚泥処理についてですが、以前資料を頂いております。施設費に要する経費、平成28年度から令和元年度決算見込み、2年度の当初見込み、そういったものを頂いているんですけど、現時点で処分量あるいは処分費、運搬費はどうなっているのか、お伺いしたいと思っております。

**○永江隆水道課長** 過去3年間の汚泥処理状況について御説明いたします。

まず、汚泥処理量につきましては、平成30年度4,520トン、令和元年度4,512トン、令和2年度4,069トンとなっております。

また、汚泥処分費として税抜きで申し上げます。汚泥処理業務委託費が平成30年度9,714万0,601円、令和元年度8,133万6,272円、令和2年度5,891万4,915円となっており、汚泥運搬業務委託費が同じく税抜きで平成30年度1,033万8,975円、令和元年度1,095万7,274円、令和2年

度951万6,922円となっております。

○4番沖園強議員 好転したことはいいんですけど、処分量が令和2年度決算見込みで4,069トン。以前頂いた予定では4,438トンだったんですけど、処分費が前年度に比べると2,500万円程度ですかね、下がっているんですけど、この事情はどういうところにあるんですか。

○永江隆水道課長 御指摘のとおり、昨年度、汚泥量、そして汚泥処分費、大分下がっております。

この影響としましては、巣籠もり等で御家庭の一般のほうの排水量等は若干増えているんですけども、コロナの影響で工場等の排水量が大幅下がっていると。大口の結構な排水量があるものですから、その分の影響が大きく、このような結果になっていると分析しております。

○4番沖園強議員 最後の質問に入ります。

先般、霧島市の下水道汚泥の活用の事例が新聞報道されておったんですけど、本市でも産学官連携で汚泥活用策を探求すべきであるというふうに思っております。

その辺についての見解をお聞きいたします。

○永江隆水道課長 先日、南日本新聞で報道されました産学官連携での霧島市の取組については、承知いたしているところです。

この取組につきましては、お茶栽培の肥料として焼酎かす等を利用する下水道汚泥の利活用であり、本市産業との関係性もあることから、今後の動きについては十分注視していきたいと考えております。

現在、下水道事業におきましては、汚泥処理費縮減の方策として、令和2年度から今年度繰越しをお願いしております汚泥処理施設最適化基本計画の策定事業を実施中でございます。この基本計画の策定後に、汚泥量の減量化を図るための消化、濃縮、脱水、乾燥、そして脱臭を含めた下水道汚泥処理施設の検討をし、改築、更新の整備を行っていく予定でございます。

これらの施設整備を行っていく上で、汚泥の有効利用も十分視野に入れながら整備計画を進めていきたいと思っております。

○永野慶一郎議長 以上で、沖園強議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時15分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 今年4月1日から市立図書館がリニューアルオープンしました。5月号の市報に特集で掲載され、私も足を運んでみました。床や壁、階段が白を基調にデザインされ照明もLEDに変わり、とつても館内が明るくなっており、驚きました。トイレも和式から洋式トイレとなり、エレベーターも新しく設置されておりました。そして、コロナ禍でも安心して利用できる環境になっています。本の除菌や消臭ができる図書除菌機や各階に空気清浄機も設置してあります。また、オンライン化により自宅で本の検索や予約ができるようです。

明るく、とつても利用しやすくなった図書館です。市民の皆様も、ぜひのぞいて利用してみてください。

それでは私の質問に入ります。

本日は、教育関係2点と飲食店などの支援について質問させていただきます。

まず、中学校の部活動について。枕崎市人口ビジョンでの社人研推計によりますと、2025年には1万9,000人を下回るという予測がされています。本市には4つの中学校があり、全て小規模校に分類されていますが、本市の統廃合についての考えをお聞かせください。



[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 学校統廃合については、子供たちが望ましい学習環境で学ぶことを重視することが大切であります。そのことを踏まえ、本市教育委員会は平成24年1月「枕崎市望ましい学校づくり審議会」において、小学校においては、複式学級の人数が10人以下または全校児童が30人以下となった場合、中学校においては、1学年15人以下または全校生徒が45人以下となった場合に、再編・統廃合を検討する旨の答申が示されております。

この答申を尊重して、学校の統廃合へ対応していく考えであります。

○2番眞茅弘美議員 本市としては、これまでも同一校区に1小1中という考えを聞いております。それぞれの地域と一体となり、学校づくりが進められてきました。統廃合については、児童生徒の数が減少傾向にあるという理由で、すぐすぐに統廃合しますというわけにもいきません。

しかし、現状は特に2校については部員数は少なく、部活動そのものも選択肢が限られているのが現状です。そこで、各学校の部活動数をスポーツ系、文化系、それぞれお願いします。

○中村克己学校教育課長 枕崎中学校の運動部は7つ、文化部は2つ、計9つになります。桜山中学校につきましても運動部が5つ、文化部が1つ、計6つとなっております。別府中につきましても運動部が4つ、文化部はありません、合計で4つ。立神中学校につきましても運動部が6つ、文化系が1つ、計7つでございます。

○2番眞茅弘美議員 これまでに部活動について、生徒や保護者からの相談や要望はございませんか。また、部活動についてのアンケートを取るなどの予定はございませんか。それから、現在の部活動の現状をどのように考えているかを3点お尋ねします。

○中村克己学校教育課長 部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもので、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう学習指導要領で示されております。

また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いものであります。

一方、働き方改革が求められる中、部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立っており、休日を含め長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教員にとって多大な負担になっていることから、部活動の顧問、担い手がなかなか難しいという課題もあります。そのような中で、各学校は部活動を行っております。

こうした状況の中で実施している部活動について、これまでに保護者から、部活動の選択肢が少ない、今ある部活動の人数が少ないなどの声が寄せられております。

教育委員会としましては、部活動の設置・運用については学校の実情に応じて学校長の責任で判断しております。各学校では、適切に対応しているものと考えております。

アンケートについてでございますが、アンケートについては何を目的とするのかということが大切で、部活動については各学校の責任で必要に応じて実施するものだと考えております。部活動はあくまでも学校教育の一環ですので、教育委員会で実施することは考えておりません。

○丸山屋敏教育長 今、アンケートのことについて教育委員会では考えておりませんというふうに課長が答弁いたしました。何かあると教育委員会では学校をどうしませんかという御相談をよく受けるんですけども、これはですね、枕崎市の学校の管理規則というのがあるんですね。

これについては、教育委員会の業務を校長の責任でやってもらうということを設けておまして、そうしたことについて学校がやっております、今の部活動のこと等についても学校の校長の責任の下に行うということ、それからいろいろとですね、学校で講演会があったりとか、あるいはいろんな行事をやっておりますけれども、これもですね、教育委員会でやるとですね、枕崎の小学校4校、中学校4校は同じことをやってしまうわけですね。それで、学校の校長先生の判断でそれぞれの校区に応じた行事等を行っております。

これがですね、学校管理規則の一つでありまして、今のアンケートの話に戻しますと、アンケートというのは、あくまでも部活動は教育課程の中ですので、学校でやっていただくということでもあります。

○2番眞茅弘美議員 これまで、学校のほうで学校別にアンケートなど取られて、部活動に対しての意見とかですね、先程も選択肢が少ない、人数が少ないということを言われましたが、それ以外には何か出てないでしょうか。

○丸山屋敏教育長 課長は今年着任いたしましたので、過去ですね、今の2点については、教育委員会のほうに学校からこういう意見がありましたということは聞いておりますが、その他のことについてはですね、私の記憶のあるところでは聞いた記憶はございません。

○2番眞茅弘美議員 アンケートについては分かりました。

しかしですね、今の現状というのが中学校によって部活動の数に格差があり、地域によって異なるので仕方ないと言ってしまうとそこまですけれども、学校によりですね、不公平感が生じてしまうと思うんですね。今それが現状なんだと思います。

今、そういう中ですね、最近ではクラブチームに所属している生徒もいるようです。本市には、中学生が所属するクラブチームが幾つぐらいありますか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市内のスポーツクラブについて、まずお答えいたします。

本市社会体育施設を利用し、中学生を対象に活動するクラブチームは、バスケットボールの1団体、硬式テニスの1団体、硬式野球の1団体の計3団体になります。

○2番眞茅弘美議員 このクラブチームに所属している中学生も中体連などの試合に出場できますか。また、そういう場合は何か学校との取決めなどがございませうか。

○中村克己学校教育課長 クラブチームにつきましては、まず中学校に既存の部活動がないということ、それから単独でチームができていないことなど、各学校長のほうで中体連の規定に合わせて出場できるかどうかの判断をしております。

○2番眞茅弘美議員 クラブチームで試合などに出場するときは、その中学校のその生徒が通っている学校の先生なり、引率が必要でしょうか。

○中村克己学校教育課長 クラブチームや外部団体が中体連の大会等に出る場合には、学校長のほうで引率をつけます。ただし、認めた場合は、学校長のほうで部活動の参加ということで、中体連の規定に合わせて参加を認める場合には引率がつきますが、通常は、クラブはクラブの大会に出るということになります。

○2番眞茅弘美議員 クラブチームでは、専門的な知識のある方が指導し、生徒の競技力向上や安全性の担保という観点からも、今後、考えていくべきではないかと思うんですけども、しかし、これも容易ではありません。ですので、まずは4つの中学校での合同チームはできないでしょうか。

現在生じているお話なんですけども、別府中学校のバレー部に現在12名所属しています。しかし、中体連が終われば3年生の3名が抜けるために、9名ぎりぎりになります。そして、現在、バスケットボール部も市内2つの中学校合同で活動しているようですが、このバスケットボール部も現在12名ですが、3年生が抜けると9名ぎりぎりになるようです。

どちらも9名だと試合には出場できますが、部員の中でですね、1人がけがなりするとチームに迷惑をかけるから、どうしても休めないとかですね、不安を抱えながら活動しているのが現状のようです。

そして、先ほどの部活動数の中でも課長のほうが述べられましたが、別府中学校におきましては、現在文化部が一つもありません。中学時代の多感な時期に楽器演奏などの楽しみがつかれないというのは、私ごとですが、私も音楽をやっていたので、本当にやりたいことがやれないというのは、本当につらい、非常にこれも問題だと思います。

そして、枕崎市部活動の在り方に関する方針の中に、校長は部員数の減少などに伴い、大会などに出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について検討すると記してあります。

学校教育という仕組みに依存して成り立ってきた芸術やスポーツなどの文化的活動を、新たな形で成り立たせていくためにどういう仕組みが考えられるのか、また、一番、目を向けるべきは生徒です。4中それぞれの考えがございまして、保護者の意見もありなかなかだとは思いますが、次世代を育てる学校はどう関わるのか、真剣に検討していただきたい。そして、教育委員会からもぜひ伝え、指導していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

学校教育における男女共同参画社会の推進について、本年度4月に施行されました男女共同参画推進条例の第7条では、学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならないと、教育の推進がうたわれています。

男女混合名簿は、全国の小中学校で約8割導入が進んでおり、混合名簿は鹿児島県でも広がってはいるようですが、5月29日の新聞記事の鹿児島県教育委員会によると、2020年度の使用状況は小学校61%、中学校34%となっています。

男女関係なく五十音順に並べる男女混合名簿は、男女平等、男女共同参画の観点から推奨されています。男女別名簿の男子が先、女子が後という序列は、子供たちに男子が優位という意識を抱かせてしまうリスクがあります。男女混合名簿について、本市の導入状況をお聞かせください。

**○中村克己学校教育課長** 男女混合名簿は、学校の事務処理上効率的であることが大切であります。かつては、男女別の名簿が多くを占めておりましたが、教科の男女共習や性差に対する認識の変化等に配慮して多くの学校で男女混合名簿が採用されるようになっております。

本市でも、これらのことから、全ての学校で男女混合名簿を公簿として使用しております。

**○2番眞茅弘美議員** 全ての小中学校で、そして公簿でも使われているということですね。子供たちが混乱しないようにですね、全てにおいて混合名簿を今後も使っていただきたいです。

次に、校則についてですが、髪型や制服についての男女別や細かすぎる校則は、また子供たちの人権を損ねる理不尽な校則を見直そうという動きが全国の学校で広がっているようです。

理不尽な校則が容認されている原因の一つに、学校依存社会が言えるが、確かにこれまで地域や保護者が学校に対して学習面だけでなく、生活上のしつけや社会的マナーの指導まで期待してきた側面は否めません。そこで、本市の小中学校の校則は、どのようにして決められたのでしょうか。それから、本市で最近見直しが行われた学校がございましてか。

**○中村克己学校教育課長** 文部科学省の生徒指導提要によると、校則は児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として、これまで学校の実態や教職員等との話し合いを通して学校運営の責任者である学校長が定めております。

児童生徒が心身の発達の過程にあることや学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要です。

また、学校教育において、社会規範の厳守について適切な指導を行うことは重要なことであり、校則は教育的意義を有しているものだと考えております。

見直しについてでございますが、校則については、時代の流れや社会の状況により、適宜見直していくことが必要であり、各学校においても文部科学省等の通知を受け、児童生徒や保護者等の意見も交えながら、昨年度から防寒着やインナー、靴下など学校生活に関する持ち物等の見直しを行っているところでございます。

**○2番眞茅弘美議員** 鹿児島県教育長は、県議会の校則の見直しについての一般質問の答弁の中で、ここ数年、平成30年から令和2年、校則の見直しの指導助言を行っており、服装見直しを

行った学校は小学校297校、中学校146校という答弁をしております。

そして、その見直しを行った学校の中で、さつま町の宮之城中学校のことが昨年11月の新聞記事にありました。この宮之城中学校では、約500人が参加する生徒総会で生徒心得の改善を求める提案があり、生徒目線で課題や見直し、新設を求め、身なりの規則の緩和が示され学校側に生徒会で意見交換の場を設定してほしいと要望し、そこから学級案、学年案、生徒会で取りまとめ、生徒総意での決定は学校内民主主義のすばらしい実践となったようです。

本市も条例が制定されました。今度は、子供たちを中心に考えさせることが自主性や責任感を育むこととなり、新学習指導要領にある、主体的・対話的で深い学びにもつながるものだと考えます。

先ほども少しずつ服装の見直しも行われているということでした。そして、別府小学校でもですね、保護者からの意見などもございまして運動靴の見直しが行われたと聞いております。保護者の方も大変喜んでおりました。

その意見が出たときももちろんなんですけども、時代の流れといいますか、そろそろですね、昔のままの校則でなく、見直しを進めるべきではないかと思うんですけども、本市の小中学校です、今後、校則を見直す予定はございませんか。

**○中村克己学校教育課長** 校則は、児童生徒が校則を必要なものとして捉え、自主的に守ることが必要であります。つまり、教師が校則を守らせる指導から児童生徒が自主的に守ろうとする指導への転換が必要であります。現在、そのような考え方で、各学校も取り組んでおります。昨年度も全中学校において生徒で考える機会を持って対応したところです。

今後も、児童生徒及び教職員が共に考えを出し合いながら、必要に応じて適宜見直していくことが大切であると考えております。

**○2番眞茅弘美議員** 新しい形の校則見直しができれば、子供たちももちろんですが、保護者や学校も納得できる時代に合ったルールづくりができ、学校の強みにもなると思いますので、ぜひ進めていただくよう検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、学校教育における男女共同参画社会に向けた学校での学習内容や取組について聞いてまいります。昨年度実施された男女共同参画に関する市民意識調査では、男女平等の意識について平等感が最も高いのは、学校教育の現場54.4%となっております。性別で見ると、平等とする割合は女性45.4%、男性64.9%で男女間での違いが19.5、約20ポイントとなっております。そして、男女共同参画社会を形成していくために枕崎市が力を入れていくべきことについては、「子どもの頃から男女の平等や相互理解・協力についての学習を充実させる」が最も多く44.3%となっております。この結果からも教育、学習の充実、特に子供たちへの教育が重要であることが分かります。

そこで、男女共同参画社会に向けた学校での学習内容や取組を具体的にお聞かせください。

**○豊留信一生涯学習課長** 学校教育では、学習指導要領に基づき、小学校、中学校において、社会科、体育科（保健体育科）家庭科（技術家庭科）特別活動を中心としながら、全ての教科・領域を通して男女共同参画社会の実現に向けた教育を行っております。

全ての学習を進める中で、性別に関わりなく、自他を尊重し合い、全ての人が平等であるという考えを児童生徒に深く浸透させていきながら、全ての教育活動を通して望ましい人間関係を築くことができるようにすることを目指しています。

**○2番眞茅弘美議員** 様々な授業を通して学習していることが分かりました。

それではですね、学校生活の中で、例えば健診のときに男子が先、女子が後ろに並ぶとか、重たいものを運ぶときに、力仕事ですね、それを男子に優先してお願いするとか、そういうことはないでしょうか。

**○豊留信一生涯学習課長** 学校生活を営むに当たりましては、基本的には男女間でそういった分

業などは行われておりません。ただですね、例えば男子トイレでありますとか、女子トイレ、そういった掃除のときとかですね、更衣室の利用とかですね、そういったときには男女別々に行くなどの配慮が必要ですので、分業する場合もございます。

**○2番眞茅弘美議員** 授業の中で男女平等について学んだが、先生方が言われることに矛盾があるとかですね、そういうことを子供たちが感じるがあると混乱しますので、学校生活の中で子供たちが疑問に感じたり、混乱するようなことがないように、今後も気をつけていただきたいです。

続きまして、県が行っている子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業についてですが、本市のこれまでの実施校を教えてください。また、今年度、この事業を実施する予定はございませんか。

**○豊留信一生涯学習課長** 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業につきましては、鹿児島県男女共同参画センターが平成25年度から実施している事業で、毎年県内の小中学校10校ぐらいで実施しているようです。

本市におきましても、平成28年度に桜山中学校が、平成29年度に桜山小学校が実施しております。令和3年度は、県内8か所で実施する計画となっております。本市からも、桜山小学校と枕崎中学校の2校が応募しましたが、桜山小学校が採択されております。

今年度、桜山小学校で実施する事業内容としましては、11月2日に保護者、地域の方々を対象としたワークショップを、それから11月15日に児童を対象としたワークショップと教職員を対象としたセミナーをそれぞれ実施する計画となっております。

そのほかにも、市内小中学校の校長先生、教頭先生、それから教育長、教育委員会各課長、教育委員会の指導主事で自主学習グループ黒潮会という組織を構成しておりますけれども、この黒潮会では、年に4回程度土曜日を利用して各種学習・研修を行っております。この黒潮会におきましても、今年度は同センターによる学校管理職向けの男女共同参画の研修会を計画しております。

さらに、今年度、市の企画調整課と連携して実施する男女共同参画研修会を市内の4中学校に紹介をいたしております。取り組んでいただくようお願いしているところでございます。

今後も男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるための研さんの機会の確保に努めていかなければならないと考えております。

**○2番眞茅弘美議員** 本市の市民意識調査の結果を見ますと、先ほども触れましたが男女共同参画社会を形成していくためには子供たちへの教育が求められ重要であるため、子供、教師、保護者や地域の方、三者一体で学ぶ、学びの広場推進事業が立案されていると聞いています。

この学びの広場推進事業は、課長が言われましたとおりの3つの要件があり、県内で8か所、10か所と大変確率が高いようです。

しかしですね、まずはそれぞれの学校が手を挙げないことには始まらない話だと思いますので、今後もですね、ぜひ本市の全小中学校で手を挙げていただきたいと思います。

それから、この男女平等を推進するためには、教育がとっても重要です。教育は、イコール教師と言ってもいいぐらい教育を行う教師の意識は非常に大事かと思います。

先ほどの黒潮会の年4回研修をされているという話でしたが、大変それは評価いたしますが、この男女共同参画の推進に関わるですね、研修なり、勉強なり、これもぜひ1回、2回ではですね、本当に理解し難いとか、今までの固定的な身についているものとかがなかなか取れないと思いますので、できたら繰り返しですね、やっていただきたいと思います。

それとですね、子供たちは1日の大半を学校で過ごします。教育に携わる教職員の研修も全員に、ぜひ全員に受けていただきたいです。それからですね、もう一点、例えばですけど、母親学級やPTAの研修活動の中で、ワークショップも進めていただきたいです。それから、この男女

共同参画の推進に関する市の単独事業ですね、そういうのを何か計画する予定はございませんか。

**○堂原耕一企画調整課長** 男女共同参画推進に関する本市の単独事業の取組についてどうしているのかということですが、これは3月定例会のときにも御説明しておりますが、4月1日から男女共同参画推進条例が施行しまして、それに合わせまして、まず議員の皆様にも参加いただきまして先日、講演会、勉強会をさせていただいたところです。その計画した理由と申しますのが、やはり男女共同参画推進の理念というのをまずは市の職員から理解しないといけないということで、市の職員を対象にその研修会を行わせていただいたところです。

また、現在、今年度の広報紙のほうに隔月の特集記事になりますが、この男女共同参画推進条例などを基にした男女共同参画推進をテーマとした記事などの掲載を行っているところがございます。また、その他、今後は例えば職域でありますとか、後は市民の皆様方に向けた啓発を図れるような研修会なり、イベントなりというものも実施に向けて研究してまいりたいと思っております。

**○2番眞茅弘美議員** それからですね、県の男女共同参画センターでは、教職員の先生方を対象としたワークショップも行いますと呼びかけているようですので、先生方の指導者的立場であります先ほどの黒潮会、それももちろん大事かと思いますが、ぜひ直接子供たちに接する機会の多い教職員の先生方にも実施する計画を今後検討していただきたいと要望しておきます。

最後の質問に入ります。

飲食店や接客を伴う事業所の支援についてでございます。飲食店や接客を伴う事業所においては、長きにわたりコロナ感染症の影響で、売上げに大変御苦労されているようです。4月25日から大都市における緊急事態宣言が発令されまして、本市でもかなりの影響が出ているようです。大きく影響を受けているのが、恐らく今回が4回目ではないでしょうか。特に夜の営業は全くお客が入らないということで、閉めている店も多いようです。

まず、本市では、今年の1月、2月の売上げを対象とした事業者応援資金の2回目の申込み申請受付が開始され、5月31日が申請期限だったと聞いております。

分かる範囲でよろしいですので、今回の申込件数と1回目の申込件数、それぞれの数と、そして1回目、2回目の件数と比率をお願いいたします。

**○鮫島寿文水産商工課長** まず、令和2年度に実施しました1回目の事業者応援資金の実績を申し上げます。

交付件数であります全707件で、このうち件数の多かった業種としましては、日本標準産業分類の大分類別に上位5つの業種を順に申し上げます。

1番目が農業、林業の197件で全体の27.9%、続いて2番目が宿泊業、飲食サービス業の118件で全体の16.7%、3番目が製造業の103件で全体の14.6%、4番目が卸売業、小売業の92件で全体の13%、5番目が生活関連サービス業、娯楽業の46件で全体の6.5%でありました。

次に、本年度実施しております2回目の事業者応援資金について申し上げます。

5月末の集計はまだできておりませんが、5月28日現在ということで申し上げますが、現在の交付件数は358件で、同じく件数の多かった上位5つの業種を順に申し上げますと、1番目が宿泊業、飲食サービス業の99件で全体の27.7%、2番目が農業、林業の54件で全体の15.1%、3番目が卸売業、小売業の47件で全体の13.1%、4番目が製造業の45件で全体の12.6%、5番目が生活関連サービス業、娯楽業の32件で全体の8.9%となっております。

1回目と2回目の事業者応援資金では、比較対象月1回目、令和2年度の支給につきましては令和2年7月から12月までの6か月間を対象としておりました。2回目、本年、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、令和3年分につきましては令和3年の1月と2月、2か月間を対象としております。

また、売上高の減少割合につきましても、1回目の令和2年度は15%以上減ということでした。

ておりましたが、本年度の令和3年度の支給分につきましては売上高の減少割合が30%以上減ということで、支給要件等に違いがありますが、宿泊業、飲食サービス業に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、申請件数が1回目118件、2回目99件、共に多く、引き続き大きな影響を受けているということが伺えると思います。

**○2番眞茅弘美議員** 今、課長も言われたとおり、飲食店や接客を伴う事業者関係の件数についてはどちらも多い件数で、今回の2回目の申請について極端に少なくなっているということも見られずですね、本当に影響を受けているなということが分かります。

ある飲食店の経営者の方の話ですが、このコロナ禍でいろいろ考えさせられたと言われていました。ただ、料理を提供するだけでなく、何かほかにはできないか、テイクアウトはもちろんだが、冷凍で発送するなど必死で考えたと話されていました。ほかの事業所でも必死に努力されていると思います。

しかしですね、予想以上に本当に長い期間、大変な時期が続きますと、今日、明日をどうしようかという方も中にはいらっしゃると思います。

そういう本当に行き詰まった方の支援、これはまさしく行政として大事なことだと思います。やれることは限られてはきますけども、これまでにはですね、何かそういう経営が厳しいといった相談などはございませんか。話せる範囲で構いません。

**○鮫島寿水文産商工課長** 令和2年度から事業継続と雇用の維持ということで、経済関係では2つの柱ですね、いろんな支援策をしてみましたが、昨年からの例で申し上げますと、やはり自前の店舗を抱えている方もいらっしゃれば、テナントとして借りているということもございましたので、昨年はそういった要望を受けて、家賃補助という形でですね、家賃の補助も支援という形でやりました。

ただこれにつきましても、いろんな条件下ですね、一つの飲食店の固定費の支払いの支援になったかと思います。

また、あわせまして、雇用の維持という観点ではですね、国のほうが雇用調整助成金という制度の中で特例措置期間を設けまして、解雇がなければ10分の10という休業手当の100%を補償する制度がございましたので、それをですね、製造業を中心に多く、私どもがその申請費補助を受け付けたのは47事業者でございましたが、ハローワークに確認しますと、自分で申請された事業者もございます。それを合わせますと57件程度ですね、昨年はそういった申請をされております。

そういったことで、飲食店の方ももちろん利用されて従業員の雇用を守っていただいて、その分の雇用調整助成金を国のほうから支給いただいております。

その金額も令和3年3月20日現在で1億3,000万を超えているということでしたので、現在、国のほうが特例措置期間を4月から5月、6月まで延長されまして、正式にはまた緊急事態宣言が6月20日まで延びましたので、来月7月まで特例措置期間を延長する方向で調整されております。

そういった中でですね、合わせますと、もう1億5,000万円を超える雇用調整の助成金が市内の事業者のほうに流れて雇用の維持が、住民の暮らしを守る施策にもつながっているのかなと思っております。

引き続きですね、令和3年度の2回目ということで、今議会に補正予算として事業者応援資金の追加支給の予算をお願いしてあります。それも、皆さんがどうしてもやはり5月に入りまして、市内での感染者が確認されてですね、議員がおっしゃいましたとおり、もう5月10日から2週間程度店を閉められた方もいらっしゃれば、夜の営業を閉められた方もいらっしゃいます。

そういった中で、ヒアリングをする中で意見を聞きながら、こういったサポートができないかということで計画しております。

また、感染拡大の予防が進んでワクチン接種が進めばですね、皆さんと話をしているのは商店街と申しますか、特に飲食店を中心とした地域内消費喚起対策についてもですね、スタンプラリーの実施ですとか、また再度そのようなお声もありますので、それらに耳を傾けて、地域内消費の特に飲食店の消費を促すような取組をまた検討していきたいと考えております。

**○2番眞茅弘美議員** そしてですね、本市では、今課長も言われたとおり、現在ワクチン接種を急ピッチで一人でも多くの方へと、医療機関にも協力いただいて取り組んでおります。

これまでの対策として、飲食店などは空気清浄機や消毒液、パーティションなどが設置されています。今後はどのようにしてお客様に戻ってきていただくか、ここが一番の悩み、課題だと思います。

そこで、お客様にさらに安心していただくために、二酸化炭素濃度測定器を設置し、これに助成金が活用できないかという提案です。

現在、コロナ感染症の原因は直接感染、飛沫感染、空気感染といわれています。二酸化炭素が多いところには、雑菌が多いといわれています。空気感染を防ぐには、換気が重要です。

換気がされて、雑菌がない状態だと確認できるのがこの二酸化炭素濃度測定器、通称CO<sub>2</sub>センサーです。このCO<sub>2</sub>センサーは、お店に入ったときにお客様が自分の目で確認できるため、非常に安心できるようです。

全国でもたくさんの自治体が様々な対策事業の補助金を予算化しており、本市と同じような人口で紹介しますと、奈良県宇陀市、岐阜県飛騨市などがございます。そして、指宿市でも新型コロナウイルス感染症安全対策補助金という事業名で5月17日から申請を開始しているようです。

本市でも昨年から、このCO<sub>2</sub>センサーを設置している医療機関もあるようです。そして、県内あらゆるホテル・飲食店などに設置しており、集客の一つとしてCO<sub>2</sub>センサー設置などと書き込みをしているようです。そこで、このCO<sub>2</sub>センサーを本市でも、ぜひ検討していただけないでしょうか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 二酸化炭素濃度測定器につきましては、換気の状態が見える化できるメリットがあるとして注目されているところです。

本市におきましては、昨年度、新しい生活様式に対応するための営業スタイル推進事業におきまして、飲食店等の感染防止対策用品の購入費に対し補助金を交付したところです。

二酸化炭素濃度測定器の助成等につきましては、各店舗における感染防止対策の状況を踏まえ、また枕崎飲食業組合の皆様の御意見も伺いながら検討していきたいと思っております。

また、国や県において、活用できる補助金等があれば周知していきたいと考えております。

**○2番眞茅弘美議員** ぜひ、検討のほうをよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

**○永野慶一郎議長** 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時17分 再開

**○永野慶一郎議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

**○6番城森史明議員** 通告に従って一般質問を行います。

三島村が運航するフェリーみしまは、枕崎漁港への寄港について数年間の実証運航を経て国から正式航路と認められ運航されていたにもかかわらず、現在枕崎航路については休止とのことであります。

フェリーみしまの船体には、三島～枕崎～鹿児島という文字が表示されております。枕崎とい



う文字が表示されていることは、どのような意味合いがあるのでしょうか。

三島村と枕崎市は、明治時代における黒島流れという歴史的な深いつながりがあります。本市の漁船群が台風により遭難した際、黒島の人々に救助された恩義を枕崎市は絶対忘れてはならないのです。

近年は枕崎から三島までのMISHIMA CUPヨットレースを毎年開催し、全国から多くのヨットマンが訪れます。残念ながら、ここ2年間はコロナのために中止されております。地場センターでの歓迎セレモニーでは、三島村のシンボルとなっているジャンベ演奏が披露され、鹿児島大学の学生も参加し、素晴らしいパフォーマンスが展開されております。

6月3日の南日本新聞には、合同修学旅行の一環で、三島村5、6年生19人が桜山小学校を訪問し、交流して親睦を深めたという記事が掲載されました。

このような両自治体の交流をさらに進めるためには、フェリーみしまの枕崎漁港への寄港を絶対実現させなければいけないと考えますが、枕崎漁港への寄港について市長は今後どのように推進していかれるのかを、まず質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 三島村との関係につきましては、これまでも大山村長と直接お話する機会もあり、お互いに良好な交流を進めているところでございます。質問者からございましたように、MISHIMA CUPヨットレース等、大山村長との交流も深く続けているところでございます。

先日は、新造船の就航1周年の内覧会というのが鹿児島市のほうでございました。こちらのほうにも御招待いただいたところです。実際、新しい船を見させていただき、中も御案内いただいたところでございます。

そのような中で、フェリーみしまの枕崎寄港に対するいろいろな方々からの御意見、お声というのにも私のほうに届いているところです。

フェリーみしまの枕崎寄港を実現するためには、クリアしなければならない様々な課題があるということ認識した上で、歴史的なつながりが深い三島村と本市の交流の機会の増加、あるいは三島村の住民の皆様の安心安全、利便性向上に資するという意味で、その可能性を探っていくということは非常に重要なことであるというふうに認識しております。

**○6番城森史明議員** 非常に大山村長ともコミュニケーションを取っておられて、そういうことでありますが、その市長の一部言われた中で、様々な課題があると言われましたが、それはどんなことなんですか。

**○堂原耕一企画調整課長** 御質問の課題というものについてですが、これにつきましては、今までのフェリーみしま、先ほど冒頭質問者からもございました実証運航の頃からを含めての今までの経緯から簡単に御説明させていただきたいんですけど、そこからの理由というところにもなってくるかと思うんですが、フェリーみしまの枕崎漁港寄港につきましては、三島村新交通ネットワーク協議会が実施する実証運航が平成21年度から23年度まで3年間の国庫補助を受けて、イベント運航を中心に十数回行われておりました。

そして、その後、三島村は県の特定ふるさとおこし推進事業補助金、県の補助金の適用を仰いで、これも同じ協議会を事業主体とする実証運航、これは平成24年度から26年度まで行われてきたところです。

そのような中で平成26年10月には、国庫補助航路化の見通しが立ったという県議会での担当部長からの答弁があったという新聞報道がなされました。また、平成27年10月からは月1便の枕崎寄港運航が開始されたところでございます。

そのような中、平成28年の年明けから、それまで月1便というところを週1便の正式なと申しますか、生活路線としての運航に係る三島村・本市・県・枕崎漁港を利用する事業者、これら

の間で使用いたします岸壁利用の調整等の協議が進められてきたところでございます。これが不調に終わる中で、鹿児島市と結ぶ村営船フェリーみしまを平成28年10月1日から1便増便して、これを週4便として、それに伴ってそれまで運航されていた枕崎航路は運休になっているという経緯がある中で、先ほど質問者からもありましたとおり、現在に至るもその状況が継続している理由につきましては、私どもといたしましては、やはり一番大きいところが東側岸壁を利用している事業者の皆さん方との岸壁利用についての調整などといった、クリアすべき様々な課題というところの解消が今に至るも図られていないところが原因であると考えております。

**○6番城森史明議員** 大体内容的には概略は理解したんですが、3番目のですね、もしその枕崎漁港への寄港が実現した場合、本市の財政負担は発生するのか。

それとね、3番と4番は同じようなことなんで、その元になる航路補助金というのはどういうものなのか、質問いたします。

**○堂原耕一企画調整課長** 航路運航に対する財源という認識でお答えさせていただきます。

先ほど申しあげました平成21年度から23年度までの3か年の国庫補助を受けての実証運航、そして平成24年度から26年度までの県の特定ふるさとおこし推進事業補助金を受けて行われた3年間の実証運航、こちらにつきましては、三島村新交通ネットワーク協議会に提出された資料によりますと、各年度とも赤字運航となっておりますが、この間の運航経費に対する本市の負担は一切なかったところでございます。

そして、平成27年10月から開始された月1便の枕崎寄港運航の運航費に対しても、本市の負担というのは生じておりません。

これまで行われてきた三島村の皆様との意見交換の場などにおきましても、三島村側からは枕崎寄港の実現に当たりましては国や県の補助制度を活用するというので、運航費に関しまして本市に三島側としては負担を求める考えはないと伺っております。本市としてもそういう認識でいるところであります。

続きまして、実際のその補助金のことについてですが、枕崎漁港への寄港航路が今後実現したとして、それに要する運航費用に対する財源がどのような形になるかについては、現段階では未確定な部分もありますので、また本市が運航費用に対する補助金の申請主体となるということもないと考えますので、具体的な答えはなかなかしかなるところではあります。

ただ、離島航路を維持するために、国県が実施している支援制度に基づきまして私どもで把握している範囲で申し上げますと、国の制度といたしましては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱というものがございまして、それに定められた離島航路運営費等補助金というものがございまして、これはその補助率が2分の1となっているところでございます。

また、県の制度といたしまして、離島航路の中でも特に採算性が期待できず、民間企業の経営ベースにのらないと判断されている三島及び十島航路につきましては、特殊補助航路として国の航路補助金を受け入れた後の船舶特別会計の歳入不足額に対し補助を実施しているということでございます。

ちなみに現在運航されているフェリーみしまの鹿児島航路につきましては、この国県の補助金が活用されていると県からは伺っているところであります。

**○6番城森史明議員** 国がそれを航路として認めた場合には、単純に言えば赤字額についてはですよ、それは国と県が負担すると聞いていたんですが、要は航路として認められれば、その赤字額は国と県が負担するわけですから、本市の負担はないという理解でいいんですかね。

**○堂原耕一企画調整課長** 国庫補助航路を認定するというのは、当然国ですね。おっしゃるとおり国のほうが認定すれば、県のほうはそれに協調する形で判断を下しますので、もし仮に国が国庫補助航路として認めればそういった形になるかと思いますが、現段階では具体的な検討などはなされていないので、はっきりどうこうというところは、今この場で申し上げるのはなかなか難

しいのかなと考えております。

○6番城森史明議員 1回航路としてですよ、認められた実績がある。それもありますし、フェリーみしまの船体にですよ、枕崎という文字が入っているということはどう考えておられますか。

○堂原耕一企画調整課長 今、お尋ねの件に関しまして、その三島側、運航の事業主の方とのお話というものを直接したことがございませんので、私のほうがどうこう言える立場ではないかとは思いますが、考えられることといたしましては、先ほど経緯でも御説明いたしましたとおり、今、枕崎航路と申しますのは廃止ではなく運休になっている状況ですので、そういったところからいろんな思いがあらわれて、そういう表示がされている部分もあるのかなとは推測しております。

○6番城森史明議員 それと先ほど調整途中の段階で、月1便の航路だったものが、週1便になって調整が難しくなったという説明でしたが、それは週1便という便数の多さが関係したんですか。便数が増えたことが障害になったんですか。

○堂原耕一企画調整課長 船同士の入港の調整をするに当たっては、例えばそのフェリーみしまがそれまで月1で入っていたときには月1のサイクルの調整で、それを三島の皆様のほうが要望している生活路線として本格化するための週1であったり、もしくはそれ以上もあったかもしれませんが、そういったふうに動かすためには、やはりそれなりの調整が必要で、そこがどうしても事業者の皆様方のお考えというところとなかなかすり合わせがつかなかった部分があるのかなと考えております。

○6番城森史明議員 実際に交渉したわけで、そういう議事録も残っているとは思いますが、例えば週4便を週2便にしたら調整は可能だったんですか。

○堂原耕一企画調整課長 記録を読む限りで週1便を基本的な計画として協議がなされていたようでございます。例えば、その便を減らしたり、増やしたりということについては、すみません私のほうからは何とも言いかねるところであります。

○6番城森史明議員 次の質問になりますが、東側岸壁の長さは幾らなんですかね。それと、金鉱石などの運搬船とフェリーみしまとの同時停泊、これは可能なのか、可能でないのか。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの枕崎漁港の外港の水深7.5メートル岸壁の長さは260メートルです。船の長さにもよりますが、鉱石や砂などの運搬船とフェリーみしまとの同時停泊も南北に縦列ですね、可能と考えております。

○6番城森史明議員 今ですよ、薩摩青雲丸があそこにずっと停泊しているんですよ。それなのに、なぜその運航に支障が出るのか、その辺はどうなんですかね、ずっと1か月ぐらい停泊しているんですよ、あそこに、薩摩青雲丸が。それで、何か運航に支障があったんですか、金鉱石の運搬船からクレームが来たんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 本日も私も確認したんですが、昨日から砂運搬船と薩摩青雲丸は停泊しております。

フェリーみしまの長さは89.5メートルです。薩摩青雲丸は64.25メートル、やはり25メートルほど長うございますので、以前の実証運航のときにもですね、港への出入り、そういったものは慎重かつ旅客の船でもありますのでしないといけない。そういったことで慎重にしていた経緯がございます。

入港船の平均、今申し上げました鉱石船でありますとか、砂運搬船、そちらのほうは80メートルということですので、やはり260メートルはあるものの、やはり船の入港、出港に関しましては非常に神経を使うということで聞いております。

また、先ほど申し上げましたが、岸壁の利用状況についてですね、令和2年度では285隻ほどの船舶が利用して、停泊延べ日数は455日となっております。

そうしたことで、先ほど企画調整課長が答弁したとおり、月1回とまた週1回ではですね、やはり頻度は違いますので、その辺で岸壁の利用については慎重に協議をしていかなければならな

いということで、調整を図っていく必要があると考えております。

**○6番城森史明議員** 現在ですよ、その薩摩青雲丸は南の岸壁から30メートル離して停泊してるんですよ、今の状態で。ということは、64.5メートルですから、今停泊しているところは94.5メートルあるんですよ。

私も船長の友達がいるもんで、船舶は船尾側が引っついて停泊が可能なのかって言ったら、1メートルでも2メートルでも可能ですよってということなんですよ。だから、全然問題ないと思いますよ、だって260メートルあるんでしょう。その辺を実証実験したんですか、そしたら。

**○堂原耕一企画調整課長** 今、おっしゃったような実証実験というのはなされてはいないかと考えます。

**○6番城森史明議員** だって今94.5メートル青雲丸の停泊の長さがあるんですから、当然89.5ですから、5メートル余裕が出るわけですよ。そうしたときに、何にその障害が出たか、そういう実証実験ですよ、その辺はされたんですか。

ただ、概念的に言っているんじゃないですか、大きいから支障があるということを概念的に言っているんじゃないの。そういう実証実験をやったんですか。

そして、幅の問題もですよ、幅も9メートルしかないんですよ、フェリーみしま、9メートルだったかな。そうしたときに、外港の入り口を見たら全く支障がないんですよ。船舶の法律上も幅に関しては規定の法律はないんですよ。例えば極端に言えば1メートル接近してもいいんですよ。ただあそこは、出入りは何メートルありますか、何メートルあるんですか、外港の出入口は。

**○鮫島寿文水産商工課長** 再度、フェリーみしまの船舶概要を申し上げます。

長さが89.5メートルと幅が15.4メートルです。そして、入港船の平均は80メートル、幅が12メートルです。先ほど申しあげました鉦石と砂の運搬船、それと青雲丸は少し小さくて長さが64.25メートルと幅が9.9メートルということでございます。

そして、御質問がありました入り口ですが、ちょっと今平面図を持ってきているんですが、長さ的には一番外港の東側の堤防と西の500メートルの堤防の距離は200メートルはあるかと思えます。

先ほど、過去の実証実験のことを言われましたが、実証実験のときはですね、平面図に停泊の位置ですとか、そして入港、出港時の船の前後の移動の仕方ですね、そういったものも検証されている図面を見たことがございます。

そうした中で、今回のフェリーみしまは真横にも動くフェリーということでもお聞きしておりますが、そういったことも含めてですね、関係の方にはお伝えしておりますが、先ほども申しあげましたとおり岸壁を利用する事業者は、今6業者ございます。その中で、運搬船のほうも日曜日からは停泊して月曜日まであったり、先ほど申しあげました延べ日数は365日を超えております。今現在も議員がおっしゃったとおり、同時に停泊をしている状況もございます。

そうした中で、旅客と物の運搬船ということで、岸壁を利用するに当たっては慎重な協議が必要だと考えているということで御理解をいただきたいと思えます。

**○6番城森史明議員** 青雲丸とフェリーみしまの比較をしているんじゃないかと、要はあそこの東側岸壁の図面をしたときに十分、同時停泊もできますし、そして安全上も、要は金鉦石の運搬船と、南側の長さは260メートルあるわけですから独立して考えられるわけでしょう。だって、青雲丸が、今95メートルの長さで停泊しているわけですから、それがずっと続いているわけですから。全くその金鉦石の運搬船には関係ないですよ、はっきり言って。そうしないと、薩摩青雲丸も1か月以上は停泊できないですよ、障害があれば、誰が見たってそうですよ。

そして、港の出入口もたしか今15メートルですけど、200メートルち言いましたっけ、幅が。だから、十分スムーズに運航できるわけですよ、安全に。何らかの法律がね、10メートル以上

近づいたらいけないという法律もないんですよ。

ですから、もっとその辺を概念的に考えないで、やはり本当に理論的にシビアに考えてできるのか、できないのか。このような状況を見たら、非常に私は問題なく安全に同時使用が可能だということは思いますよ。

それと、今度ですね、東側岸壁の全漁連のオイルタンクが今年度で撤去されます。9月ということでした。その土地はどのように活用されるんですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** お尋ねの当該用地につきましては、鹿児島県所有の漁港施設用地を全国漁業協同組合連合会が給油施設用地として賃借し、枕崎油槽所として重油タンク施設、倉庫、事務所などの付帯設備も併せて整備をし、昭和59年3月に完成、供用していたものです。

枕崎油槽所の重油タンク等の関係施設解体後の土地利用につきましては、当面、鹿児島県のほうで枕崎地区海岸高潮事業離岸堤整備に設置するブロックの製作ヤードとして活用していくと伺っているところです。

**○6番城森史明議員** ブロックをすぐそこに置く土地ということで活用するという事なんですが、確かにフェリーみしまの寄港地が実現したときにはですね、私はそれではちょっと寂しいのかなと思うわけですね。

今のコンクリート岸壁を乗降口に見たときには、非常にコンクリート岸壁は寂しいのかなと思いますので、もしフェリーみしまが実現した場合はですね、また県と相談して、台場公園からの公園を延長して、あそこに乗客が気持ちよく乗降できる場所にしたいなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、フェリーみしまの寄港が本市及び枕崎漁港の活性化にどのように貢献するか。これちょっと市長にお伺ひしたいんですが、枕崎に寄るといってどういう貢献を考えておられるのか。

**○前田祝成市長** フェリーみしまの寄港が枕崎漁港の活性化にどう貢献するかという御質問ですけども、枕崎漁港の多様な活用というのが図られると思います。浜のにぎわいの一助にはなるというふうに考えております。

また、本市全般について申し上げますと、人口的には小規模な市、村同士であるものの、先ほど議員からも御説明ございました歴史的なつながりが深い三島村と本市の交流の機会が今まで以上に増加することで、相互に交流人口・関係人口が増加し、物流や商流といった新しい流れが生まれてくることも想定されますので、実現した場合には互いの地域の経済活性化に資するものと考えています。

**○6番城森史明議員** そういうことだと思うんですね。やはり、今、漁業というものが非常に、この前の新聞にも漁獲量が3分の1まで減少しているらしいですね、今。ですから、漁業というものが非常に残念ながら景気がよくないという状況があるので、漁港プラスそういういろんな付加価値をつくることによって漁港の活性化、それが当然生まれてくるだろうし、そういう効果が絶対現れるんじゃないかと思うんですね。

それと、多分枕崎については、要は三島村とですよ、近隣自治体とそういう友好親善的な関係を持つ、それをさっき言ったように、現状でも交流はあるんですよ、けどもやはりそれをさらに進めることによって、近隣自治体と友好親善的な、続けることができますね、私は地方創生を成し遂げる、言ったら過疎地域ですよ、東京から見たら。鹿児島もそうなんですけど、鹿児島の端ということで、過疎地域なんですよ。

ですから、過疎地域同士交流を進めることができますね、非常に私は地方創生というか、その辺のほかの県の自治体に対するイメージアップっていうのもね、期待できるんじゃないかと思うんですが、今以上に進めるためにはそれをやっぱり実現することが大事だと思うんですが、その辺はどう考えますか。

○前田祝成市長 友好的な関係というのは非常に重要であろうと思っております。

議員からの御質問に当局のほうで様々お答えしているんですけども、実際、今事業者の方が使われている状況の中で、物理的に近づいても入れるというようなお話もございましたが、現状の判断をしますと、当然、定期航路あるいは旅客としてですね、お客様を乗せるフェリーみしまとしての現状の中での航路化っていうのはやはり非常に難しいんだらうなというふうに思っています。

お客様の乗り降りも含めてですね、全ての動き、公共交通としての動きというのをあの場所でやらないといけないということを考えたときには、非常にハードルが高いなというふうに認識しています。

今、東側岸壁の話もありましたが、そこも県としてはこれからしばらく使われるというような御判断もございますので、その辺りもですね、時間的にもですね、まだちょっと先の話になるのかなって言うところがありますので、その辺りについてはですね、やはり課題を一つ一つ解決していったその先に就航という可能性が見えてくるのかなというふうに思っておりますので、その辺りは慎重にといいますか、丁寧に一つ一つクリアしていかなければいけないなというふうに思っています。

質問者からございました当然、その友好親善都市的な部分というのは絶対必要です。それはですね、実際、今、MISHIMA CUPヨットレースとか、あるいは先ほどございました三島村との交流、黒島流れの歴史を学んでですね、子供たちが三島に渡るということも事業としてやっておりますので、その辺りは十分今後も続けていきたいと思えますし、大山村長ともですね、そこはしっかり話をしていきたいと思えます。

ただ、実態としてその定期航路というところについては、まだ今のところはかなりハードルが高いなというところが認識としてございます。

○6番城森史明議員 私はそうは思わないんですけどね。要は1回だって正式航路と認められて月一遍のあれがあったんですよね、実績が。そしたら月一遍でもいいじゃないですか、とにかくやるということが私は一番大事なのかなと思いますよ。週1回っていったら確かに、けど週1回でも可能なぐらいだと思うんですけど、私個人的に。

どうも市長がそう言っているそのハードルが高い、件数が多過ぎる、その辺のところを私は納得できないんですけど、そんなに多いんですか、乗り越えるハードルがそんなに多いんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 市長が申し上げた答弁に少し補足をしたいと思えます。

鉱石運搬船や砂運搬船などの岸壁利用が年々増加傾向にあるということは昨年の議会でも少し申し上げたところですが、今6社の事業者の皆さん、そういった就航についてはですね、もし寄港されたいということであれば協力はしたいということで聞いておりますが、なかなかこういった公共事業の増加でありますとか、鉱石需要の増加等もありまして、岸壁の混雑化とあともう一つはフェリー寄港想定時の対応等について船舶の航行ももちろんですが、陸上でのやはり作業、それと旅客の乗り降りですね、そういったものについて、やはり安全かつ円滑に利用できるよう、まずは十分な調整、協議が必要かなと思っているところです。

これらにつきましても、先ほど申しあげました全漁連の跡地ですね、そういったことも含めて、少し県のほうとも話はしているところですが、しっかりとその辺も調整しながらですね、関係の事業者の事業活動に支障のないようにですね、浜のにぎわいが出るように港の有効活用が図られればなと考えているところです。

○6番城森史明議員 そしたら、全漁連のオイルタンクが撤去される、そのことによって陸のアクセス道路ですね、そういうのがよりプラスになるちゅうことですか、それとも変わらんちゅうことですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 今、鉱石、砂等の事業者が利用しているところの一角に以前は仮設の

乗降に関わる待合所を設置しておりましたが、そのときも非常に重機とかですね、車等が隣接するといいますか、一角でしたので危険性もあったと思いますが、今、話に出ております南側の全漁連跡地につきましては、広さ的にも結構あります。

県の意向としては先ほど申し上げましたとおり、一番は安全対策ということで災害対策の離岸堤の工事等の作業ヤードということで考えているということでしたので、それは受け止めているところですが、来年から使用できるということではないかもしれませんが、工事の進捗状況によって、そのようなところも有効に使えないかということは先ほど市長も答弁いたしましたとおり、その辺も含めて検討していければなと思っていますところでは。

**○6番城森史明議員** オイルタンクはある程度危険物になるわけで、それがなくなった、それはいい機会だと思うんですね。航路開設にとっては追い風だと思うんで、その辺を見ながら、私はやっぱり港の活性化、枕崎の活性化、当然、三島村の人たちの買物、病院通い、今、鹿児島まで4時間かかるんですね、それが2時間で済むんですよ、枕崎だったら。片道2時間でいいわけなんで、それを考えたらですね、非常にメリットがあって、いろんな面で、そして枕崎はさっき言った南に開かれた玄関口なんですよ、そういうイメージもできるわけですよ。

今まで漁港でしかなかった港が、一応東と南の海への玄関口としてのアピールにもなるわけですから、私としては、ぜひ何とか実現してもらいたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、コロナ下における今後の対応について、昨年の台風10号襲来においては、多数の市民が避難所に避難したが、スーパー台風は毎年押し寄せてくる、地球温暖化の点でそういう状況もあり、コロナ下もあると、そういうことで去年の反省を踏まえて、今年その避難所体制はどのように確立されているのか、質問いたします。

**○平田寿一総務課参事** 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため災害対策基本法の一部改正がなされ、本年5月20日から避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととするなど避難情報の在り方が包括的に見直されました。

この見直しについては、広報紙6月号の防災特集に掲載するなど広く市民の皆さんに周知を図っておりますが、広報紙を読んでもいただいた後はその部分を切り取って防災マップにとじ込んだり、目につきやすいところに貼るなどして活用していただけるような工夫もいたしております。

また、市民に対する災害情報等の伝達手段については、今後とも防災行政無線を中心に行ってまいります。さらなる戸別受信機の普及促進、防災行政無線の放送内容を伝える登録制メールへの登録促進等に取り組み、より確実な災害情報等の伝達に努めてまいります。

本年は例年より早い梅雨入りとなりましたが、大雨や台風といった本格的な災害シーズンを迎えるに当たって、本市においては今後の災害対応等について協議するため、先月5月25日に災害対策本部会議を開催いたしました。

災害対策本部会議においては、見直しの行われた避難情報の在り方の確認や災害対策の取組について共通認識を図るとともに昨年の台風10号の経験を踏まえ、今後の避難所運営等の課題等についても協議を行ったところです。

お尋ねの本年度における避難所体制の確立についてですが、災害が発生した場合等には、コロナ禍の中での避難となることが想定されるため、平時から避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る市民への周知、広報や多くの避難先の確保、避難所内のスペースの効率的な活用等を検討するとともに、避難所を開設する際にも昨年の11月から12月にかけて自治公民館に対して実施しました、災害時における地域住民の災害情報の入手方法や避難行動、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項等のアンケート調査の結果から、段ボールベッドやパーティションの設置要望、停電対策など調査を通して浮かび上がった課題等も踏まえ、新型コロナウイルス感

染症対策にも万全を期しながら、避難所運営が円滑に行われるよう、また市民の皆さんが安心して避難所に避難できるよう努めていくこととしております。

昨年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、長期避難等に備え、パーティション、段ボールベッド、簡易トイレなどの避難所用備品等を確保しておりますが、今議会の補正予算においても第1避難所8か所に耐久性のある折り畳み式簡易ベッド100台の整備をお願いしております。これらの備品を活用することで、避難所生活の負担軽減を図ることとしております。

また、本年度は第1避難所として指定している立神地区公民館の改修工事に併せ、空調設備の設置や障害者等が利用しやすいトイレの整備、避難所開設時に使用する資機材等の保管倉庫の整備、自家発電施設の設置などを行って、避難所としての機能性の向上も図ることとしています。

なお、第1避難所に指定しているほかの地区公民館等についても、年次的、計画的に防災機能を兼ね備えた改修を進めていくこととしております。

**○6番城森史明議員** 一度にその全ての装備を備えるということとはできないんですが、今度簡易ベッドを100台つけられるということで、非常にいいことじゃないかと思えます。

それとですね、例えばホテルみたいな快適な空間というのはとても無理ですけども、最低限不快に感じない設備、避難所、そのためにはどういう設備が整った避難所だと思いますか。

**○平田寿一総務課参事** やはり、避難所の清潔感といいますか、トイレ等、特にですね、いろんな方が使用しますので、そういったトイレの清掃から除菌、ほかいろんな方が触るところとか、そういった部分についても時間を決めて定期的な除菌とかして清潔感を保つ、そして安心して避難をしてもらうためにも、そういった徹底したコロナ対策を講じながら、早めの避難をしていただけるように努めていきたいと考えております。

**○6番城森史明議員** コロナ下の避難所ですから、要は2つの、コロナっていうのが通常よりは余計なものがあるわけですよ。それも対策もせないかん、そしてまだほかの健康問題というものもありますよね。熱中症、エコノミー症候群とかあるわけで、だからそれを含めて健康問題についてどうするのか、それとその快適な、不快を感じない環境にどのようにするのかということ、やはり停電時の非常用発電、これは一つ欠落してはいけないのじゃないのかなと思うんですが、とにかく非常用発電があれば冷房対策もできますし、清潔も保てるわけですよ。だから、非常用発電が非常にやっぱり大事な設備だと私は思うんですが、第1避難所の8か所はどういう状況になっているんですか、設備、非常用発電機の。

**○平田寿一総務課参事** 現在、第1避難所は8か所あるんですが、自家発電設備があるのは市民会館が1か所だけです。ほかの避難所については、そういった非常用電源設備あるいは発電機の設置というのは今のところない状態ですけども、今後ですね、そういった発電機の配備、そして今どきはその電気自動車という部分もあります。

公用車を電気自動車に移行していき、災害時にはそういった避難所施設へ持って行ってというようなこともこれから先、視野に入れながら対応していきたいと考えております。

**○6番城森史明議員** 非常用発電がないということは、当然停電したら冷房は効かないということになるわけですよ。

**○平田寿一総務課参事** 今の時点ではそのような状況です。

**○6番城森史明議員** 例えば、移動用の発電機、どこからか調達して緊急時に備えるとか、そういうのはできないんですか。

**○平田寿一総務課参事** 先ほど言いましたそういった発電機の購入あるいはレンタル、いろんな方法があると思うんですけども、空調まで賄い切れる発電機というのが、どれぐらいの大きさ、容量が必要なのかということころまではちょっと勉強不足で把握しておりません。

**○6番城森史明議員** それでは、市民会館にはそういった設備が整っているんで200名収容可能



だということですが、そうした場合に、市民会館には何名まで、今回はコロナ下を含めて定員としてどのように考え、そして第1避難所を含めて1,000人ですよね、収容人員が。コロナ下については市民会館はどうなるのか、1,000人はどうなるのか。

○山口英雄福祉課長 避難所の収容人員ということで、市民会館につきましては200人というふうにしておりましたけれども、昨年の台風10号のときには、新型コロナウイルス感染防止の観点から、その半分の100人ということで定員を設定して収容したところでございます。

○6番城森史明議員 コロナ下であると、それでは当然感染を防止するためにはどうしようもないことで、ソーシャルディスタンスを図るという意味ではもうしようがないのかなと思いますが、枕崎の場合はほとんど台風で、今まではですよ、これからは分かりませんが、今までは台風での避難ということがあって、一晩ないし二晩という短期の避難が多かったわけですが、そういう意味で、1,000人になると500人ですよ、第1避難所にできるのは、500人しかできませんが、例えばホテルなんかにも今行政が支援して、ホテル宿泊も勧めているみたいですが、その辺を含めてそういう対策はあるんですか。

○山口英雄福祉課長 避難所の件につきましては、まずは避難所にも、先ほど議員もおっしゃるように新型コロナウイルス感染症のことも考えれば、これまでの収容人員を半分とか半分以下に削減しないといけないという状況もございますので、市民の皆さんにはですね、例えば主に本市の災害の場合には台風ですけども、台風の場合には、例えば強固な鉄筋コンクリートの御自宅の場合には、御自宅の戸締まりをちゃんとして、御自宅で過ごすことで特別に避難所に避難される必要はないかと思えますし、そこら辺の状況も十分考えられた上で、避難が必要な場合には避難所等に早めに避難をしていただきたいと思えます。

また、ホテル等の確保につきましては、昨年の台風10号のときにもホテルを早めに利用されて避難されていた方がたくさんいらっしゃいまして、ほぼ満室だったというふうに聞いておりますけれども、今後そういったことに対する公的な支援というか、そういった趣旨かと思えますけれども、そこら辺についてはですね、ほかの自治体の実施状況とかそういったことも踏まえて調査研究していきたいと考えております。

○鮫島寿文水産商工課長 今回の福祉課長の答弁の補足をしますが、去年はですね、ちょうど台風時期に補助がありました。

内容的にはコロナ対策ということで、宿泊費の補助を市のほうからコロナ関係の支援ということで、8月と9月だったですかね、2か月したんですが、そのときに市内の旅館ホテル等の宿泊があったんですが、大きな台風が来るということで、軒並み満室になりまして、キャパは360室ぐらい宿泊能力があるんですが、そういったことで市内の住民の方が避難して、ほとんど満室になったと。市外からもですね、近隣からも宿泊の要望があって、受け入れたホテルもございます。

そのときに宿泊費の補助ということで市内居住者限らずに宿泊費補助を1人2,000円しておりましたので、その分がちょうどコロナの避難の方もそれを利用されたということで聞いております。

○6番城森史明議員 去年もスーパー台風、たしか920ヘクトパスカル以下で接近してきた台風だったんですが、今年も絶対来るだろうし、これから当然そういう台風もやって来る、そして土砂災害も、雨の災害ですね、これも起こり得るという意味で避難っていうのはやはり福祉避難所も含めてですよ、高齢者が多いので、やっぱりこれは早急に、1年では済まないことで、5年計画、10年計画で充実させてですね、市民の安全を守っていただくようお願いしたいと思えます。

あと最後にコロナ対策ですが、一応5,000人分を6月1日からってということで募集したところですね、内情は知りませんが、苦情があったのか、なかったのか。だけど、近隣を聞きますとかなり取っているの、皆、今の段階で届いているのかなと思えますが、今の状況はどうなんですか。

○西村祐一健康課長 今回のコロナワクチンの接種に関しましては、65歳以上のワクチン接種を希望する方に対して、7月までに接種を終えるよう政府から依頼があったところです。本市としてもこれを達成できるよう市医師会と協議を行いながら、個別接種の接種枠増や集団接種について協力を得られ、第2クールで5,526人分の接種枠を確保しました。

その結果、第1クールの接種予定者と高齢者施設での接種予定者を合わせまして、7月末までに接種対象者8,700人に対し8,315人、95.6%の方の接種が可能となります。

6月4日現在の予約人数につきましては、第2クールは5,526人分の接種枠を確保しましたが、4,380人の予約が入っているところでございます。

○6番城森史明議員 時間もないので、後は予算特別委員会ですしたいと思います。

質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時27分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 今回も正々堂々、真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

不正はどこからやってくる。高齢化に伴い、役員のなり手不足があらこちらで問題となっています。誰もやりたがらない役を続けて引き受けてくださり、ありがたいという声がある一方で、本当は変わってほしいのに、なぜいつも同じ顔ぶれなのか、不満の声があるのも事実です。

そもそもどうやって役決めが行われているのか。その立場にあるものは、任期を終えた時点できっちりと辞職願を出す。一旦退席する。別の人が司会を務め、皆に諮り、話し合いをする。全てをオープンにした結果ならそもそも不満の声など上がらない。皆に諮りもせず、引き続いて私が、から始まる会など、絶対にあり得ないと。誰かの指示によるものなのか、自身のなせる業なのか、例外を許してはならない。例外を許せば、その会の秩序は乱れ、不正を生み出すきっかけづくりにもつながる。任期の間は一生懸命頑張る。すがすがしい気持ちで次の方にバトンタッチする。役に執着することなく、ありのままの姿を子供に誇れるお母さんでありたいと思います。

コロナ禍が続く中、今、子供たちの生活にも異変が起きています。ヤングケアラーという言葉が最近耳にすることが多くなってきました。大人の代わりに家族の介護や兄弟の世話をしている子供の状況について、本市はどのように考えていますか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ヤングケアラーとは、「子供でありながら、本来は大人が担うはずの家事や病気の家族の世話などを、何らかの理由で日常的に行っている子供のこと」と定義されております。

こうした子供の存在について埼玉県では、全国で初の「県ケアラー支援条例」を令和2年3月に公布しております。

令和2年12月から今年1月にかけて、国も全国の公立中学校、高等学校を抽出して実態を調べたところ、抽出した中学校、高等学校の約半数にヤングケアラーに該当する生徒がいるという結果を公表しました。社会問題となっているこのような状況に悩む子供をいち早く発見し、支援していくのは行政の責務であると考えております。本市でも実態をつぶさに把握し、未然防止とともに、そうした子供たちを支援していく考えであります。

詳しくは担当課長が説明いたします。

○中村克己学校教育課長 既に質問のあった議員への説明と重なりますが、本市の教育委員会では、管理職研修会においてヤングケアラーの定義について説明し、各学校にこのような状況にあ

る児童生徒はいないか調査するよう指導しました。調査に当たっては、直接児童生徒に聞き取るのではなく、学級担任がこのような状況にある児童生徒がいるのではないかとという視点で子供たちの様子を注視していくよう依頼したところでございます。

**○12番東君子議員** 若いときの苦勞は買ってでもせよ、これ有名なことわざがあります。若いときの苦勞は、その体験が将来役に立つから、自分から買ってでも苦勞をせよ。辞書にはそう書いてあります。

自分の幼少期を振り返ってみても、姉と1日置きにやってくる五右衛門風呂の風呂沸かしや、近所のお店への買物、その途中で知っているおばちゃんに会うと、偉いねと褒めてもらえます。そして、時々お菓子ももらえる。お手伝いが終わったら、宿題をやったり、やらなかったり、やらなかったり、懐かしい思い出として心に刻まれています。

しかし、ヤングケアラーの響きは、子供の毎日の生活に暗い影を落としているような深刻な状況に思えるのですが、このお手伝いとヤングケアラーの違いを学校現場ではどのように線引きをされていますか。

**○中村克己学校教育課長** 議員がおっしゃるとおり、日本は家族の絆を大切にし、家族の役割として家事等の手伝いについて大切にしてきた文化がございます。学校でも子供たちに、家族の一員としての手伝いをするということについて指導してきております。

しかし、中には親の仕事、兄弟の多さ、家族の疾病などの家庭の事情により、家事等の手伝いが過重な負担になり、学校での生活に支障を来す子供もいるのではないかと考えられます。

明確に線引きをすることは難しいことではございますが、学校の全ての教職員が子供一人一人の生活をしっかりと観察し、家庭での生活が苦しい状況ではないかという視点で見極めていく必要があると考えております。

一般的に家族のケアを担っている子供たちは、先生に悩みを相談しづらいとか、学校で変に気を使われると困るという傾向にあると言われております。子供たちの声なき思いに気づく教職員を多く育ててまいりたいと考えております。

**○12番東君子議員** 先程ですね、禰占議員とちょっと話をしたんですが、実は自分が小さいときに農家のお父さんが教室のほうに入ってきて、自分の子供に向かって、お前何勉強しているんだと、今もう稲刈りで大事なときに勉強なんかやっている場合かと先生に言って、自分の子供を連れて帰った。そういうことがあるんですが、アフリカの多くの家庭では、水くみは子供の役割となっているそうです。その時間は1日に8時間以上。ただ歩くだけではなく、重い水を持って帰らなくてははいけません。遠い遠い外国の話のような気がしますが、そのような過酷な生活の中で学んだり、友達と遊んだり、本来の子供らしい時間を過ごしているとは、とても思えません。労働の種類は異なっていますが、この豊かな日本で同じようなことが起こっているとしたら、大問題です。

子供の学ぶ機会の保障、憲法第26条の平等に教育を受ける権利が侵害されています。子供が相談しやすい体制をつくるなど市が子供や家庭にできる支援、ありますか。

**○中村克己学校教育課長** ヤングケアラーである子供たちの大きな問題は、日常生活や学校生活に影響が出て、自分が家族をケアするのは当たり前とったり、自分の置かれている環境が劣悪であることを子供自身が自覚していないということです。そのため、自ら進んで相談することは容易なことではありません。また、気づいていてもSOSを出せず、諦めてしまっている子供もいるようです。

だからこそ、身近にいる大人、我々教師が日常の生活を観察し、ささいな変化に気づき、寄り添い、悩みを聞き取っていくよう努めなければなりません。その中で、悩みを打ち明けられるようになったら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどにつなぎ、必要に応じて福祉関係部局につなぐ支援体制にしていくことが大切だと考えております。

○12番東君子議員 特にですね、先生方に気をつけて見ていただきたいのが、家の家事や介護というのは、どうしても女性の仕事というようにまだまだ位置づけられていると思うのですが、ひょっとしたら、男子と比べてときに、女子に負担が多くのかかっているのではないかなど考えられます。

例えば家族の中に、男の子と女の子がいた場合、女の子に多く仕事が回ってくる。やっぱりそういう点も十分に配慮しながら、確実に解決に向けた支援策をお願いいたします。今後もヤングケアラーについて継続的に質問を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

それでは引き続き給食費について伺ってまいります。

実は、私は下の子が高校入学とともに枕崎に引っ越してきたので、ここでは給食費の徴収を経験したことはないんですね。全国転勤族だったので、上の子は小学校を3回変わっています。県は違っても、給食費の徴収の仕方は一緒でした。グループの当番制で現金を集めて回る方法が主流になっていたんですが、様々なトラブル、これもたくさん見てきました。

特に我が家の場合は違う県に引っ越しをしたので、知らない土地、知らない家での徴収となると、家の事情を前もって詳しく知る必要が出てきます。夜は遅く帰って来られるよ。何時頃ならいらっしゃるよ。何度も何度も足を運び、集め終わったらほっとしていたことを覚えています。

給食費の徴収方法はどのようになっていますか。現在の徴収方法を見直す考えはありませんか。

○宮原司給食センター所長 学校給食費につきましては、本市では食材費のみ保護者負担となっておりますが、お尋ねの本市の給食費の徴収につきましては、原則として地域で徴収し、給食センターへ納入する方法を取っております。

各学校区の地域単位で給食費徴収担当者を定めていただき、その担当者が給食費を徴収しております。担当者は、徴収した給食費を各金融機関から給食センターの口座に振り込んでいただいているところです。場合によっては、個々に金融機関で口座に振り込むか、給食センターに持参していただいております。

給食センターでは、年度当初に各学校において地域の担当の方々に説明会を開催し、理解と協力をお願いしているところです。給食費の徴収につきましては地域単位でお願いしてきており、未収金等も少なく健全な運営が行われているところです。

給食センターでは、今後も、これまで同様保護者の方々の御理解により、地域単位での徴収を行っていきたいと考えております。

○12番東君子議員 今の説明を受けましたら何の問題もないような感じがするんですが、やはりしばらくの間ですね、現金を集めて、そしてこれを自分の家で保管するわけですね。

そして、何度もトライして、そして駄目だったときは、ちょっとなかなか難しいですっていう話をしたら、もうそこで徴収をされる方のお仕事は終わると思うんですが、大体、今までの経験からですね、1回、2回では報告はしないんですよ。結構何度も何度も行きます。そして、それは何とかして自分の責任を果たそうと思うから、やはり何度も何度もトライをするわけですね。ですから、この方法はやはりちょっと大分問題があるのではないかなというふうに私は今までの経験からそういうふうに感じています。

ただですね、この給食費について全てを解決する方法、これがあります。給食費の無償化です。ただだったら集める必要もありません。手間も省けます。そして、今回はですね、一般質問、これで3回目となりますが、前回の動画を御覧になった方々から、厳しいお叱りの言葉をいただきました。無理と分かっているやっていた。それだったら初めから質問をしないほうがよい。

それからもう一度見直し、何が問題なのか、答えが出ました。国が悪いですね、国が悪いです。なぜか。同じ子供の命ですよ。隣の南さつま市はただ。財政が潤っているんでしょうか。そうでないところ、給食法云々、そういう話ではありません。日本で生まれ、日本で育ち、これからの日本の経済を支える子供たちの命。食が、何で住んでいる自治体によって違いが出るんですか。

これおかしな話だと思いませんか。日本に住んでいる子供たちは、日本の国の子供たちです。自分たちの老後は、誰が支えてくれるのでしょうか。教科書も無償化になりました。子供たちがどんな状況に置かれても、バランスのよい食事を1日1食は保障することが大切だと思います。国への働きかけが必要ではありませんか。

**○宮原司給食センター所長** 給食費の無償化につきましては、昨年6月定例会と本年3月定例会において質問者からの一般質問でも答弁しており、繰り返しになりますが、学校給食法及び施行令では施設整備費と人件費、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費は自治体の負担とされ、それ以外の経費は保護者負担とされております。

国のほうでは、給食費の無償化について特に検討は行われていないものと認識しておりますので、国への要望については、今後の議論を注視していきたいと考えております。

今後も健全な財政運営の下、将来にわたり安全安心な学校給食を実施していくために、食材費の負担については引き続き保護者の皆様をお願いしたいと考えております。

**○丸山屋敏教育長** 給食センター所長の答弁に少し補足をいたします。

議員が言われましたように、義務教育はやはり国の責任で行っていく、それが基本だろうというふうに思います。それぞれの都道府県やそれぞれの市町村にもろもろの義務教育の負担をかけるということは格差が生じていくということで、やはり義務教育については国の責任でもろもろのことをやっていただくというのは基本だと思います。

先ほどの給食費のことについてお話をしますと、全国で同じように給食を行っていれば、これはこれでまたですね、国も考えがあると思うんですが、実はですね、中学校の給食はですね、鹿児島県は2校だけまだ給食をしていない学校があるんです、鹿児島県でも。

それで、全国にいきますとですね、神奈川県はですね、実施率が中学校は44.5%なんだと。半分もしていないんだと、中学校の給食を実施していないんです。

それから例えば滋賀県でいきますと65%、佐賀県が72%ということで、全国で100%というところがですね、私の手元にある資料の中では数県しか見当たらないんですね。そうすると、給食費を全国一律にするとすると、やっていないところの補助をどうするのかということ等が出てくると思うんですね。

それで、私どもとしては、今、給食費の無償化なのか、それよりも文科省にやっていただきたいのは、私、枕崎市の教育長としてはですね、教職員を全てのところに配置していただきたいと。

幸い枕崎市は、教職員を4月6日の入学式の時にはですね、全て配置していただいていますけれども、県内にはですね、4月に教職員が配置されていない、未配置の学校がまだあるんですね。

そういうことを踏まえますと、今教職員のなり手不足ということが上げられておりますけれども、給食費よりも最初それなのかなというふうに考えております。

[傍聴席で話す者あり]

**○永野慶一郎議長** 傍聴席は静かにしてください。

**○12番東君子議員** 教職員を増やすということは、もちろん私も大賛成で、それはとっても大事なことです。ですが、できない理由を考えてばかりいると何もできないんですね。結局、御飯を食べなければ死んでしまいます。そして、厳しい経済状況の中で大変な子供たちがたくさんいる。そして、子供食堂やっぱりそういうのも始まったんじゃないでしょうか。これはですね、私は国が責任を持って取り組むべきだと思いますよ。1億5,000万とか平気で流れるじゃないですかお金が。子供に流してください。朝御飯を食べない子、親も食べない、そういう家庭が多いと聞いています。親が朝に家を出た後、最後に鍵を締める子、家に帰れば親はいない。1人で簡単な物を食べる。学校であったことを親に話がしたいが親はいない。1人で携帯を触る。

コロナ禍で急に経済状況が変われば、子供の給食費が負担となり、夫婦の間でけんかになり、虐待やネグレクト、全てのしわ寄せが子供たちに向けられてしまいます。

子供たちは敏感ですよ。自分の家の経済状況、支援してもらっているなど分かる子は分かりません。自分の家が困っていると言わせないで、当たり前のように国が給食費を出すべきだと思います。枕崎から、地方から、国を動かすつもりで給食費の無償化、発信し、皆さんがやらないんなら私がやります。

シルバー人材センターについて伺ってまいります。シルバー人材センターの仕事の内容を教えてください。

**○山口英雄福祉課長** シルバー人材センターは、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することによってその就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とするものでございます。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項の規定に基づき、都道府県知事の指定を受けて、原則として市町村の区域ごとに設置される団体となっております。

公益社団法人枕崎市シルバー人材センターは、本年3月末の時点で男性169人、女性62人、合わせて231人の会員がおりまして、業務の受託あるいは労働者派遣の形で会員の方に就業機会を提供しているところでございますが、仕事の内容といたしましては、技術群として経理事務とか自動車の運転など、技能群として剪定、大工や左官、塗装作業、ふすま・障子の張り替えなど、事務整理群として交通量の調査とか文書整理など、管理群として建物の管理など、折衝外交群として電話帳の配布や集金など、一般作業群として建物内外の清掃、除草作業、農作業など、それからサービス群として育児や介護、家事援助などというような業務をやっているところでございます。

**○12番東君子議員** 仕事の内容によって、支払われる賃金に差があるのでしょうか。また、同じ仕事内容で支払われる賃金に男女間で差はあるのでしょうか。

**○山口英雄福祉課長** 本市のシルバー人材センターにおきまして、会員が仕事に従事した場合において、従事した仕事の種類に応じて受け取る配分金ということでお答えをいたします。

枕崎市のシルバー人材センターにおける本年5月現在の作業別の配分金ですが、1時間当たりで、除草、草刈りですね、これを機械で行う草刈りにつきましては1,050円、それから手作業の除草、これが683円、剪定が1,206円、大工が1,206円、左官が1,101円、農作業が683円から734円、屋内清掃が683円、運転が892円、片づけ・運転助手が786円、家事援助が683円というふうになっております。

なお、同じ仕事内容であれば、従事した会員が男性であるか、女性であるかにかかわらず、受け取る配分金は同一となっております。

**○12番東君子議員** シルバー人材センターイコール生きがいくくりというイメージがあります。楽しくて、余った時間をお金に換えて、人との触れ合いによって脳トレ、体を動かし、運動にもなる。これ、いいことだらけです。

しかし、仕事を依頼する人はお金を払います。依頼するほうからすると、これは仕事としてお願いをします。シルバーだからてげてげでよいというわけにはいきません。シルバーの方々の仕事ぶりは、長年の様々な経験から大変すばらしいです。しかし、内容は草払い機を使った重労働など気が抜けない命がけの仕事だと言えます。

シルバー人材センター運営側、依頼する人、働く人、みんなが納得して働けるように、そして近隣のシルバー人材センターとの賃金の面で差が出ないように、市ができることはないでしょうか。

**○山口英雄福祉課長** シルバー人材センターの会員が仕事に従事した場合におけるその配分金につきましては、それぞれのシルバー人材センターにおいて様々な事情を考慮して定められているところでございます。

南薩4市のシルバー人材センターにおける配分金の1時間当たりの単価を比較してみますと、枕崎市シルバー人材センターの配分金につきましては、手作業の除草とか、それから大工、左官、農作業、屋内清掃、片づけ・運転助手、家事援助といった分野で低い額というふうになっているようでございます。

なお、仮にこれらの配分金を近隣のシルバー人材センター並みに引き上げたとした場合ですね、この場合には、会員の就業意欲の向上とか、それに伴って会員数の増加につながるといういい効果も考えられる一方で、サービスを利用する方にとっては負担額が増加すると。そのために、シルバー人材センターの業務の受注件数自体が減少するといったマイナス面も考えられるところでございます。

そこの兼ね合いを考慮の上で、利用者の負担額と会員に対する配分金の在り方については、シルバー人材センターにおいて十分検討していただきたいというふうに考えているところでございます。

**○12番東君子議員** 年金をもらいながら、暇な時間に楽しく働く、そういう方々もいらっしゃると思います。

しかし、SDGs 誰一人取り残さない視点で考え、シルバーを生活するために働くという方もいらっしゃるはずで。どうか想像力を働かせてください。

作業中に虫に刺される。病院に行く方もいらっしゃるでしょう、病院代がかかりますね。そして草払い機、石に歯が当たって破損して、新しく買わなければいけない。必要な道具、これもそろえなくてははいけませんね、自分で。女性だったらエプロンや手袋、様々なものが必要になります。働くための経費がかかるんです。

会員が少ない、これから少ないということは、枕崎市にとっていいイメージはありません。再度、賃金が値上げになるように、どうか市は支援をしてください。よろしくお願いいたします。その後の経過をまた質問させていただきます。

最後になります。中学生が書いた新聞記事にとっても感動いたしましたので、一部御紹介させていただきます。

**○永野慶一郎議長** 質問なので東議員、ちょっとお控えいただけないでしょうか。

**○12番東君子議員** それでは最後の挨拶だけ。

街に関することですが。枕崎に。

**○永野慶一郎議長** 質問に関連があればなんですけど、質問に関連がなければ許可はできませんね。

**○12番東君子議員** それでは、最後、言葉で締めさせていただきます。

私はこの市議会において、欲しいもの、隠さなければならないこと、そんなものは何一つありません。これで私の一般質問とさせていただきます。

[傍聴席で拍手する者あり]

**○永野慶一郎議長** お静かにお願いします。

以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時4分 散会

# 本 会 議 第 3 日

(令和3年6月8日)



令和3年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第3号）

令和3年6月8日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	立石 幸徳 議員（63ページ～72ページ） 豊留 榮子 議員（72ページ～80ページ） 清水 和弘 議員（80ページ～90ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 上 迫 正 幸 議員  
5 番 禰 占 通 男 議員  
7 番 吉 松 幸 夫 議員  
9 番 立 石 幸 徳 議員  
11番 中 原 重 信 議員  
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員  
4 番 沖 園 強 議員  
6 番 城 森 史 明 議員  
8 番 豊 留 榮 子 議員  
10番 下 竹 芳 郎 議員  
12番 東 君 子 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長  
大 江 武 史 書記  
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記  
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
本 田 親 行 総務課長  
鮫 島 寿 文 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
松 田 誠 建設課長  
西 村 祐 一 健康課長  
橋 口 和 洋 監査委員事務局長  
小 湊 哲 郎 農政課参事  
松 田 勇 一 市民生活課参事  
丸 山 屋 敏 教育長  
中 村 克 己 学校教育課長

小 泉 智 資 副市長  
堂 原 耕 一 企画調整課長  
日 渡 輝 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
原 田 博 明 農政課長  
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長  
水 流 敏 幸 監査委員  
新屋敷 増 水産商工課参事  
田 代 勝 義 企画調整課参事  
官 原 司 教育総務課長兼給食センター所長  
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

一昨年12月からのコロナウイルスとの闘いは、1年と6か月が経過しようとしております。この間、我が国の都市部においては新型インフルエンザ等特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が3回ほど出されました。緊急事態措置を実施すべき期間も延長、そしてまた再延長となっております。

特措法第32条第2項においては、期間は2年を超えてはならないと規定してあります。ワクチン接種を命綱として救いを求めるのであれば、いち早くワクチンの自国開発やワクチンの確保に取り組み、世界に先駆けて感染拡大防止に努めるべきであったと思うところです。

ようやく、全国津々浦々でワクチン接種が本格化してまいりました。何よりも安全安心なワクチンを迅速に接種していくことが最大の課題となっております。

本市におけるワクチン接種のスケジュールについても当初計画が見直され、65歳以上の高齢者接種も来月の7月までには終了できるようになってまいりました。これまでの個別接種だけでなく、集団接種も取り組まなければならないと考えますが、どのようになっているのか、具体的内容についてお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 国は65歳以上の希望する高齢者に対するワクチン接種を7月中に終わらせるという目標を掲げ、各自治体に対して接種の加速化を求めました。

本市としましても、7月中の65歳以上の希望する高齢者に対するワクチン接種終了を目指し、市医師会と協議を重ねてきましたところ、8,700人の対象者に対し8,315人分の接種枠が設定されました。また、市医師会からはただいま述べました個別接種に加え、集団接種への協力の意向もいただいているところです。

詳細については健康課長が説明いたします。

○西村祐一健康課長 ただいまの議員からの質問につきましては集団接種の状況ということなのですが、まず初めに65歳以上の個別接種枠の状況の説明をさせていただきます。

65歳以上高齢者のコロナワクチンの接種枠につきましては、5月10日から6月19日までの第1クールの接種枠2,339人分、6月21日から7月31日までの第2クールの接種枠5,526人分、高齢者施設等に入所、入院されている方の接種枠450人分が確保され、合計で8,315人分の接種枠が確保されたこととなります。これは、接種券を送付している約8,700人に対しまして95.6%の接種枠の確保率となっております。

また、65歳以上の高齢者の集団接種につきましては、先ほど市長のほうからもありましたとおり、市医師会とも協議をいたしまして協力について確認を得られたことから、まずは7月10日土曜日を利用して市立病院で実施する計画です。

65歳未満の方の集団接種につきましては、市医師会と今後協議もまた必要になってきますが、土曜日もしくは日曜日に250人規模で実施する計画です。

接種会場につきましては、夏場の暑い時期になることから、空調設備の整った医療機関または健康センターで実施する方向で考えています。

○9番立石幸徳議員 限られた一般質問の時間ですので重複するところはできるだけですね、省いてお答えいただきたいと思うんですが。

それで、初日本会議の予算内容説明を聞きまして、今回6月補正で500万円のこの増額補正をするということで、その内容としては50万円を10回分なんだと、これがいわゆる集団接種の分に当たるという説明でした。10回分ということで、ワクチンは2回接種ですので、実質的には5回というふうに捉えてですね、今、健康課長も言われたように土曜日を利用するということが、65歳以上に限らず今後予定されるその64歳以下の一番働き盛りにもなる人たちが多いわけですね。

当然、働く方々には平日のワクチン接種ちゅうのは、企業によってはいろいろな休みを与えるという大企業もありますけれども、利用としてはやっぱり土曜、日曜とそういうものを市のほうで段取りしていただければ助かることになると思うんですが、先ほどの予算との関係でいきますと、今後は7月10日から始まって、あと毎月1回ぐらいの形で、そういうことで集団接種がなされていくというふうに考えておけばいいんですかね、お尋ねをいたします。

**○西村祐一健康課長** ただいま質問のありました月1回の開催で考えてよろしいかということなんですが、こちらにつきましてはまた今度は第3クールになると思うんですけれども、そちらのほうでまた接種枠の調整を医師会のほうと行いまして、中には医師会の病院では土曜日に接種をしている医療機関もありますので、そういったことを考慮しながら計画していきたいと考えております。

回数につきましてはですね、なかなか有給休暇を取得できない方もいらっしゃるかもしれないので、今のところは月1回というペース、そこまではまだ検討はしていないんですが、そちらのですね、企業の方の要望等を踏まえまして、回数につきましてはまた検討していきたいと考えております。

**○9番立石幸徳議員** この項目で最後にですね、集団接種となりますと、当然今までの個別接種とは違った形のワクチン接種の流れといいたいまいしょうか、なっていく。当然、全国的にも一番最初にこの集団接種のリハーサルといいたいまいしょうか、神奈川県川崎市あたりのリハーサルの風景が報道されましたけどね。

本市の場合も、この集団接種に当たってのリハーサルといいたいまいしょうか、そういったものっていうのは実施するようになっていくんですか、お尋ねをいたします。

**○西村祐一健康課長** 集団接種のリハーサルについての質問だと思うんですが、65歳以上の高齢者につきましては7月10日と7月31日に集団接種を実施する予定となっております。

こちらは基本的に市立病院のほうと健康課のほうで対応する予定であり、今後、両方で協議を行いまして、必要であればリハーサルを行う予定です。また、65歳未満の方の集団接種につきましては、庁内の各課の協力が必要となりますので、当然リハーサルを実施する予定であります。詳細につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

**○9番立石幸徳議員** 何といたっても、人の生命、健康に関わる大事な事業ですので、間違いのないようにですね、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、今、世界あるいは日本でも非常に話題といいたいまいしょうか、このコロナワクチンに関連してですね、取り沙汰されているのがこのワクチン接種の証明書なんですね。既に海外に渡航する場合には、いわゆるワクチンパスポートという形でワクチン接種証明書は必要なんだと。

先般の6月3日、4日の主要7か国、G7といいたいまいしますが、このG7の保健大臣の関係の集まりがありましてね、我が国は厚労大臣が出席ということになるんですが、このG7ではこのワクチン証明書については連携して協力していこうということで確認しているようであります。

確かに海外に行ったり、海外から来る場合のこの証明といいたいまいするのは、かなり必要性があると思うんですけどね。このワクチン証明書を国内でですね、いろんな形で利用させる。一例として、ある大手の外食産業をやっているところは、うちの店に来たらワクチン証明書を見せてもらえればビール1杯はサービスしますというキャンペーンがもう始まっていますね。そういう非常にワ

クチン証明書を何かある意味で利用して、そのことがですね、私はいろんな意味でまた慎重に考えないと、おかしな展開になるんじゃないかという気がするんですね。

ただ、この証明書ということで、あくまでも各自治体が発行するようになっていきますのでね、この市議会で聞くんですが、現時点では、この証明書については担当課のほうではどういったことを整理しているんですかね、お尋ねをいたします。

**○西村祐一健康課長** ワクチン接種証明書についてのお尋ねなんですが、こちらにつきましてはまず接種券が現在送付されている方はお分かりかとは思いますが、接種券が貼付されている台紙と同じ台紙に、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証というものが貼付されておりまして、コロナワクチンの接種を受けた後に、医療機関から接種を受けた日付、場所、接種したワクチンの情報を記載しました接種済証が発行されます。この接種済証を見れば、いつ、どこで、どのワクチンを接種したのかが分かります。

議員からありましたとおり、政府のほうでは海外でワクチン接種済証明書を求める動きがあることなどを踏まえまして、ワクチン接種を担う市町村が書面形式で証明書を発行する方向で検討を始めているところですが、具体的な対応時期等については、国内外の議論や動向を注視し、しかるべきタイミングで結論を出していきたいとしております。

本市におきましても、国から証明書の発行についての考え方が示された場合には、同様に対応していきたいと考えております。

**○9番立石幸徳議員** この点もですね、しっかり準備なり検討をしていかないとはですね、例えば現在アメリカのほうではですね、各州ごとにですね、ばらばらなんですね。発行している州もあれば、発行していない州もある。ワクチン接種は自由ではないかと。そして、証明書を持っていないことを理由にですよ、いろいろ行動が制限されるというのはよろしくないという考えでやっていないところもある。

日本においてもですね、政府がどういう形で各自治体に流してくるか分かりませんが、例えば枕崎市は発行したと、隣が発行していないとか、いろんなそういうものが起こり得る可能性もある。

この点はですね、最初の取組から十分に検討して、あるいはその証明書の利用に当たっても、いわゆる不正とかですね、そういうものも起こりかねないこともあるので、最初から慎重に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

コロナの関係で最後にですね、これもあまり質問としてそんなに気分のいいものじゃないんですが、コロナ死が万が一発生したときですよ、本市で。その遺体収容及び埋葬、火葬、こういったものはしっかりと対応が準備できているのかっていうのをですね、これまでの1年半の枕崎市議会の中でも全然この点を確認されておきませんので、これはインフルエンザ等対策行動計画の中では福祉部の所管といたしまししょうか、なっているみたいですので、福祉課長にですね、一般的な死亡とは違うこのコロナ死という場合に、本市は特別な対応が取れるようになっているのかどうか、その点をお尋ねしておきます。

**○山口英雄福祉課長** 新型コロナウイルスにより亡くなった方が出られた場合の対応についてということですが、国は昨年7月に関係団体や専門家等の協力の下で、科学的な根拠に基づく「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を作成いたしまして、死亡から火葬、収骨に至るまで、それぞれの場面について対応方法を示しております。したがって、新型コロナウイルス感染症による死者が出た場合における遺体の取扱いとか火葬などの必要な処置は、基本的にこのガイドラインに従って対応することになるというふうに本市でも確認をしております。

また、昨年8月27日には南薩4市の行政、医療、消防、警察、保健所関係者による南薩地域感染症危機管理現地対策協議会実務者会議というものが開催されまして、新型コロナウイルス感

染者の搬送や死亡時の対応、火葬の取扱い等について具体的に協議、検討がなされたところをございまして、その結果等につきましても、本市の新型コロナ対策本部会議において情報を共有し、市内で新型コロナウイルス感染症による死者が出た場合における対応を再度確認をしているところをございます。

**○9番立石幸徳議員** 今の課長説明で、ちょっと1点だけ再確認したいんですが、いろんなガイドラインとかそういった検討はしているとしても、その施設、設備的には、今の枕崎の火葬場あるいはいろんなそういう遺体収容の在り方と、こういう施設で十分に対応できると、こういうふうに考えとっていいんですか。

**○山口英雄福祉課長** 本市でその新型コロナ感染者の死亡者が発生した場合におきましても、本市にあります施設等で十分対応ができるというふうに確認しております。

具体的には担当参事が答弁します。

**○松田勇一市民生活課参事** 火葬場等における対応としましては、非透過性納体袋に収容、密封されておれば、遺体への特別な感染対策は不要で、非透過性納体袋を適切に管理し、遺体からの感染リスクへの対応を行うこととなります。

また、遺族等の方や遺体等を取り扱う事業者が火葬場等に会する際は、できる限り人数を少なくすること、3密を避けること、マスクの着用、人との距離を意識するなど一般的な感染対策を行い、人からの感染リスクへの対応を行うことが求められます。

南薩地区衛生管理組合が管理する枕崎共同斎場での火葬につきましては、ガイドラインに沿った取扱いを行い、遺族等の意思を尊重しつつ、適切な対応のもとに火葬等の業務が行われることと考えます。

しかしながら、遺族等の方が濃厚接触者であることなども想定されますので、火葬場等への参列を御遠慮いただくなど、そのときの状況に応じた対応になると考えます。

**○9番立石幸徳議員** 次のテーマに入っていきます。地場産業の関係なんですが、2点ほど通告してございます。

最初がですね、カツオ漁場の確保といいましようか、私これまでも数回一般質問でですね、南方のカツオ漁場が非常にいろんな意味で注目しなければならない状況になっているとお尋ねをさせてもらいました。

今またですね、この南方海域が、特に大国中国のですね、いろんな関連で様々なあつれきといましようか、物事が起きている。

具体的に言いますと、本年2月に実は中国が海警局、つまり海上警察の行政機関なんですが、ここに武器使用を認める海警法の改正ちゅうのがなされたんですね。これは非常に世界各国が反発したんですが、いずれにしても中国がこの海警法を改正して、武器を積んだ船が南シナ海をあちこちあちこち回っている状況なんです。

既にフィリピンやベトナムに対して中国が南シナ海で漁をするなど、漁業してはならんと禁漁措置を取って、漁業行為の侵害は容赦なくたたくというふうに中国は宣言をしております。このことに対してフィリピン、ベトナムは猛反発しているんですけども、何せ多勢に無勢といましようか、大変な軍事力で迫ってきているわけですね。

また、日本との関係では、これ前回も申し上げましたけれど、カツオの一番好漁場であるミクロネシア海域のいわゆるPNA8か国という国があるんですけども、その中でキリバス、ソロモン諸島、こういった島嶼国をですね、完全に中国の支配下に置いて、そしてこれまで台湾と国交のあったそういった島嶼国に台湾とはもう絶交しろということで、PNA8か国に中国がいろんなあの手この手で支配下に置いてきているわけです。

最近では、このキリバスという国の空港の滑走路をですね、中国の資金で造ってあげますということになって、キリバスという国は日本のカツオ漁業にもキリバスの若者たちが大勢乗船して

おります。

そういう中で、あれよあれよという間に南太平洋、南シナ海、こういうところが中国のいろんな支配下に置かれてきますと、枕崎の本当に基幹産業であったこれまでのカツオ漁業っていうのも、安心してゆっくりした気持ちでというに変ですけれども、カツオ漁業ができなくなる、そういう懸念が非常に高まっているんですね。

今、現況を私なりにちょっと確認した点で申し上げましたけれども、当局にお願いしたいのは、そういう状況がありながらカツオ漁業を守れという、あるいはそのカツオ漁場についての外交的な取組、そういうものがほとんどと言っていいぐらい見えないんですよ。

数年前、私パラオのことでいろいろ申し上げて、そのパラオの海域については本当に国会議員はじめ政府を挙げて取り組んで、パラオの海域では従来どおりカツオ漁業がなされております。

今またですね、このカツオ漁業に関して本当にこれでいいのかっていう私一人なのかどうか分かりませんが、懸念を持っているんですが、本市が加入しているいろんな水産関連の団体、あるいはいろんなそういう漁業を中心に遠洋漁業のですね、会合等でこの声を高く上げてカツオ漁業が従前どおりしっかりと継続できるように守ってほしいと思うんですが、そういった点での取組というのはどうなっているんですかね。

**○鮫島寿文水産商工課長** 本市において取り扱われている冷凍カツオ・マグロは、海外まき網漁業、遠洋カツオ一本釣り漁業、輸入によるもので賄われており、それらは議員がおっしゃったように中西部太平洋のミクロネシア連邦、パラオ共和国、マーシャル諸島、ナウル、キリバス、ソロモン諸島、パプアニューギニア、ツバルのPNA 8か国の排他的経済水域とインド洋を主な漁場としているところです。

お尋ねのキリバスの状況について少し申し上げますと、中国政府がキリバスの島にある老朽化した滑走路の改修に向けた資金援助を実施するという情報が、先月キリバス政府から発せられていることも確認しております。

キリバスにつきましては、人口約12万人で経済規模は小さいですが、世界有数の広さの排他的経済水域を持ち、日本を含めた各国のカツオ漁の漁場となっており、日本などからの入漁料収入も重要な財源となっております。

中国は他の南太平洋の島嶼国、ソロモンやパプアニューギニアにおいても開発援助を通じて影響力を増してきております。これらの島嶼国は、海外、外国政府からの支援により国家予算を賄っている状況もあり、その中での中国政府からの支援であると認識しております。

議員がおっしゃるような操業に影響が出てくる、安心して操業ができないというような懸念があるかもしれませんが、現在、いろんな会議とか関係団体にお聞きしますと、喫緊の課題となっている状況にはないと考えておりますが、そのような関係諸国の動きにつきましてはですね、非常に重要なことと考え注視していかなければならないと思っております。

少し日本とキリバスの関係において申し上げますと、1990年頃に日本の水産庁と日本鯉鮪漁業協同組合連合会の後押しによりまして、現地に漁業訓練校が海洋訓練校内に付設され、初級の日本語や機関、カツオ一本釣りの漁労技術等の訓練を行い、この訓練修了生が日本のカツオ一本釣り船に乗船、活躍し、2国間ではこのように良好な関係を築いてきていると承知しております。また、キリバスの雇用、外貨獲得に寄与し、キリバスの経済においては決して小さくない貢献であると考えているところです。

加えて本市との関係性を上げれば、枕崎漁港を船籍とする遠洋カツオ一本釣り船の3隻に、現在30名のキリバスの方が乗船しており、一本釣りに必要な腕力、体力もあり、なぐら（魚群）を見つける能力も高く、本市の遠洋カツオ一本釣り漁業において重要な人材であると伺っております。

このようなことから枕崎市も手を挙げて、国へ要望してほしいということではありますが、国家

間の交渉は外交も含めてデリケートな問題であり、市として要望という形ではなく関係の皆さんと情報を共有し、引き続き注視しながら、日本漁船、地元の枕崎の漁船、乗組員が安心して継続して操業できるよういろいろな場面ですね、水産庁等へ地元としての懸念があるということなどをですね、そういったお話は伝えていきたいと思っております。

いずれにしても、日本のカツオ・マグロ漁船の安定的な入漁の確保に向けた島嶼国との交渉を引き続き強力に進めていくよう特定第三種漁港を持つ市長協議会及び市議会議長会とその13市に北海道4市を加えた商工会議所会等で構成する全国水産都市三団体連絡協議会を通じた農林水産省や水産庁、財務省、地元選出国會議員への要請活動は引き続き行っていきたいと思っております。

さらに、鹿児島県かつお・まぐろ漁業対策協議会においても、かつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会を通じた要望活動も引き続き行っていきたいと思っております。

**○9番立石幸徳議員** 今、本当に丁寧な課長説明を聞いてですね、いろいろ参考になったんですけど、ただ私はちょっと認識が甘いんじゃないかという気を持つんですね。

つまり、キリバスはですね、先ほど言いましたように台湾と国交を断絶しているんですね、断絶ということは、もうまさに中国本土と手を結んでいるわけです。今非常に世界的にも言われている台湾海峡を挟んだ米中のいろんな紛争も起きるんじゃないかというときに、万が一ですよ、何か発生したら、キリバスはイの一番に中国側に走っていきますよね。

実はこのコロナの関係でもですね、ちょうど1年半前の昨年3月に太平洋島嶼国の8か国ですね、さっき言ったナウル協定加盟国の船員たちといいたいでしょうか、オブザーバーといいたいでしょうか、このオブザーバーを海外まき網船に乗船させるっていうのが、これが条件なんですね。

ところが、コロナのために現地の人たちが乗れなくなった。そしたら、当然海まき船は操業ができないっていうルールなんですけど、そこを島嶼国と話し合いをして、いやこういう状況ですからってということで、海まきのカツオ漁業を島嶼国から認めてもらったと。それもやっぱりかねてのやっぱりいろんなですね、お付き合いといいたいでしょうか。ですから、島嶼国とは親密な友好関係をやっぱ普段やっておく必要があると思うんです。

この件は大きな大きな外交の問題でもありますけど、我が枕崎市にすると、もうカツオ漁業がですね、できないというようなことになると、もう大変な出来事だと思うんですね、いろんなことで情報収集をしていただきたいと思います。

それで、もう一点カンショの関係でですね、2018年に沖縄県で初確認されたこのサツマイモ基腐病。これが年々拡大してまいりまして、現在では鹿児島県、宮崎県、熊本県、福岡県、長崎県の九州5県、それから高知県、静岡県、岐阜県まで広がっているんですね。昨年の状況はもう何回と新聞報道もあったし、議会でも出ました。カンショ農家は大変な被害を受けたわけなんです。

この危機的状況にあるカンショ作についてですよ、今年の2月に2年度のまとめといいたいでしょうか、農研機構の九州沖縄農業研究センターというところを中心にですね、中央農業研究センター、野菜花卉研究部門、宮崎県総合農業試験場、宮崎県農業経営支援課、鹿児島県農業開発総合センター、鹿児島県経済農業協同組合連合会、それから沖縄県農業研究センター、こういった8つのですね、研究部門を持った機関が集まって、この基腐病の発生生態と防除対策というマニュアルを発行しているんですね。

31ページにわたってサツマイモ基腐病の伝染環を遮断する観点から、いろいろな防除対策が出されています。こういったマニュアルをですね、そのカンショの本市の生産現場では活用がなされているのか。このさっき言ったマニュアルの31ページのところに、大きくその発生地域での基本対策、1つが持ち込まない対策ですね、これが8項目ございます。

それで、2番目に増やさない対策5項目、3番目に残さない対策4項目、合計で17項目ので



すね、防除対策が出されているんですけど、こういったせつかく農業関係のすばらしい研究機関がつくったマニュアルですね、枕崎のカンショ農家の現場ではどのように活用されているのか、お尋ねいたします。

○原田博明農政課長 まず、現在のカンショの作付状況からちょっと説明させていただきます。

令和3年産の作付状況につきましては、全体の約8割以上の圃場で作付がされています。

植付けにつきましては、サツマイモ基腐病の発病を抑えるために、例年より二、三週間早く植付けが始まりました。このため、4月前後の天候がよかったこともありまして、現在、順調に生育していると伺っているところです。また、関係機関の調査でも同じように確認しているというところでございます。

しかしながら、一部の育苗施設では既にサツマイモ基腐病の発生が見られています。原因といたしましては、種芋時点で基腐病菌を保有している。また、苗床の消毒不足が主な要因と分析しているところでございます。これらの基腐病の発症が見られる苗につきましては、植付けをせずに処分または抜き取りをするように指導しているところでございます。

質問者が言われるマニュアルの活用方法につきましてでございます。

この対策につきましては、昨年10月28日に関係機関で構成します南薩地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム、またその実働部隊としての作業部会において様々な取組を実施しています。

作業部会の取組といたしましては、①コンサルティングによって実施したアンケート調査による令和2年産の栽培データ収集及び実態の把握、②サツマイモ基腐病の発生状況に応じた作付体系の提案、3年産の栽培に当たっての技術指導、③作業部会員による個別巡回指導及び各種研修会による集団指導、④被害軽減に向けた実証圃の設置を行っています。

先ほどの質問にあるマニュアルに沿っての対策ということでございますが、生産者に実践していただく具体的な取組といたしましては、まず圃場に病害を入れない・持ち込まない対策として、①種芋専用圃場の設置、②履歴の確かな種苗の確保、③種芋の選別など種芋対策としては発病圃場からは絶対に種芋を採取しないこと、健全な種芋を確保するため、未発病の圃場を種芋圃場として管理する、種芋の選別と消毒をするということでございます。④苗床の土壌消毒、⑤苗床での異常株の抜き取り、⑥定植苗の適正な消毒、⑦苗床の残渣処理など、苗と苗床対策としては、地温の15度以上を確保できる時期に殺菌効果のある薬剤（クロルピクリン、バスアミド）で苗床を土壌消毒する。苗は株の地際から5センチ以上のところを切り上げて採取し、ベンレート水和剤で消毒を行う。できるだけ塊根などの罹病残渣は圃場外に持ち出して適切に処分するというところでございます。⑧長靴・農機具等の小まめな洗浄などの対策といたしましては、農作業を行うときは前年度の発病のない圃場から作業を行い、作業後には長靴や農機具などの洗浄を行うなど基腐病菌の拡散を防ぐということでございます。

続きまして、圃場での被害を広げない・増やさない対策といたしましては、①計画的な転換・輪作ということになります。前作で基腐病が多発し塊根被害が目立った圃場では、カンショ以外の植物を2年程度輪作または休耕する、②排水対策としては、排水の不良な場所で発生しやすくなるため、排水路の点検、また圃場の表面排水を工夫する、③定期巡回による初期発病株の抜き取りを実施する、④薬剤散布としては銅剤、これはZボルドー、ジーファイン水和剤でございますが、これらによる予防効果のある薬剤と今年登録された治療剤アミスター20フロアブルの併用で効果を上げる、⑤病気に強い品種の活用といたしまして、比較的基腐病に強いと言われる品種、こないしん、シロユタカに切り替えるということでございます。

最後に、残渣を残さない対策としては、①収穫の前倒しとして、病害が広がる前に収穫できるように早植えを実施し、収穫を8月のお盆頃からできるように前倒しする、②収穫残渣の持ち出しとしては、翌年の一次感染源とならないように基腐病菌保有の塊根やくず芋を圃場外に持ち出

し適正に処分する、③収穫後すぐの耕運等による残渣分解促進として、ある程度地温が高い時期に粉碎処理または分解剤での塊根やくず芋を分解し、基腐病菌を減らす、④適正な土壌消毒としては、地温15度以上確保できる時期に殺菌効果のあるクロルピクリンやバスアミドで土壌消毒をする。

これらの対策を生産者に徹底して実施していただくということで、基腐病菌を減らすことを重点に生産者とともにですね、取り組んでいるというところでございます。

**○9番立石幸徳議員** 丁寧に対策を説明していただきましたけどね、先ほどの課長説明でもう既に一部で基腐病菌がちょっと見られるという気がかりな報告もありました。

ただ、今後ですね、先ほどの対策の中の増やさない対策、残さない対策ですね、ここらに入っていくと思うんですけども、特に昨年場合は台風10号ですか、台風との関係で非常に排水対策が問題になって被害が大きくなったということも言われていますね。

ですから、やっぱりこの台風シーズンを前にですね、やはりその辺も十分に農家の皆さんと連携してですね、やっぱりサツマイモがこの南薩から消えてなくなるっていうとオーバーでしょうけれども、非常にですね、何ていうんでしょうかね、サツマイモが被害に遭っているちゅうのは本当残念で仕方がないです。頑張ってくださいと思います。

次の質問項目ですね、HACCP、これもいろいろ聞きたいんですけども、ちょっともう時間の関係もありますので、最後のごみ中継施設の関係で残りの時間を質問させていただきます。

令和3年度の本市の施政方針ですね、この中継施設の関係で次のように述べられております。南薩地区新クリーンセンターについては、南薩地区衛生管理組合において令和6年9月の供用開始に向けた各種事業が進められていると。本市においても関連するごみの収集方法などの検討や内鍋清掃センター廃止後に設置を予定する中継施設の運用に関する施策をまとめ、衛生管理組合及び各構成市との協議を進めてまいります。これが今年の施政方針なんですね。

そこで、まず基本的なことをですね、幾つか整理、確認をさせていただきたいんですが、このごみ収集の中継施設というものについてはですよ、やはりこの廃棄物関係の法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございます。通常、廃掃法ち通称で言っているんですけど、この廃掃法の法律条文の中に、ごみ中継施設というものに関する規定があるのか、ないのか、これが1点ですね。

その関係でこのごみ中継施設を仮に設置するちゅう場合は、許可申請とかですね、設置届というのが必要になってくるのか。当然そういうことになりますと、その中継施設を造る場所の周辺住民の同意といましようか、そういうものについては、了解、了承はどうなっていくのか、まずその点を確認させていただきます。

**○松田勇一市民生活課参事** まず最初に、法律での規制とかそういうものにつきましては、中継施設については、法律上の規制とかそういうものはございません。それと、設置届につきましても義務はないところであります。

しかしながら、中継施設を整備するに当たっては、国の循環型社会形成推進交付金という補助事業を活用して行っていくこととなりますので、それにつきましては一般廃棄物処理計画というものを立てまして、その中で計画に従って進めていくこととなります。

あと、周辺住民の方々への同意ということですけども、これにつきましては南さつま市坊津町栗野地区公民館のほうに令和3年2月13日に説明をしております。

ごみ処理施設が広域化になることに伴い、枕崎市が内鍋清掃センターの活用と市民の利便性が低下しないように、ごみ中継施設として運用していきたいということをお伝えしております。本市の方針については、反対の意見もなく、おおむね理解していただいたと考えております。

あと、枕崎市の地元ということで塩屋地区、大塚地区があるんですけども、これにつきましては、計画の施設整備の内容が固まり次第、それ以降にまた市民へはお知らせをしていくという

ことになっております。

○9番立石幸徳議員 坊津町栗野地区のほうでは、おおむね理解していただいているという説明ですけどね、それはどういうふうな、足を運んだ当事者はそういうふうな感覚といいましょうか、感じを持たれたかもしれませんけど、何か具体的に我々第三者にこういうことで、もう問題ありませんよと示されるような、何か持ち合わせているんですか。

○松田勇一市民生活課参事 栗野地区の皆さんからは、施設の活用については反対等もない状態でしたけれども、坊津町全体を含めた栗野地区の住民の方々のごみ搬入もできないのかという相談はありました。

これにつきましては、枕崎市が方向性を決めるのではなく、南さつま市が方向性を決めることになると思いますので、南さつま市の方向性が決まりましたら、それに向けて協議を行っていくこととなると思われます。

○9番立石幸徳議員 今、南さつま市の対応もちょっと紹介されたんですけどもね。とかくこの俗に言う、私は使いたくないんですけども、俗に迷惑施設というものについてはですね、行政の説明は、最初はどこもはっきり言って地元の方はよろしかったですよというのをいっぱい聞いているもんですから、そしてどんどんその事業が進んでいくにつれてですね、大変だ大変だと反対者があっちもこっちも出てきたというのが大体の筋書きですよ。

ですから、最初に念を押してですね、今、栗野の人たちは全然何もなかったということですけどね、ないほうが私などもいいと思うんですけどもね。そこは慎重に確認させてもらったんです。

今、個別的に確認をしましたが、あれこれ聞くよりもまず本年度に入ってからの中継施設の取組、進捗状況あるいは基本方針、こういうのはどういうふうになっているのか。

つまり、今、南さつま市坊津町のほうも搬入できないのかという話もありましたちゅうが、これはきちんとした形で本市としては受けて、それを基本方針という形のものに持っていくつもりなんですか、そういった全体的な基本方針と現段階での進捗のこの作業の動きを教えてくださいたいと思います。

○松田勇一市民生活課参事 中継施設がどのように整備されていくかということですけども、資源ごみは各市が対応することになり、新クリーンセンターへの搬入を行わないこととなってますので、内鍋清掃センターの既存のストックヤードなど附帯設備で、プラスチック減容機、プラスチック容器圧縮機を活用して資源化の仕組みをつくり構築することとなるため、中継施設としてはマテリアルリサイクル推進施設、それから廃棄物運搬中継施設と分けて計画をしなければならぬと思っております。

ごみの減量化を図ることや中継施設の取扱いの範囲が課題となると思います。また、草木、粗大ごみ、いかに効率よく処理、運搬していくかなど多くの課題があります。市内の検討会で方針をまとめて市民に周知を図ることとしております。

おおむね南薩地区衛生管理組合及び構成市から理解が得られておりますが、南さつま市の方針決定後、課題等の協議が必要となり、同時にごみ中継施設の詳細については市内において検討作業を進めてまいります。

○9番立石幸徳議員 最後にですね、あまり時間がありませんが、市民への周知ちゅうことですが、この施政方針に出たごみの収集方法等の検討ですね、この中継施設ができるわけですからこの部分と衛自連の関係はどうなっているんですか、最後に教えてください。

○松田勇一市民生活課参事 ごみの収集方法ですけども、これは集積所のごみの収集方法ということで、衛生自治団体連合会のほうには総会が書面での総会になりましたので、その中にごみの収集方法ということで説明はしておりませんが、そういう部分を入れてあります。これは決議事項ではありませんので、お知らせという形で説明をしてあります。

その内容につきましては、今、燃えるごみを週3回やっているところを週2回に、これを令和4年度から実施していきたいということでお知らせをしております。

それとまた、危険物、不燃ごみにつきましても毎週1回というところを月1回に変更したいという旨のお知らせをしているところでございます。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○8番豊留榮子議員 先日4日ですが、高齢者医療費の2倍化法案が参議院の本会議で賛成多数で可決・成立したところです。75歳以上の医療費窓口負担に初めて2割負担を導入するという法律です。

この負担増の実施は2022年度からとありますが、このコロナ禍の中、病気を抱え不安な生活を送られている高齢者の健康と暮らしに大きな打撃を与えることとなります。

実際に、病気やけがなどが多くなる高齢者にとって1割負担も決して軽くはなく、今でも受診をためらう方が少なくない中で、高齢者にとって2割負担がどんなに重くのしかかり、深刻な影響を与えていくのか計り知れないところです。

高齢者の補聴器助成についての質問に入っております。

障害者総合支援法による補聴器購入の助成対象にならない聴力機能の低下がある高齢者に対しても、補聴器購入の補助制度をつくるべきではないかという観点から、まず質問してまいります。

本市における現在の補聴器助成制度がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市においては、補聴器の購入に対する補助として、身体障害者手帳を所持する聴覚に障害のある方を対象とした障害者総合支援法に基づく補装具費の支給のほか、軽度・中等度の難聴児を対象とする枕崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による補助を実施しているところです。

しかしながら、障害者総合支援法の対象とならない高齢者に対する補聴器の購入補助制度は実施しておりません。

○8番豊留榮子議員 その障害者総合支援法に基づくですね、補聴器購入費の補助というのはどのようなものがあるのかお示してください。

○山口英雄福祉課長 お尋ねの障害者総合支援法に基づく補装具費の支給についてですけれども、例えば、今質問者が言われている難聴の方に対する補聴器、それから手とか足を切断されて、義肢とかそういったものの製作に対する費用の助成とかそういった身体に障害のある方に対する日常生活を快適に送るために資するような用具、障害を補助するというようなそういった用具の購入に対する経費の助成でございます。

○8番豊留榮子議員 例えばその補助制度の額ですよね、原則どのくらいなのか分かったら教えてください。

○山口英雄福祉課長 補装具費の購入につきましては先ほども若干あったかと思いますが、その購入する補装具、義肢とか補聴器とかそういったものの購入に対する基本的な基準額というのがございますけれども、その基準額のうちの1割が御本人の負担で、あと9割は公費負担というふうになっております。

ただし、自己負担につきましては一定の所得に応じて限度額がございます。

○8番豊留榮子議員 障害のある方でもそれが活用できているかどうかというのはちょっと不安なんですけれども。

次の質問ですけれども、今この難聴と認知症には強いつながりがあるということが分かってきたと言われているんですけれども、この認知症の約8%の方が難聴の放置によるものだと言われています。本市における高齢者の実態調査はされているんでしょうか、お尋ねします。

○山口英雄福祉課長 難聴と認知症の関係について質問者が言われましたけれども、確かに2017年の国際アルツハイマー病協会会議におきまして、ランセット国際委員会は「認知症の約35%は予防可能な9つの要因により起こると考えられる。その中では難聴が最大のリスク因子である」と。この難聴が8%だという研究結果を発表しておりまして、難聴によりまして脳に入る情報が少なくなることで脳の機能が低下し、認知症とか鬱につながるのではないかというふうに考えられているようでございます。

実態の把握ということでございますけれども、本市におきまして、今年3月末現在で要介護認定を受けている1,456人のうち、認知機能に何らかの低下が見られる方は1,015人というふうになっておりますけれども、特定健診をはじめ各種検診におきまして、聴覚（難聴）を検査項目とするものがございませんので、現在のところ、加齢に伴う難聴の方が何名いらっしゃるかっていうことについては把握できておりません。

なお、つい先日厚生労働省の老健局のほうから通知が来まして、これは高齢者の難聴に関する老人保健健康増進等事業報告書の取りまとめについてというものでございましたけれども、その通知の中でもですね、全国のうち難聴を把握する取組を実施している自治体としては、難聴の聴力検診をしている自治体が0.4%、団体数にすると回答した約940団体のうち4団体しかなかったというふうにしてございまして、そういった状況の中でございます。

ただ、難聴と認知症の関係があるというふうに言われている中でございますので、今後ですね、その質問者が言われた高齢者の難聴に関する実態調査については、その必要性も含めて調査研究をしていきたいというふうに考えております。

○8番豊留榮子議員 今後、高齢者人口というのは確かに増加していくという傾向にあるんですよ。高齢者の実態を把握することは本当に大切なことだと思うんです。

特に健康づくりですとか介護予防にもこれは役に立っていく調査だと思いますが、これをどのようなふうにして実施していく計画でしょうか。

○山口英雄福祉課長 ただいま答弁いたしましたとおり、今全国の自治体におきましても4自治体しかそういった実態調査をしていないという中で、国のほうも今その難聴に関する調査と申しますか、そういったアンケート調査を実施しまして、各自治体の把握度を調査しているわけですので、今後ひよっとしたら国のほうからもそういった項目が示されるといった可能性もありますし、そういったことから、現在本市ではどういった調査を行うという具体的な考えはまだ持ち合わせておりませんが、今後その国の動向とかですね、他の自治体等の動向等も十分踏まえながら、調査の必要性、それから調査をするとした場合に、その内容とかですね、そういったものを検討していきたいというふうに考えます。

○8番豊留榮子議員 それでは、例えば難聴でですね、本市に相談に来られた方への対応などはどのようにされているのか、お尋ねします。

○山口英雄福祉課長 例えば、聴覚の障害による身体障害者手帳をお持ちでない方が、ちょっと耳が聞こえにくい、難聴ではないかということで相談に来られた場合には、その難聴の度合いが身体障害者手帳を取得できるかどうか、そういった状態にあるかどうかということ、まず病院に相談してくださいと。それで、医師のほうで身体障害者手帳を取得できる状態にあると判断した場合には、医師の意見書を取っていただいて、身体障害者手帳の交付の申請をしていただいているところでございます。

○8番豊留榮子議員 そうなんですよね。ですけど、何といたってもその耳の聞こえの悪い方たちというのは誰に相談していいか分からないとか、例えば私たちがこう行ってお話を聞いても、私が勝手に引っ張って、駄目だよ行かなくちゃって言うわけにもいかないですし、例えば身内の方たちがですね、親身になって相談には乗っているんでしょうけれども、本人がなかなか言うことを聞かない、動かないって言うんですね。

それは病院に行って検査をしたりとか、やれ何だ、かれ何だつって途中で諦めてしまう人もいるっていうふうにも聞いたりするんです。

だから、そういうところを何かそうですね、この難聴傾向の方は特に大きな声で話すと周囲に聞こえることを気兼ねして、聞きたいことも思うように聞けないとか、御自身の難聴に気づいていない方、また気づいていても放置している方などもたくさんいらっしゃるんですね、本当に。

これ数多くいらっしゃると思うんで、このような方々への援助ですね、その方を立ち上がらせて病院と一緒に行って手続をしていただくとか、病院の診察を受けない限り難聴であるかということもはっきりしないわけですから、何の補助も出てこないわけですよね。そういう援助っていうのは市のほうでは何か具体的にありますか。

○山口英雄福祉課長 まず、難聴といいますか、耳が聞こえにくい方が市役所の窓口に来られた場合には、確かに聴覚がちょっと、耳が聞こえにくいので、必然的に話し声も大きくなるかと思えますけれども、私どものほうでは意志の疎通の手段として、そういったプライバシーが守られるように筆談でいろいろどういったことがお困りですか、どうしたいですかとか筆談で対応することにしております。そういったことで、まずプライバシーを保護するというような配慮はしているところでございます。

あと、なかなか耳が聞こえなくて医療機関とかそういったところに相談がしにくいといった場合にはですね、こちらのほうからもですね、診察を受ける医療機関に、こういった方が行かれますということでおつなぎすることもできますし、それからその方にも耳が聞こえないのでそこでも筆談とかそういったことで御自分のお伝えしたいことを十分お伝えしてくださいと、そういったアドバイスを差し上げて対応することも可能でございますので、とにかくお困りのことがありましたら、気軽にですね、遠慮なさらずに市役所とか医療機関とかそういったところに相談に行ってくださいというふうに思っております。

○8番豊留榮子議員 よろしくお願ひします。

また、聴覚障害の身体障害者手帳の交付数ですが、どのぐらいいらっしゃるんですか。

○山口英雄福祉課長 本年3月末現在で申し上げますと、本市におきまして身体障害者手帳の交付を受けている方が1,303名いらっしゃいます。そして、そのうち聴覚の障害により身体障害者手帳の交付を受けている方が123名いらっしゃいます。

障害の等級別で申しますと、1級の方が3名、2級が23名、3級が20名、4級が34名、5級がなし、6級が43名というふうになっております。また、年齢別で見ますと65歳以上の方が99名というふうになっておまして、等級別で申しますと1級の方はいらっしゃいません。2級が14名、3級が13名、4級が31名、5級がございません、6級が41名となっております。

○8番豊留榮子議員 聴覚障害の身体障害者手帳が交付されれば、いろいろな補助が受けられるんですけども、その補聴器そのものというのはすごく高いって皆さんおっしゃるんですね。とても年金では買えない、自分が買っても今度は夫がなればまたその額を出さなきゃいけないとかって言われるんですけど、その金額とか分かりますか、補聴器の。いろんな種類があるかと思うんですけど、農協からも案内が来ていました。そういういろんなところから高齢者の方々のところに案内が来るっていうんですね。いろいろ言われるんですけども、何をどうしていいか分からない。だから、どういうものを買ったらいいのかも分からない。金額も10万から30万とかいろいろあるっていうんですね。

そういうことの何か高齢者の難聴を抱えている方にお示しするとかそういうことはできるんですか。難しい。

**○山口英雄福祉課長** 今、質問者がおっしゃるとおりで、補聴器の値段につきましては数万円から数十万円ともう本当に幅がありまして、決して安いものではございません。

ただ、こちらのほうからどういった補聴器がいいというのはですね、その方のやはり状態によっても変わりますし、お好みもございましょうから、一概にですね、こちらのほうからどういった補聴器がいいですよとか、いろいろお勧めすることはなかなか難しいのかなというふうには思います。

**○8番豊留榮子議員** それでは、病院に診察に行きました。

そこで病院の先生があなたにはこういうのがいいですよとか、そういうお勧めもあるんですかね。

**○山口英雄福祉課長** 医師の方からそういった具体的なですね、それぞれ個人ごとにどういった補聴器がいいのかっていうアドバイスがあるのか、ちょっと私のほうでは把握はできません。

**○8番豊留榮子議員** ですよ。この高齢化社会が進む中でですね、高齢者が安心して暮らせるように、やっぱり早めの対策というのが必要と思いますが、今後どのようにこれを考えているのか、お聞きします。

**○前田祝成市長** 実は、今回この御質問をいただくまで私自身も難聴が認知症の非常に高リスクの要因であるというのを認識しておらず、非常に勉強になったところです。

昨日の1番目の質問者でもありましたけれども、やはり地域共生社会の構築ということは非常に大きな課題であるというふうに思っておりまして、これから我々がその地域共生社会の構築のためにやっていく中の一つの大きな課題項目になるなというふうに認識いたしました。

ただ、補聴器助成に対する今回の御質問ですけれども、現状のところ障害者総合支援法の対象とならない加齢に伴う難聴者に対する補聴器購入費の助成制度、これが今、決して多くはないですけれども、県外の自治体においても取り組んでいるという事例は承知しております。

ただ、難聴者に対する補聴器購入費の補助、認知機能低下の防止に一定の効果があるということは理解するところなんですけれども、本市独自で実施するとした場合、先ほど費用の問題もございましたけれども、財政的な確保の問題をはじめ多くの課題もあるというふうに思います。

平成31年3月20日の参議院財政金融委員会におきまして、麻生財務大臣が加齢性難聴に対する補聴器購入の助成制度に関し、厚生労働省から提案がまだないが、やらなければならない必要な問題というふうな発言をされているようです。

国として制度を創設することもこれらのことから考えられますので、本市といたしましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら、この助成に関しての調査研究は進めてまいりたいと思います。

ただ冒頭申し上げましたように、地域共生社会の構築という中ではですね、非常に大きな課題であるというふうに認識しております。

**○8番豊留榮子議員** 市長に私は再度お聞きしたいんですが、昨日の一般質問の中で議員が、次に出馬する覚悟はあるのかというようなことをお聞きしましたら、出ますということでした。

市長は枕崎を見捨ててないな、まだまだやる気でいてくれたなと思ったところなんです、再度お聞きします。

これはもちろん国や県への要望を上げていきながらですね、本市が県内の先陣を切って難聴者に対する補聴器補助制度を確立する考えはないのか、あるのか、お聞きしたいと思います。

**○前田祝成市長** 今の答弁とも重なりますけれども、当然問題意識としては持っておりますし、その辺りについてはですね、先ほど申し上げましたように国の動向等もございまして、その辺りもしっかり見極めながらですね、判断していきたいというふうに思います。

○8番豊留榮子議員 この点はぐっと胸に刻み込んで進めていってほしいと思うところです。  
では、次の質問に入らせていただきます。

公道の草払いについてなんですけれども、これは国や県、そして市道における草払いは年に何回行われるのか。そしてその際、除草剤を使用することがあるのかお聞きいたします。

○松田誠建設課長 市道の草払いは、各路線のこれまでの繁茂状況により公民館への業務委託、シルバー人材センターへの業務委託及び直営の道路作業員による草払い作業で計画しており、草払いの作業回数としては、幹線市道となる1級、2級の市道、集落周辺の市道及び観光道路は年2回の草払い、それ以外の市道については年1回の草払いを標準としております。

県管理の国道226号ほか6路線と国直轄管理の国道225号においては年1回を標準とし、繁茂状況により必要がある場合は対応しているとのことです。

なお、国道225号、市街地の町頭交差点から新花渡橋までの1.5キロメートルの区間においては、鹿児島県国道事務所との協定「手づくりさつま路計画」により市で年4回程度の除草作業を行っております。

除草剤の使用については、草払い機での除草を基本として取り組んでいますが、歩道などの縁石の隙間や車道の端など草払い機の回転歯が舗装面、縁石に当たり作業に危険が生じたりする箇所や根まで取り除く必要がある箇所に、国、県及び市においてもやむを得ず除草剤を使用しております。

○8番豊留榮子議員 除草剤を使用しているということなんですけれども、その市民の不安を取り除くためにですね、この除草剤の成分とかを提示して、この除草剤使用については人体に影響を与えることはないとするべきではないでしょうか。

○松田誠建設課長 まず、公道の除草で使用している薬品について説明いたします。

除草剤の人畜毒性の判断基準としまして、魚毒性の分類基準があります。これは、容器のラベルに表示されている濃度において、魚のコイに対する48時間後の影響及びミジンコに対する3時間後の影響を観察し判定するもので、A類からC類まで区分される基準です。

区分例を示しますと、A類は通常の使用方法では魚介類には影響はない、B類は影響が少なく水田での散布は可能であるが、養漁田での使用は避ける。C類は強い影響を及ぼすので河川等に飛散・流入するおそれのある場所では使用しないとなっております。

公道で使用している薬品はA類に分類されるものを選定し、その中でもグリホ系の薬剤で農林水産省から農薬登録を受けており、品質、安全性も実証済みで農耕地登録を取得しているため、水田、野菜類、果樹類などの農地にも使用できるものです。

議員から指摘がありましたように、除草剤は農薬に分類される薬品であり、使用方法や残留濃度により人畜への影響も懸念されることから、市民の除草剤に対する認識と散布に対する理解を得るために、ホームページ等への薬剤の成分表示や散布後3日間程度の散布のお知らせ看板などを設置していきたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 本当に安全なのかどうかというのとは分からないことなんですけれども、そのホームページで掲載するとか、そしてまたその看板もね、3日間は提示してくださるということなんですけれども、例えば犬とか猫とか飼ってらっしゃいますよね。犬猫は字が読めませんし、そういう場合は、だからその家族の方は注意すると思うんですけれども、もうそれで以前は何かうちの猫が帰ってこなくなっていて、探している間に何日かしたら死体で見つかったみたいなこともあって、農薬に触ったんじゃないか、触れたんじゃないかっていうそういう不安もあったというんですね。だから、そういう飼い猫や犬たちのためにも何か対策はありますか。

○松田誠建設課長 これまでに問合せ等で除草剤をまきましたかとか、そういう問合せが来ています。年に一、二回ですね。

その中で猫が死んだとかそういう事例があって、その問合せが来たわけなんですけれども、そのと



きは除草剤をまいていないということが判明しているんですが……。

そのような中、散布後の1時間程度では浸透して影響はないとされています。しかしながら、コンクリートとかアスファルトの上だったら残留物が残る可能性もあります。特に草木の葉についたものがそのまま残る可能性もありますので、これの対策としてペットの散歩とか、幼児との散歩とか、そういうときに、こういう除草剤をまきましたよということでお知らせをするために看板を設置したいということで考えております。

**○8番豊留榮子議員** その看板はぜひ掲示していただきたいと思います。

次に、コロナ対策について。

新型コロナウイルスの対策として、市民の暮らし、雇用の維持、事業の継続等多くの支援策を本市も打ち出してきたところですが、現在も活用できる補助事業がどのようなものがあるのかお示してください。

**○鮫島寿水文産商工課長** 本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援策として、事業の継続と雇用の維持を最優先に各種事業を実施しているところです。

まずは、令和2年度について申し上げますと、事業者応援資金の支給や国の雇用調整助成金の申請に係る費用の補助、家賃補助、飲食店等の感染防止対策への補助、そのほか外国人技能実習生の入国時2週間の一時待機に係る宿泊・交通費補助など各種支援策を実施してきました。

この中で、事業者応援資金につきましては令和2年度の1回目の交付件数は707件で、交付額は1億2,550万円でした。本年度も継続して実施という形になりましたが、実施している2回目につきましては、現在交付件数は5月28日現在の数字であります358件、交付額は7,075万円となっております。

今後、5月のゴールデンウィーク後に市内で新型コロナウイルスの感染者が確認されたことなどによりまして、引き続き、特に大きな影響を受けている飲食サービス業及びカラオケボックス業、飲食に係る部分の事業者への追加支給についても予定し、今議会に補正予算をお願いしているところです。

また、雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した際の費用を補助する雇用調整助成金申請費補助事業につきましては、令和2年度は47事業者に対しまして1,166万2,000円を交付しております。令和3年度も引き続き実施しており、現在15事業者に対し48万7,000円を交付しております。

この事業につきましても、国のほうが4月までの特例措置期間ということでありましたが、雇用調整助成の関係なんですけど、5月、6月ということで延長されまして、再度、緊急事態宣言の延長によりまして6月20日まで延長されましたので、翌月の7月までこの特例措置の期間が伸びましたので、それについても今年度も引き続きその期間等において雇用調整の助成金を事業者の方に支給がスムーズにできるよう申請費の補助、あと特例措置の内容が若干、率等が下がった部分、事業主負担が出てくる部分も出てくるところです。

これまで解雇がなければ10分の10の雇用調整助成金が支給されておりましたが、これが解雇がなくとも10分の9ということで10分の1は事業主負担が出てまいります。その部分についても維持費補助ということで支援をしていこうかと、そういった事業の少し見直しをしていきたいと考えているところです。

このほか新規事業といたしまして、市内の事業者の販路拡大の特産品販路拡大事業も実施しているところですが、また引き続きですね、外国人の技能実習生の受入れの際の宿泊・交通費の補助も実施していきたいと思っております。

**○山口英雄福祉課長** 私のほうからは、市民の暮らしを直接的に支える支援の取組について申し上げます。

市民の暮らしを直接的に支える取組といたしましては、御案内のとおりこれまで、1人につき

10万円を給付いたします特別定額給付金をはじめ、子育て世帯に対する臨時特別給付金、これは児童1人につき1万円の支給でございました。それから、2度にわたるひとり親世帯に対する臨時特別給付金、これが1世帯につき5万円、2人目以降の子供について3万円ずつ加算という制度でございました。

こういった、主に国の事業を活用した形で実施してきたところでございます。

現在も活用できる補助制度ということでございますけれども、現在市が主体となって取り組んでいる暮らしを支える支援策といたしましては、さきの臨時会で専決処分の承認をいただきました児童1人当たり5万円を給付する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）や今議会に補正予算をお願いしてございます低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親等世帯分）のほか、本年6月までに延長されておりました住居確保給付金の再支給に係る申請の期間がさらに3か月、本年9月末までに延長されているところでございます。

それから、市が主体となっているわけではございませんが、社会福祉協議会が窓口となって実施する支援制度といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し一時的に生計の維持が困難になった世帯に対し少額の貸付けを行うという緊急小口資金、これは最大で20万円の貸付けでございますけれども、この緊急小口資金や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となった世帯に対し生活再建までの必要な生活費用を貸し付ける総合支援資金、これは2人以上の世帯で月額20万円以内、原則3か月以内というふうになっておりますけれども、こういった貸付制度につきまして、本年6月までに延長されていた申請の受付期間がさらに2か月、本年の8月末まで延長されているところでございます。

**○8番豊留榮子議員** いろいろな補助制度があって、本当助かることですよ。

これが延長されたことなどは、本市の広報紙の中にも入ってはきているんですけども、こういう該当するような方たちに直接何かこうお知らせみたいなのはできるんですか。

**○山口英雄福祉課長** ただいま申し上げました支援制度のうち、例えば低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、例えば児童扶養手当を受給されている方につきましては申請も要らずに直接振り込みました。ほかの方々につきましても、該当と思われる方については通知を出して、お知らせして申請をしていただくというふうなことになります。

それから、ふたり親等世帯分につきましても、これは令和3年度の住民税の非課税の方が対象というふうになっておりますけれども、一部の方は申請不要でございまして、該当される方につきましても、もう既にですね、私どものほうに御本人から問合せの電話とか入っておりますので、そういったことで個別に対応はしているところでございます。

**○鮫島寿文水産商工課長** まず、事業者応援資金の関係で、今年度2回目、通算でいきますと3回目の支給を検討しているところですが、これにつきましては5月10日の週に感染者が確認されて、関係の枕崎の飲食業組合の皆さんともお話をしながらですね、状況をお伺いして、制度の仕組みといたしますか、検討をずっと重ねていたところです。

今議会で補正予算をお願いし、可決されましたら、制度の内容について具体的に示したものをつくりまして、それらを飲食業組合の方、そういった方には丁寧に説明をして周知を図っていきたいと思っております。

また、雇用調整助成金の国の制度等が変更になった部分もまだ7月までというのは正確なものはないところなんですけども、明らかに7月までは延長されますので、そのことにつきましても社会保険労務士の市内の方、その方とも調整をして準備を進めていただいております。

それと、特に私どもとしましては、雇用調整助成金を利用されている製造業の皆さん、水産加工組合のほうにはですね、毎回こういった話がありましたら資料をお示しをして、また飲食業の方にも雇用調整助成金を利用して従業員の雇用を守っていただいておりますので、そういった

方々にも個別に関係団体には資料を提供しております。

それと、商工会議所のほうにもお願いをして、これらの支援につきましては会員の皆様への周知もお願いしております。

また、もちろん市のホームページ、それと広報紙等を通じまして、全般的には周知を図っていければと考えております。

**○8番豊留榮子議員** いろいろな手厚い援助が続いているということで、皆さん本当助かっているかと思えます。

次に、ワクチン接種なんですけど、これスムーズに進行できるように申込みを簡易な方法に改善すべきではないかということは先ほどもいろいろ出ていましたので、これはちょっとダブるので省きたいと思えます。

次に、希望する人がですね、いつでもPCR検査を受けやすいように、市の補助率を引き上げるなど現在の制度を見直す考えはないかということでお聞きしたいんですが、よろしく願います。

**○西村祐一健康課長** ただいまの質問につきましては、発熱などの有症状者や感染者の濃厚接触者につきましては、医療機関や保健所が必要であると判断した場合には行政検査が実施され、PCR検査及び判断料につきましては、医療保険と公費で賄われるということになっております。

PCR検査助成事業につきましては、事業活動や市民の不安を解消するために行う検査が対象の助成事業でありまして、個人の思いや事業活動を行うに当たって、助成する応分の額は50%程度が妥当であろうと考えております。

こちらのこれまでの利用実績につきましては、令和2年12月から令和3年3月までが93件、令和3年4月から5月までが55件となっております。

こういったようなことから、現時点で制度の見直しについては考えてはいないところです。

**○8番豊留榮子議員** 制度を見直す考えはないということなんですけれども、このワクチン接種が完全に行き渡ると、もうそれだけで構築できて、そのPCR検査というのは要らなくなるのかなと思うんですが、それはどうなんでしょうか、PCR検査というのは。

例えば、今ワクチン接種を受けました。県外に出かけなきゃならないとか、そういうときにやっぱりPCR検査とかするんですか。

**○西村祐一健康課長** 今回、ワクチンを接種された方につきましては、確かに感染しにくくなったり、重症化しにくくなるといったような効果があると聞いていますが、絶対感染しないというわけではないとは考えております。

ただ、そのPCR検査を実施するかどうかににつきましては、考えられるのは、個人の判断でそこが所属する部署が求めているのか、そういったことになってくると思いますので、一概に必ずしないとイケないというわけではないと考えております。

**○8番豊留榮子議員** 最後に、コロナ対策に対する市長の思いをお聞きしたいと思うんですけれども、今後、市長がこの枕崎を背負っていくためにも、このコロナ対策をどういうふうに対応していくのかっていうのは重大な任務だと思うんですね。この点を最後にお聞きしておきたいと思えますので、ぜひ。

**○前田祝成市長** 昨日も申し上げましたが、コロナ対策に関しましては、感染防止対策と経済というところの両立というのは非常に重要であろうというふうと考えております。

特に、まだワクチン接種が進んでいなかった時点では、特に感染防止をそれぞれのお一人お一人に徹底していただくということについて求めていたところでございます。

その中で、やはり経済が非常にダメージを受けていた状況の中で、先ほど水産商工課長からもございましたように、できる経済支援策ということをしてまいりました。今後も、この経済支援策というのは、状況を見ながらですね、しっかりとサポートしていくということは重要であら

うかと思えます。

予防に関して申し上げますと、今PCR検査の制度の見直しということもございました。そこについてはですね、担当課長から答弁がありましたように、本来の行政検査というのは医療保険と公費で負担されておりますので、ワクチン接種が今後加速していくことも考慮しますと、このタイミングでの制度の見直しというのではないのかなというふうには思っております。

ただ、このワクチンというのが本当にゲームチェンジになるということですので、非常に重要なものであるということですので、健康課と一緒にですね、そして市の医師会あるいは保健所等の指導を仰ぎながらですね、しっかりとしたワクチン接種体制を整えて加速化させていただきたいと思えます。

その先にあるのは、ポストコロナ、コロナ後の社会構築だと思いますので、その辺りについては昨日も申し上げましたが、しっかりとした枕崎のまちの姿をつくり上げていくよう今後も努力したいというふうに思えます。

**○8番豊留榮子議員** 本当にこのコロナ禍の中で市民の皆さん本当に鬱になってしまうという方がたくさんいらっしゃるんですね。こうした中でやっぱり市がきちっとした対応を示していくというのは本当に大事なことで、生きる張り合いといいますか、そういうことにつながっていきます。コロナに負けないでいろんな対策を続けていっていただきたいと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

**○永野慶一郎議長** 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午後1時9分 再開

**○永野慶一郎議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

**○13番清水和弘議員** 通告に基づき質問します。

まず、一般行政について、コロナ感染下で住民には5人以上の人が集まる場所には参加しないよう指示している状況下において、ある地区の鬼火焚きには市長、副市長が参加していると周辺住民から連絡が来ました。また、消防車も待機しているにもかかわらず、鬼火焚きをしており、周辺住民から火の粉が飛んできて怖いとの連絡もありました。以前は田んぼのところで実施していたと私は思っていますが、このような状況の中、市長、副市長は公用車を使い参加していると言われております。

この時期、市長はコロナ禍において住民に求めていたことに反してはいないのか、また市長、副市長の行動には多くの住民は納得できないと怒りの声が多数あります。市長、副市長が参加した理由について、市民に分かりやすく明確な答弁をお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** まず、コロナ禍において市民の皆様にお一人お一人の感染防止、予防の徹底をお願いしているところでございます。小まめな手洗い、マスクの着用、3密の回避など基本的な感染防止の徹底をお願いしているところでございます。

また、鬼火焚きに参加した理由についてのお尋ねですが、地域行事として御案内をいただきましたので公務として出席いたしました。コロナ禍で多くの人が集まる行事がなかなか実施できない状況下ではありますが、主催者の判断によりそれぞれが工夫しながら開催しているものにつきましては、御案内をいただいた段階でスケジュール等を調整した上で参加させていただいております。

質問者が言われる5人以上の会合というのは、国や県などが示されている飲食を伴う会合の制限人数のこととされますので、今回の鬼火焚きに関してはそれとは違うことになるかと思いません。

たしか、1月の鬼火焚きのあったその日は第3日曜日で午前中にもまくらざき朝市があり、朝市にも顔を出したところでした。また、3月下旬には市をPRするラッピングトラックの出発式を本市主催で行い出席いたしました。そのような屋外での催しについては、比較的3密を避けられることもあり、参加させていただくことも多いというふうに思います。

**○13番清水和弘議員** 今、市長は酒を伴わない場所はいいんじゃないかというような答弁でしたが、国が言っていたのはですよ、5人以上の人が集まる場所と明記されておったわけなんですよね。

しかも、この鬼火焚きによる火の粉が周囲に飛んでくるということまで私のところには電話が来たんですよ。そのことについては、市長は何ら間違いなかったという考えなんですか。

**○前田祝成市長** まず、5人以上の会合というのは、私の認識では国や県などが示されている飲食を伴う会合の制限人数ということで認識しております。

先ほども少し申し上げましたが、屋外において、当然5人以上の朝市とラッピングトラックの出発式をちょっと例に出させていただきましたが、5人以上の人が集まる会合というのは日常的に行われておりますので、その辺りについてはですね、当然、参加する私自身が感染の対策なりをしっかりと取られているかっていうところを判断した上で出させていただいているところです。

それと、鬼火焚きの内容といいますか、鬼火焚きがどのような場所で、どのような形で行われるということに関しましてはですね、私自身はそのイベント自体には特に関与はしておりませんので、それはもう主催者の御判断だというふうにはしか判断できません。

**○13番清水和弘議員** 私は先ほど言いましたよね、この鬼火焚きによって火の粉が飛んできるとんだと、そういうことで怖いという電話もありましたよ。その声を聞いて市長は何も住民の立場として考えられないんですか。

**○前田祝成市長** 鬼火焚きには、過去に今回を入れて3回ほど参加させていただいております。地域行事としての運営の仕方といいますか、防火体制含めてしっかりやられているものというふうに判断しております。

**○13番清水和弘議員** 私は市長がテレビで放映されている画像も見ましたよ、ニュースで。だから、私はこうして自分でも確認できたから今ここで発言しとるんですよ。

それからですね、この鬼火焚きに教育長も参加していると言われておりますが、教育長が参加した理由はどのようなことだったのでしょうか。

**○丸山屋敏教育長** 私は常々、学校の教職員に対して地域の伝統行事には参加しなさいと、例えばきばらん海の行事等にも積極的に参加してくださいということを促してきています。

私自身も、これまで小原國芳先生の「勉学の道」歩こう会ですかね、坊津から歩くあの行事とか、それから別府小校区の一園二校合同教育講演会とかですね、史跡めぐりとか、そういうところに参加いたしました。

そして、先生方にもそうして参加するように促している立場でですね、私が御案内いただいたのに行かないということは今までもありませんし、積極的にそれは時間をつくって行っております。その一環として今回の鬼火焚きがありました。

**○13番清水和弘議員** 今、教育長が言われるのはですよ、普通の状態なら私もそれは大賛成ですよ。ここにですよ、コロナ禍ということがあるがゆえに今回は人出を制限しとるわけじゃないですか、そういうことを考えたら私は参加すべきじゃなかったと思いますよ。

次にですね、コロナ感染ワクチン接種について質問しますけど、南さつま市は85歳以上の方を優先ということで、スムーズにいったとの話もあります。本市の独り住まい高齢者のワクチン

接種状況はスムーズにいったのか、国の方針に従うのは間違いではないと思いますが、地域住民が理解できるような方法で実施すべきと私は考えています。本市のワクチン接種予約の在り方などどのように判断していますか。

**○西村祐一健康課長** まず、4月26日開始の第1クールの予約受付におきまして電話とインターネットで受付を行いました。電話については4回線に対応したため非常につながりにくい状況となり、多くの対象者の皆様に御迷惑をおかけしましたことに対しまして、率直におおびを申し上げたいと思います。

6月1日に始まりました第2クールの予約受付では電話回線を6回線増設し、合計10回線に対応しました。また、接種者情報の事前登録を勧め、予約の際の所要時間の短縮を図りました。さらに、電話とインターネットの申込枠を設定することで、電話でしか予約できない方への対応を行いました。

こういった対応によりまして、6月4日現在で4,380名の方の予約を受け付け、第1クールの接種者及び高齢者施設等に入所、入院されている方を合わせて、対象者8,700人に対し約82%の方が接種を受けられるようになり、希望する高齢者の方へのワクチン接種は7月31日までに完了するものと見込んでおります。

**○13番清水和弘議員** 今82%の方が予約済みと、あと18%ですか、この方についても7月で終わるといえることですか。

**○西村祐一健康課長** 今後の予定といたしまして、残りの方につきましては電話とインターネットを利用できない方がいらっしゃるかと考えられますので、こういった方につきましては、予約されていない方のリストアップを行いまして、また地域包括ケア推進課のほうで所有しております見守り対象者、こちらの名簿と突合いたしまして、地域の民生委員の方々、あとは介護支援専門員の方々ですね、こういった方の協力を得まして当たっていきたくて考えております。

**○13番清水和弘議員** 次にですね、枕崎市役所職員組合がこれまで利用してきている事務所の使用料について質問していきます。

一月の賃貸料はどのように決められているのか、平成24年度に私は当時の総務課長と議論いたしました。そのとき総務課長は市長の許可制になっていると私に話されました。市庁舎の財産は市民の財産であり、市長自身が決定できるものではないと多くの市民もその当時言っておりました。現在はどうのような取決めになっているのかをお伺いいたします。

**○本田親行総務課長** 初めに、市役所職員組合に対する行政財産の使用許可について申しますと、地方自治法の規定では、その用途または目的を妨げないと市長が認める場合において、市長は行政財産の使用許可をすることができるとされております。

現在、職員組合に対し、職員会館としての使用目的で行政財産の使用許可を行っている部分につきましては、庁舎北側車庫建物の一部68.31平米となっております。なお、県内19市への照会では、全ての市が職員組合に対し職員会館等としての使用を目的とした行政財産の使用許可を行っております。

また、行政財産の使用許可を行った場合の使用料について申しますと、地方自治法の規定では、使用料の徴収権についても一般的には長の権限とされ、使用料の減免についても徴収権の一態様として長の権限に属するものと解されております。

本市が職員組合に対し、使用許可を行っている庁舎北側車庫建物の一部の使用料については、職員組合が地方公務員法に基づく職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織された団体であって、地方公務員法上、地方公共団体が実施しなければならない福利厚生や健康管理等に当局と協力をして取り組んでいることから、平成26年度まで枕崎市行政財産の使用料徴収条例の規定に照らしてその全額を免除とし、電気代、水道代は実費を徴収してまいりました。

しかしながら、ただいま申し上げましたとおり、職員組合は結成の目的等から一定の公共公益

性が認められるものの、その公共公益性については職員に対する部分が大きいことなどから、使用料の全額免除については見直すべきものと判断し、職員組合とも協議を行い、平成27年度からは2分の1の額を減免して使用料を徴収してきているところでもあります。

**○13番清水和弘議員** 私は近隣自治体に電話でしたけど確認したところですね、4市に確認したんですけどみんな払っておりました。私と話された方は、これは市有財産であるから事務所として賃借しとる場合は支払うべきだとの話でしたよ。本市の場合はこれ2分の1なんですか、それで今後は対応するというのでしょうか。

**○本田親行総務課長** 19市において職員組合に対し、職員会館としての使用目的で行政財産の使用許可を行っている市における使用料の減免割合については様々でございます。議員がお尋ねになったところも様々であると思います。しかしながら、減免を行っていない団体もあることから、今後とも検討はしてまいりたいと思っております。

2分の1という考え方につきましては、当然、ただいま申し上げました北側車庫建物一部につきましては事務所部分もでございます。

また、これまで整理しておりますけれども、昼窓等を行った場合に、1時から2時の間に昼食時間が振り替わるわけですが、その際の昼食を取る場所等もないということで、休憩室も兼ねて設置されておりますので、それらの割合等も勘案して2分の1を減免し、平成27年度からは全額免除を見直して、使用料を徴収しているところでもあります。

**○13番清水和弘議員** 私はこの賃借料はですよ、その使用面積、そういうものも加味されるんじゃないかと思えますよ。

今まだ職員が昼窓の休憩を取っているとか言われましたけど、それはどこの自治体も一緒じゃないですか、枕崎だけの問題なんですか、今後も同じ状況でやっていくんですか。

**○本田親行総務課長** ただいま申し上げましたとおりに、19市の使用料の減免割合については全市が減免を行わずに徴収していることではなく、減免を行っていない団体もございましてけれども、減免割合については様々でございます。その辺も加味しまして今後とも検討してまいりたいと考えております。

**○13番清水和弘議員** 私は枕崎の財政状況、こういうのは裕福じゃないと思えますよ。これからますます固定資産価格も減額されていきますよ。また、市民の所得も減額してきます。市民税の納入、固定資産税の納入、減額されてきますよ。

こういうことを考えたらですよ、高給取りとまでは言いませんけどね、支払うべきはちゃんと私は支払うべきだと考えますよ、このことについて答弁はありませんか。

**○本田親行総務課長** ただいまも答弁いたしましたけれども、職員組合に対して行政財産の使用許可を行って部分につきましては組合の事務所部分、それから福利厚生部分がございまして、その辺も加味して平成27年度からは2分の1の額を徴収してまいっております。

今後とも、繰り返しの答弁になりますけれども、全額減免を行わずに徴収している団体、また全額免除にしている団体、それから9割、8割減免してる団体、様々でございますので、その辺の状況も踏まえながら今後とも検討してまいりたいと考えております。

**○13番清水和弘議員** 私は先ほど言いましたけど、本市の財政収入というのはこれからますます減少していくと私は考えておるんですよ。そういった場合、やっぱり市民の生活が優先である自治体ですよ、私はできるだけ補填していただくべきだとこれはもうお願いしておきます。

次にですね、新過疎法対策について質問してまいります。

平成12年制定された過疎地域自立促進特別法は、令和3年3月末で期限切れとなります。令和3年4月1日から新たな過疎地域自立促進特別措置法が制定されています。過疎地域は国土の過半数を占め、森林による地球温暖化や災害の防止、癒しの提供など多大な貢献をしていると私は考えております。

そこで、令和3年3月に失効することとなるが、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興・持続的発展を図られるように新たな過疎対策法の制定を強く求めるものである。過疎市町村の財政基盤を強化するとともに過疎対策事業債の対象事業を拡大することとありました。このことに対する具体的な内容について答弁をお願いします。

**○堂原耕一企画調整課長** まず、私のほうからは新過疎法の内容、変更点について御説明させていただきます。

令和2年度で期限を迎えました過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法に代わり新たな過疎法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行されましたが、この新過疎法におきましても、本市は継続して過疎地域の要件に該当いたしております。

この新過疎法の制定に関しましては、ただいま質問者からもございましたが、全国の過疎団体で組織する全国過疎地域自立促進連盟からの働きかけのほか、県選出の国会議員の皆様方に対する本市独自の要望活動なども行ってきたところでございます。

新過疎法の具体的内容や変更点などについて、その主な内容を説明させていただきますと、まず新過疎法には旧過疎法にはなかった前文が設けられております。その中で、理念的な部分で過疎対策の理念というものを、過疎地域の持続的発展であるということを明確にうたっております。

次に、この新しい過疎法の下において、過疎地域となる地域の要件に関しましては、旧過疎法と同様に人口と財政力というものが要件になっております。

人口要件につきましては、旧過疎法と同じように長期及び中期の人口減少率や65歳以上の高齢者比率、15歳以上30歳未満の若年者比率が用いられております。また、財政力要件につきましても、財政力指数、これが指標として用いられているのは旧過疎法と同様であります。

ただ、判定に用いられる基準年の考え方が一部変更されておまして、例えば長期人口減少率の基準年が今まで昭和35年を基準年としていたものが、昭和50年からの変化ということで改められるなどしているところでございます。

この新過疎法の適用要件に即して本市の状況について申し上げますと、人口の要件につきましては、平成2年から平成27年までの中期人口減少率基準というものが21%以上の減少率のところ該当するとなっておりますが、これに対しまして本市の減少率は23.4%となっております。この要件に該当しております。

一方、その財政力要件につきましては、平成29年度から令和元年度までの本市の財政力指数の平均は、全市町村の平均というのが0.51でございまして、この0.51以下でありますため財政力の要件も該当し、この2点において、本市は過疎地域ということで公示されているところでございます。

そのほか旧法からの変更点につきましては、新過疎法に掲げられている過疎対策の目標といたしまして、人材の確保や育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進といった今の時代に即した新たな項目などが追加されている点が主な変更点となっております。このことについて申し上げます。

**○佐藤祐司財政課長** 私のほうからは、過疎対策事業債について申し上げたいと思います。

過疎対策事業債については、令和3年度の地方債計画において、前年度より300億円増の5,000億円を確保いたしております。

本市においても、令和2年度には一般会計において8億円を超える借入れを行いまして、2年度の借入額全体の約65%を過疎対策事業債が占めているなど本市の事業推進には欠かせない地方債となっております。

議員が参考にされた全国過疎地域自立促進連盟の要望書の中では、事例を挙げて対象事業の拡大を要望しておりますが、新過疎法において過疎対策事業債の対象事業や後年度の元利償還金に



に対する普通交付税の措置率など昨年度までの過疎法とは大きく変わってはおりません。

対象となる事業については、これまでと同様に新過疎法の本文や同法施行令に列記してあるとともに令和3年度地方債同意等基準運用要綱に細かく記載されております。

具体的には、ハード分については市道、下水道等の社会基盤の整備に加え、医療、高齢者福祉、教育の充実のための施設整備等について引き続き措置するとともに、新たに対象となったものとしては、簡易水道事業を統合した上水道施設における旧簡易水道施設や、僻地に存在する民間医療機関に対する補助を対象事業に追加して、効果的な施設整備の推進を図ることとしております。

○13番清水和弘議員 過疎対策事業債の対象施設についての追加などはなかったのでしょうか。

○佐藤祐司財政課長 今、最後のほうで申し上げました2点ですね、簡易水道事業を統合した上水道施設における旧簡易水道施設の整備、そして僻地に存在する民間医療機関に対する補助、この2点が追加というふうになっております。

○13番清水和弘議員 私、調べた資料がちょっと違うかもしれませんけどね、公立中学校の屋外運動場及びプールは対象外なんでしょうか。

○佐藤祐司財政課長 学校のプール施設の整備については、教育施設の整備ですので、この点についてはこれまでも対象だったというふうに考えております。そして、グラウンドの整備については、単なるグラウンドの土入替えについては対象になりませんが、昨年度実施しました枕崎小学校の運動場整備については、排水設備をそれに付加する、従来状況から排水整備を付加して水はけをよくするという点をさらに加えましたところ、従来の過疎対策事業債でも対象になりました。

ですから、今回の今年度からの新過疎法で対象になっていないというものではないです。

○13番清水和弘議員 本市4小4中ありますけどね、運動場などいろいろぬかるんで運動しにくいという場所も私はあるやに聞いとるんですよ。こういうところの整備に私はこの今の過疎対策債、導入できるんじゃないかと思っておりますので、その辺もチェックして対応していただきたい。

次にですね、環境について質問しますけど、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び公共施設等適正管理推進事業債については、引き続き必要額を確保し、期間延長、対象事業の拡大並びに財政措置を拡大することとあります。

本市の場合、これからいきますと内鍋清掃センター海側、海岸沿いは防波堤が損壊している状況にあります。この部分については、私は平成26年ぐらいから行政のほうに指摘してきました。けれども、いまだに改修はされていない状況にあると思っております。これに対する対応は今後どのようにするのか、お願いします。

○小湊哲郎農政課参事 質問者がお尋ねの箇所につきましては、現在経過観察を行っておりますが、土砂流出もなく安定している状況と判断しております。

なお、当該地区は本市と南さつま市との間に位置する地区であることから、鹿児島県、南さつま市と現地確認を行いながら協議しておりますが、現在安定している状態と判断しており、経過を観察していくことで確認をしているところであります。

今後は状態を観察しながら、適応する事業や工法、事業費等を鹿児島県、南さつま市、本市で検討していきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 私、この部分はですよ、国土強靱化緊急対策事業債、これなるものも対応できるんじゃないかと思ってるんですね。そしてまた、国県ともこのところについては対応を話し合いました。ところが、あまりにもこの補修額といいますか、改修額が大きくなるということも聞いております。

今後は、ますます私はこの海面潮位が上がってくる、また台風の勢力も上がってくる。それらを考慮した場合、早めに対応することが必要かと私は考えております。そうでなければですね、

ますます災害に対応する改善費が拡大していきますよ。できれば小さいうちに、傷は小さいときから修理していく、それが一番いい改善策と私は考えておりますからね。

今、農政課のほうは損壊の状況は進行していないとありましたけど、測量したことがあるんでしょうか。

**○小湊哲郎農政課参事** 近年の現地確認の状況について申し上げます。

県、南さつま市を含めて平成28年以降、8回ほど現地確認をしております。目視での現地確認を行っておりますが、土砂の崩壊等、流出等ないということで判断しているところでもあります。

**○13番清水和弘議員** この件に関しては正確に測量して、私の目から見たらいろんな汚水も出とるんですよ。私は以前、ここで見せたことがありますけどね。

それらも踏まえて、今後は必ず災害は増加してきますよ、拡大してきますよ。それを考えたらですね、傷は小さなうちに改善していく、修理していく。これは行政のやり方だと私は思いますよ、住民負担が少なくなるわけですからね。住民に負担を少なくするためには、いかにして自分たちが努力したらいいのか、その辺も行政マンとして私は考えていただきたい。

次にですね、住民が安心安全に暮らせる生活基盤の確立について、本市の下水道処理場付近の悪臭や牧園川、馬追川地域の水産加工会社においては、汚水処理施設を設置していただいた会社もあり、本当にありがたく思っております。しかし、いまだに汚水処理施設の未設置企業もあり、注意するとどなるなどする業者もあります。

このような状況では、施設を設置した業者に対して不公平であり、利益も物すごくこの差があると思います。このようなことを考えてですね、行政は地域住民に対し公平公正な行政指導が必要と私は考えております。

環境問題では公害問題に55.2%の枕崎市民が関心を寄せております。この55.2%の枕崎市民の環境に対する関心を市長はどのように判断しますか。

**○前田祝成市長** 私のほうから環境全般に関する考えを述べさせていただきたいと思います。

枕崎の豊かな海・山・川のすばらしい自然環境を守り継承するとともに、活力ある地場産業との調和を図りながら、環境全体に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があることから、本年3月、本市の第1期目となります枕崎市環境基本計画を策定しました。3月議会の全員協議会において御報告させていただいたところでございます。

枕崎市環境基本計画につきましては、計画策定に当たり実施した市民アンケートの調査結果を基に様々な課題の整理、分析を行いました。議員が言われましたように市民の関心がある環境問題では、公害問題が55.2%と高い結果となっております。

環境基本計画の計画期間については、令和3年度の今年度から令和12年度までの10年間とし、近年の地球温暖化対策や廃棄物処理、自然環境保全など多くの環境課題に対し、あらゆる視点から取組を前進させるための環境行政のマスタープランと位置づけており、環境に配慮したまちづくりを進め、本市の自然、産業の特徴が受け継がれるように、計画に基づいた施策を推進するためこの取組をスタートさせたところでございます。

具体的な取組について、担当参事に答弁をさせます。

**○松田勇一市民生活課参事** 御質問のありました牧園川、馬追川流域の環境保全対策について答弁いたします。

今回策定しました枕崎市環境基本計画の中で、望ましい環境像と計画の体系としまして、3つの柱と3つの横串を設定しており、生活環境保全につきましては、3つの柱を支える横串の一つとして、市民の健康と快適な生活環境が将来にわたって維持され、豊かな市民生活を送ることができるまちづくりを目的とすることとしております。

枕崎市の河川をきれいにする条例に基づき、河川の浄化への取組に努めており、令和2年度においても市内11河川、21か所を年4回水質検査を実施しており、その結果、環境基準の達成箇

所につきましては18か所で85.7%の達成率となっているところです。

課題である河川流域の水産加工事業者においても、下水道区域内の事業者の下水道接続や区域外の事業者による汚水処理施設の整備も進んでおり、年々改善傾向にあるものの汚水処理施設の整備が進んでいない事業者への指導や一般家庭から排出される生活排水対策として、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を活用した浄化槽整備など課題解決のために取り組み、さらに推進していく必要があると考えております。

畜産業者や水産加工事業者などの特定事業場については、鹿児島県、関係課と連携しながら定期的な訪問、指導の実施や排水水質検査について年2回程度実施しており、枕崎市の河川をきれいにする条例施行規則の事業排水の排水目標値に照らして、数値の悪い事業所につきましては、改善勧告書により改善計画書を提出させております。

枕崎市環境基本計画で評価指数と進捗管理の中で河川環境基準達成率を令和12年度目標で100%と掲げており、市民、事業者、行政の役割を明確にしながら、それぞれの責務の下に課題解決に向けた計画の推進を図ってまいります。

**○13番清水和弘議員** 今、改善計画を提出と言われましたけど、私は今一生懸命この汚水処理施設を設置してくれたりですよ、何社かしてくれとるわけなんですよ。これと全く施設も設置しない、汚水を垂れ流しの企業、これで私は営業利益に物すごい差がつくと思うんですよ。

今、担当課が言われましたけど、この改善計画を提出した企業は何社あるんでしょうか。

**○松田勇一市民生活課参事** 令和2年度の事業排水の検査におきましては18か所検査をしており、改善勧告書を出したところは5か所になります。

**○13番清水和弘議員** 次にですね、飛ばして、地域資源を活用した産業の振興と雇用創出について質問してまいります。

漁村の活性化を図るため、漁港・漁場の整備の促進、栽培漁業・養殖魚の取組、担い手の確保、内水面漁業の振興を図るための河川環境保全へ取組等に対する支援措置を強化するとあります。

これまでにこの旧金山小学校の利用についていろいろ発言してきておりますけど、この旧金山小学校の利用については、今どのような状況になっておるんでしょうか。

**○鮫島寿文水産商工課長** チョウザメの関係だと思いますが、これにつきましては鹿児島県立鹿児島水産高等学校のほうで、栽培工学コースの種苗生産実習の中で、10年ほど前からチョウザメの種苗生産技術の習得に取り組んでおられます。

現在の状況を申し上げますと、生態や卵のふ化、幼魚の育成方法など技術的な部分などで分からない、難しいところが多く、思うような種苗生産が進んでいないと伺っております。

民間の事業者におかれましても、鹿児島水産高校の協力を得ながらチョウザメの養殖ができないか、栽培技術やその養殖場所も含めて1年ほど前から模索、検討しておりますが、現在も調査、研究の段階であり、事業化には至っていないところです。

このようなことから、養殖や事業化の場所としての旧金山小学校の活用についても未定であると伺っております。

**○13番清水和弘議員** 今、旧金山小学校でのチョウザメについてはもう進捗なしという理解でよろしいんですね。

それからですね、この過疎対策事業についてなんですけど、担い手不足や後継者不足が深刻な農林水産分野等における労働力不足確保のため、外国人労働者の受け入れ環境の整備及び定着のための支援措置を講じることとなっております。

外国人労働者受入れに対する支援は、本市である程度私は整っているんじゃないかと考えております。しかし、本市住民である若い人、担い手不足に対する支援はこれまでどのようなことを実施してきたのかですね、具体的、明瞭にこの説明をいただきたいと思っております。

**○鮫島寿文水産商工課長** お尋ねの担い手不足に対する支援につきましては、本市の基幹産業の

後継者の育成及び確保を図り産業の振興を促進するため、本市内において漁業及び水産加工業に新たに従事する方に対しまして、産業後継者育成奨励金を交付しております。

昨年度、令和2年度も漁業従事者4人、節加工業従事者4人の合計8人に奨励金1人当たり10万円、総額80万円を交付しております。令和2年度から交付要件を緩和しまして、就業時年齢を35歳未満から40歳未満とし、奨励金の額につきましても5万円から10万円に引き上げたところでは。

交付の推移について3年間ほど申し上げますと、令和元年度が15人で漁業7人、節加工業8人、平成30年度が16人で漁業5人、節加工業11人、平成29年度が15人で漁業5人、節加工業10人となっております。

また、新規就業者支援の一環として、新規雇用創出就労環境改善事業におきまして、従業員のトイレや更衣室またはシャワー室などの福利厚生施設を整備する費用の補助や制服及び作業着の購入費用の補助を行うことにより、間接的ではございますが、若者の定着や女性の就労環境の改善に資する取組についても推進しております。

さらに、若者定住育成協議会におきまして、地域の企業の訪問等を実施するなど本市内の新卒者の地元企業への就職を促進する取組を続けております。地元企業を理解することで大学等への進学後における将来の就職先の選択肢の一つともなり、地元企業への就職促進につながっていると考えております。

**○13番清水和弘議員** 次に、教育課程をめぐる現状と課題について現行の学習指導要領下の学校教育の状況と検討課題について質問していきます。子供の学力の現状は、平成15年実施の国際的な学力調査では、全体としては国際的に見て上位にあると言われております。平成16年実施の国際教育政策研究所の教育課程実施状況調査の結果では、国語の記述式問題について正答率が低下するなどの課題が見られるとありました。

最近、本市の5年間の、中学校4校ありますけど、成績はどのような状況なんでしょうか。

**○中村克己学校教育課長** 過去5年間の全国学力・学習状況調査の結果を基に本市の状況について御答弁いたします。ただし、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためこの調査は中止となりました。

初めに、中学3年生の国語Aの結果について、過去5年間の学力の状況を県との比較で申し上げます。

平成28年度の正答率は73%で県74%に対しマイナス1ポイント、平成29年度は75%で県75%と同程度、平成30年度は79%で県75%に対してプラス4ポイント、令和元年度は72%で県70%に対してプラス2ポイントという結果でございました。

続きまして、数学科Aの結果を申し上げます。

平成28年度の正答率は56%で県60%に対してマイナス4ポイント、平成29年度は60%で県61%に対してマイナス1ポイント、平成30年度は69%で県64%に対してプラス5ポイント、令和元年度は59%で県57%に対してプラス2ポイントという結果でございました。

また、平成30年度は理科が実施され、本市が正答率70%で県65%に対しプラス5ポイント、令和元年度は英語が実施され、本市の正答率は53%で県53%と同程度という結果でございました。

これまでの市全体の結果から言えることは、対象となる生徒は異なりますが、枕崎市全体の傾向として、平成28年度、平成29年度は県を下回っておりましたが、平成30年度以降は県平均をほぼ上回る結果を残しております。

課題としましては、学校間、教科間で差が見られることです。これらの課題を解決するためには、児童生徒を指導する教職員の資質向上、日々の授業改善が重要でありますので、教育委員会としましては、市教科部会や管理職研修会、市教委主催の研修会等を通して、教職員の資質向上

のために取り組んでおります。

また、児童生徒に対しては、春休みの宿題の「中学校への架け橋」や「家庭学習40・60・90・120」など本市独自の学力向上策をさらに充実させたいと考えております。

**○13番清水和弘議員** うれしい発表があって、私もびっくりするぐらい感謝しております。

次にですね、この学校教育について、地方自治体や学校の自由度を高めその創意工夫を生かすというふうになっておるんですけど、本市がやってる創意工夫とは具体的にどのようなことをやっとならうでしょうか。

**○中村克己学校教育課長** 現行の指導要領総則には、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが示されております。本市の教育委員会は、教育の重点に3つの「きょういく」を掲げております。その中の一つ、ふるさとの「郷育」については「郷土を学び、郷土に学び、郷土に返す」というスローガンを掲げております。

現在、市内各小中学校では、この目的を達成するため、地域の素材を生かしながら、様々な学習活動が展開されているところです。

例えば、枕崎小学校では枕崎茶を使ったお茶の入れ方教室の開催、別府小学校では地域伝統芸能駒水ヤンセ踊りについての学習、桜山中学校ではかつおぶし工場での職場体験学習、立神小学校では電照菊の栽培活動などを行い、自分で課題を立て、情報を集め、整理分析をし、それを学習の場で発表するなどの教育活動を展開しております。

このような学習活動を行うことで、子供たちは、ふるさと枕崎を誇りに思い、自分のよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする力を身につけております。

**○13番清水和弘議員** 次にですね、私、学校を回る中でですね、立神中学校生徒に最近英検2級に合格した生徒がいるという話を聞きました。

これからは、国際社会にどうしてもなっていくわけですよ。こうした場合、本市は外国人就労者は400人程度いるんですかね。本市で就労している人たちは母国語、英語圏ではないと思いますが、こういう人たちと交流しながら子供たちにですね、私は自分が言いたいことをまず言える、英語ですよ、まず自分が発信できることを、まず英語で何なのか、そういう教育をするには、要はですね、実際に活用できる勉強ですよ、私が言いたいのは。英語でも確かにそうなんですよ、何ぼ言うても通じない英語は駄目ですよ。まず、相手方に通じるためにはどういう勉強したらいいのか、その辺は考えていますか。

**○中村克己学校教育課長** 国際社会において大切なことは、まず我が国の伝統・文化を学ぶことが基本であります。そのために、中学校の保健体育では武道が、音楽では和楽器が、国語では古典が重視されるようになりました。そして、小学校でも英語が教育課程に位置づけられました。

本市では、国際的に通用する英語力を身につけさせるため、小学校3、4年生の外国語活動ではコミュニケーション能力の素地を育成し、自分の考えや気持ちを音声で伝え合う言語活動を行っております。

小学校5、6年生の外国語科では、コミュニケーション能力の基礎を育成するため、聞く、話す、読む、書き写すことで伝え合う言語活動を行っております。

中学校の外国語科では、学んだことを実際にコミュニケーションの場面で活用できる力を身につけさせております。

さらに、GIGAスクール構想に伴う施策として英語科においても1人1台のタブレットを活用した実際のコミュニケーション場面で学んだことを表現する活動を推進してまいります。また、身につけた力を図るため英語検定への挑戦を勧め、1人1回半額分の補助を行ってまいります。

このような取組を通して、国際的な人材を育成してまいります。

**○13番清水和弘議員** これは最後に教育長にお尋ねなんですけどね。担当課長もいい話をしていただきましたけども、相手に通じる会話、これをするために例えば英語についてですよ、私は

一番お願いしたいのは、枕崎の中学校といえば英語が有名だよねと言われるような学校にしたいです。そのために教育長はどのような私案というのかですね、持っていますか。

○丸山屋敏教育長 先ほど、枕崎の教育の3つの重点をお話いたしました。教育は基本的には自分のふるさとを誇りに思って、そのことを糧にして社会で生きていくということだと思います。

それで、議員は英語のほうに絞られましたけれども、英語に限らず、言語というのは生まれたときから聞くということで、赤ちゃんのときから習得いたします。それから、話すという言葉で、片言ですね、そして今度は読むということですね、そういうことになってきますので、今ですね、議員から言われたことはまた心に留めながらですね、とにかく英語に限らず、枕崎を誇りに思う子供たちをいろんな場面で育てていきたいとそうように思っております。

あわせて、また学校は4校ありますので、お互いに切磋琢磨しながらですね、向上心を持ってやっていきたいというふうに思っております。

○永野慶一郎議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時9分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(令和3年6月18日)

令和3年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第4号）

令和3年6月18日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	34	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	35	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	40	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	41	財産の取得について	〃
5	陳1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
6	陳2	枕崎高等学校入学生への補助金支給についての陳情	〃
7	36	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
8	37	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	38	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	39	枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
11	陳3	調査特別委員会の設置による議員定数の適正化を求める陳情	議運
12	32	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予特
13	33	令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
14	42	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	
15		継続調査申し出について	



16		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	
----	--	----------------------------	--

- 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 上 迫 正 幸 議員  
5 番 禰 占 通 男 議員  
7 番 吉 松 幸 夫 議員  
9 番 立 石 幸 徳 議員  
11番 中 原 重 信 議員  
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員  
4 番 沖 園 強 議員  
6 番 城 森 史 明 議員  
8 番 豊 留 榮 子 議員  
10番 下 竹 芳 郎 議員  
12番 東 君 子 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長  
大 江 武 史 書記  
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記  
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	堂 原 耕 一 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
原 田 博 明 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
神 園 信 二 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
永 江 隆 水道課長	上 園 秀 人 水道課参事
高 山 京 彦 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	小 湊 哲 郎 農政課参事
新屋敷 増 水産商工課参事	松 田 勇 一 市民生活課参事
駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長	平 塚 孝 三 選管事務局長
松 田 章 子 会計管理者兼会計課長	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	丸 山 屋 敏 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	田 中 幸 喜 消防長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長	俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長	

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第6号までの6件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[清水和弘総務文教委員長 登壇]

○清水和弘総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第6号までの6件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員から、5月中旬に本市でコロナ感染が確認された際、移送業務に携わった消防職員には防疫作業手当は支給されるのかとの質疑があり、令和3年4月1日から移送等に従事した消防職員には特殊勤務手当が支給されるとのことです。

また、委員から、特殊勤務手当の額が作業に従事した日1日につきとなりおり分かりづらいつとの意見があり、今回の改正は人事院規則の改正内容に準じて行ったとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員から、国外居住親族の取扱いが見直された場合の本市への影響額についての質疑があり、現在、国外の扶養親族の有無が申告の条件でないため把握していないとのことです。

また、委員から、特定一般用医薬品等購入に係る医療費控除の特例についての質疑があり、セルフメディケーションの医薬品は、慢性的な鼻炎や頭痛で医者にかかるまでではないが、医者まで行かないと調剤薬品をもらえない不便を解消するため、また、医者にかかる医療費を引き下げするために制定されたものであり、控除を受ける際は薬局のレシート等にセルフメディケーションの対象という印がついたものを申告書と突き合わせているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員から、令和2年度の減免措置の影響額と令和3年度分の見通しについての質疑があり、令和2年度に減免した件数は22件、減免額は283万7,100円とのことです。令和3年度は令和2年度よりも増えるのではないかと見通しているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号財産の取得について申し上げます。

本件は、高規格救急自動車並びに高度救命処置用資機材一式及び搬送用アイソレーター装置を整備するものです。

委員から、指名競争入札に何者が参加したかとの質疑があり、高規格救急自動車車両については2者が参加、高度救命処置用資機材一式及び搬送用アイソレーター装置については1者が参加したとのことです。

また、委員から、緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助率等についての質疑があり、補助額は、それぞれの基準額に対して補助率2分の1の交付となり、高規格救急自動車が1,014万5,000円、高度救命処置用資機材一式が313万8,000円、搬送用アイソレーター装置が71万5,000円で、総額1,399万8,000円の補助金が交付される予定とのことです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

委員から、毎年6月議会で教職員定数と国庫負担の2分の1復元の陳情が採択されているが、前年度とどういう点が違うのかとの質疑があり、中学校、高等学校での35人学級の早期実現が必要であると、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠という文言が加わっているとのことです。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎高等学校入学生への補助金支給についての陳情について申し上げます。

委員から、高等学校等就学支援制度についての質疑があり、国による返済不要の授業料支援であり、8割の生徒が支援対象のため実質、無償化に近いものとなっているとのことです。

また、委員から、昨年の市議会の枕崎高校に対する協議を踏まえてどのような検討をされたのかとの質疑があり、各中学校で枕崎高校のPR等の支援はしているが、予算の伴うところまで検討はしていない、まず100周年に向けての同窓会の動きを注視していきたいとのことです。

また、委員から、枕崎高校が本市からなくなることは市民にとって決していいことではなく、また若いエネルギーを絶やさないためにも実施してほしいとの意見や、100周年記念を意図した3年間の補助期間なのか、5万円の補助額が妥当なのか、その辺が非常に気にかかるとの意見がありました。

そのほか、委員から、同じ市民でありながら枕崎高校以外の高校に進学する卒業生には支援しないのか、非常に不公平感が付きまとう。支援策といえば、中学校での啓発活動等、ほかにも支援策は考えられるのではないかと意見が出され、採決の結果、本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○永野慶一郎議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

城森史明議員。

**○6番城森史明議員** 私は、日程第6号枕崎高等学校入学生への補助金支給についての陳情について、本陳情に対し賛成の立場で討論いたします。

近年の枕崎高校入学者は年々減少の一途をたどり、令和3年はわずか29名となり、離島を除く県下公立高校の中では、生徒数の少なさで5本の指に入っております。

このような状況において、議会においても枕崎高校の存続に対し問題提起がなされ、全員協議会において枕崎高校の活性化、存続について意見交換がなされてきました。それでもなかなか的を射た活性化策は出されておられません。

高校は県の管轄で市の管轄ではないものの、本市における枕崎高校の存在は大きいものがあります。しかしながら、市が財政支援をしたからといって入学生徒数がすぐに増えるわけではありません。

総合学科とは、簡単に言えば普通科と専門学科を併せ持つ学科です。普通科単独、専門学科単独の通常の高校と比べ高度な学科と言えます。普通科や専門学科はどちらかという先生主体のトップダウン方式ですが、総合学科は生徒主体のボトムアップの運営がなされるのです。

文科省によれば総合学科とは、幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択し学ぶことが可能であり、生徒の個性を生かした学習を重視することや、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視することを目標とするとのことです。

本質的には、高校としての魅力がなければ生徒数は増えないし、持続的発展もないと思います。枕崎高校は総合学科であり、総合学科の原点に戻るべきではないでしょうか。総合学科の本質を中学生や中学生の父兄に理解してもらおう努力が必要ではないでしょうか。

枕崎高校野球部の活躍は華々しいものがあります。小人数高校ながら単独のチームで最近の県

大会ではベスト4まで進出しました。甲子園大会出場も夢ではありません。本当に頑張っています。彼らの頑張りを見捨てることはできません。

本陳情のタイトルは、枕崎高等学校入学生への補助金支給となっていますが、陳情者の真の要望は陳情書の末尾に書かれているように、この危機的な状況に枕崎市議会とされても明確な支援の形をお取りいただき、枕崎市議会の不退転の意思を示していただきたいということだと思いません。

枕崎高校の存続のためには、枕崎市一丸となった支援が必要不可欠であり、その先陣を枕崎市議会が果たすべきなのです。

以上、賛成討論を終わります。

○永野慶一郎議長 続きまして、立石幸徳議員。

○9番立石幸徳議員 陳情第2号枕崎高等学校入学生への補助金支給についての陳情について、採択すべきであるとの立場から賛成討論をいたします。

これまでも本市議会においては地元高校の活性化のための論議を行い、枕崎高校、鹿児島水産高校の発展策について検討してきたところであります。

しかしながら、今春の枕崎高校の入学者状況を分析してみると、果たして地元高校と言えるのか。枕崎市内4中学校の卒業生153名のうち、9名しか入学しておりません。この現実について、問題点すら明確にできていないのではないかと思います。

昨年8月7日に鹿児島県公立高校の進学希望状況が公表されて以来、本市議会としても全員協議会において数回論議をし、幾つかの提案が出されました。これらの経過を踏まえ、本陳情は枕崎高校同窓会より枕崎高校存続を祈願し、明確な支援を陳情してきたものと理解されます。

陳情文の中にある枕高存続が心配され、そのことが枕高入学の妨げとなってはいけません。枕高存続に対する疑念は払拭されなければなりません。

ごみ処理施設をはじめ、本市の各種公共的施設がなくなり、高校までが消えてなくなるようなことがあってはなりません。

今、最も肝要なのは、地元枕崎市が枕高支援の強力な意思を市内外に示し、枕高の持続性をアピールすることです。市議会としても本市の具体的な支援策を援助すべく、本陳情を採択すべきであると考えます。

以上、陳情採択の賛成討論といたします。

○永野慶一郎議長 続きまして、吉嶺周作議員。

○14番吉嶺周作議員 日程第6号枕崎高等学校入学生への補助金支給についての陳情に対し、賛成の立場から討論いたします。

今回提出されました陳情では、市内4中学校からの入学者が近年低迷しており、学校の存続や進学を危惧する市民からの声を払拭し、枕崎高等学校の再起を図り補助金支給を求めるものです。

この春、本市中学校を卒業された153名のうち、枕崎高等学校へ入学された方は9名、全体の約6%となり非常に厳しい状況と言えます。

そういった中、高校としても枕高くじらという広報紙でPR活動や鹿児島水産高等学校との野球の交流戦など精力的に活動し、同窓会におきましても基金450万円余りを生徒たちへ進学のための受験料や検定料に協力金を出資しており、献身的にサポートしております。

将来枕崎高等学校が廃校リストに名が上がる時が来るかもしれない。そのとき、後の祭りとならないよう、この危機的事態に市の後押しが必要だと私は考えます。

本市にとって2校しかない地元高校をどうか存続させるためには、今こそ市民一丸となり行動することがまちの発展にもつながると確信しております。

どうか皆様方の御賛同をいただきたく、賛成討論といたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号から第5号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号、第35号及び第40号は、原案のとおり可決、議案第41号は、可決、陳情第1号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第6号に対する委員長報告は、不採択であります。

よって、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第6号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。（「議長、明確に、9番、議事進行、委員長報告は不採択ですが」と言う者あり）本会議では採択するかどうかについて起立により採決をいたしますと述べたところでございます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第7号から第10号までの4件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第7号から第10号までの4件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第7号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員から、特定教育・保育施設等について質疑があり、特定教育・保育施設としては、本市には保育園が5つ、認定こども園と幼稚園がそれぞれ2つあり、また特定子ども・子育て支援施設は、子育て支援センター（キッズ）、ファミリーサポートセンターとのことです。

なお、本市においては、教育・保育施設は十分に足りており、地域型保育事業に対するニーズもないことから、今回の条例改正に該当する事業所もないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市条例も所要の改正をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員から、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について質疑があり、令和2年度の減免を受けた者は9名で、申請方法については、昨年からお知らせ版や広報紙等で周知しているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本市の関係する4つの条例も所要の改正をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。  
ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

日程第7号から第10号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号から第39号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号を議題といたします。

議会運営委員長に報告を求めます。

[下竹芳郎議会運営委員長 登壇]

○下竹芳郎議会運営委員長 ただいま議題となりました日程第11号調査特別委員会の設置による議員定数の適正化を求める陳情について、議会運営委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

委員から、本市の人口も2万人を切りそうなところにきており、適正な議員定数を検証するための調査特別委員会をつくる必要があるとの意見や、前回の選挙が無投票という観点からも議員全員で議論する必要があるとの意見等がありました。

また、陳情者が求める適正な議員定数は何名なのか不明であり、提示していただく必要があるとの意見がありましたが、陳情の文章から、人数云々ではなく調査特別委員会を設けてそこで議論することが先であるとの意見もあり、採決の結果、本件は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 今、委員長報告の中でですね、委員会でも出たということですが、その陳情者が求める定数は不明なんだと、こういうことでよろしいんですかね。陳情者に問い合わせるべきじゃなかったんですか。不明な定数を前提に議会が審査するというのはおかしいと思いますよ。

なぜその陳情者が求める定数は不明ということでそのまま置いたのか、お尋ねをいたします。

○下竹芳郎議会運営委員長 その件に関しましては、ほとんどの委員から陳情書にも示してありますとおり人口が2万人を切る、前回の選挙が無投票、県下19市で面積が一番小さいということ踏まえて、議員全員で議論するべきではないかという議論がありました。

○9番立石幸徳議員 委員会運営に非常に不審を持つんですが、つまり特別委員会そのものは、別に陳情が出されようが、出されまいが、議会自ら委員会設置はできるわけですよ。しかし、今回は陳情を受けて特別委員会を立ち上げるということでしょうか。

そうしますと、当然、陳情された方の意図、そういうものが前提になるわけですよ。議会が自ら立ち上げる委員会とは意味が、趣旨、目的が違ってくるわけです。そうしますと、この陳情文にね、下から6行目ですか、議員定数の削減を求める多くの市民の声があることは周知の事実だというんですね。

つまり、陳情者の皆さんは、この文からいくと定数削減を求めるっていうことは確認されたんですか。

○下竹芳郎議会運営委員長 議員定数削減ということではなくて、人口に対して議員数が本当に適正なのか、その適正の裏づけというものを含めて検討する、減らすことありきではないということの意見も出ました。

○9番立石幸徳議員 委員会の中で論議があったのかどうか、意見があった、意見があったんじゃないかと、委員会としてどう取りまとめたのかですね。

当然、陳情を踏まえた上での特別委員会ちなりますと、陳情文の内容を前提とした委員会になっていくであろうことになるんじゃないですか。

最後の質疑ですのでね、委員会がどういう目的、趣旨で特別委員会を開いていくのかというのは、全く白紙であるのと、陳情内容を尊重し、陳情を採択し、委員会を立ち上げるとは意味が違ふと思うんですよ、その辺を委員会ではどういうふうに整理されたのか、これ最後の質疑ですのでね、明確にお答えいただきたいと思います。

○下竹芳郎議会運営委員長 その陳情書を重んじてですね、この陳情書を採択するかしないかということ審査いたしました。

○6番城森史明議員 私もこの陳情のポイントはどこかっていうことなんですよ。その形で、議員定数の削減を求めるといふ多くの市民の声があることは周知の事実だという表現をしていますが、定数を削減しなさいということじゃないんですか、これは。

だから、その削減数も具体的に提示されない形で、この陳情に対する採決はできないと思いますよ。だから、当然私はその辺を継続審査にすべきじゃないんですか、その辺が非常に不明確なわけだから、そういう意見はどういうふうに、出なかったんですか。

○下竹芳郎議会運営委員長 先ほど委員長報告でも言いましたとおりに、議員定数を陳情者に求める意見がありましたが、陳情の文章から、人数云々ではなく調査特別委員会をみんなで設けて、全員で議論しましょうということでした。

○6番城森史明議員 それが趣意ですか、本当に、確認されたらよかったんじゃないですか。だって、さっき立石議員も言われたように、陳情がなしでも特別委員会を立ち上げることができるんですよ。

この意思是定員削減をしなさい、してほしいという陳情じゃないんですか、その辺はどう議論されたんですか。

○下竹芳郎議会運営委員長 この陳情書にもありますように、議会自ら議員定数の適正化を取り組んでいただきたいことを付してお願いするものでありますから、委員会では特別委員会を立ち上げて、皆さんで議論しましょうということだと思います。

○6番城森史明議員 私の質疑は定数削減に対してどう議論されたのかって聞いているわけですよ、後半の部分は聞いていないですよ。

ですから、もう私は平行線なもので、当然この形ではこの陳情は十分な審査はできないと思うんですよ。だから、当然、その辺が明確な形に出るように継続審査にすべきだったと思います。（「討論じゃないんだから」と言う者あり）何て。

○永野慶一郎議長 お静かにお願いします。

○5番禰占通男議員 委員長報告にちょっと出ましたけど、この議員定数の適正化、これについてはどのような審査とか意見とかあったんですか。何を基準にこれ適正って、今この方たちは言っているのか。うちにも条例はあるけど、どこの適正化、議員定数の適正化ちゅうのはどこなんですか。

○下竹芳郎議会運営委員長 委員会の審査の中で、さっきも言いましたが、人口に対してどのくらいかというのを、適正を議員同士で語れという趣旨じゃないですかね、そういう意見は出ました。

○5番禰占通男議員 この議員の適正化ちゅうのは、地方自治法にちゃんとうたっておりますよ。ただ、うちは減数条例という条例で今の議員数は決まっていますけど、これで見るとうちの条例に照らしてどうのこうのっていうのが内容になるべきだと思うんですよ。また、これだったら、地方自治法による適正化だったらうちは少ないですよ、何人も。その辺の議論というのはなされなかったんですか。

○下竹芳郎議会運営委員長 先ほどから言うように、それを特別委員会をつくって皆さんで議論



しましようという陳情ですので、採択されたものだと思います。（「6番議事進行」と言う者あり）

○6番城森史明議員 4番議員から何か不穏当、問題発言が出ていますけど、どういう意味なんですか。

○4番沖園強議員 不穏当発言じゃなくて議事進行で、今は質疑の時間ですから討論じゃありませんよと言っただけです。

○6番城森史明議員 委員長が私の質疑に対して的確に答えないから言うているんですよ。なぜそんなことを言うの、討論じゃないということをするの。こっちは質疑はできないんですよ、的確に答えないから、何を勘違いしているのね。

○永野慶一郎議長 議事進行いたします。ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第11号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は採択と決定いたしました。

次に、日程第12号及び第13号を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[東君子予算特別委員長 登壇]

○東君子予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第12号及び第13号の2件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る6月11日に開催し、委員長に東君子、副委員長に上迫正幸委員を選出いたしました。

付託された補正予算2件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第12号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）、日程第13号令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第12号及び第13号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[清水和弘総務文教委員長 登壇]

○清水和弘総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第14号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第1号の趣旨のとおり、国会及び政府に対しまして地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、計画的な教職員定数改善を推進すること、また教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元することを強く要請することとし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第14号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査の申出がありましたが、それぞれ申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時25分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第16号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付してあります。

これから質疑を行います。回数は3回とし、質疑については簡潔に願います。

また、人事、庶務会計、財産管理、事業経営権等に関する詳細なものについては、議会の権限を超えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いします。

提出された書類に関し、質疑はありませんか。

**○9番立石幸徳議員** 1年に1回の第三セクターに関する質疑ですが、回数は3回ということで、若干長くなりますけど、答弁漏れのないようにひとつよろしくをお願いします。

私は今いろいろ出された第三セクターの中でお魚センターですね、お魚センターの近年の実態といいたいでしょうか、非常に危惧されるところがたくさんありますので、まず今度の決算報告書を見せていただきまして、4年連続の赤字になっていると。

ちょっと調査してみたら平成29年が約166万円の赤字、平成30年は約97万円ですが赤字、令和元年度が約859万円、今回の令和2年度が約1,014万円の赤字という実態なんですね。その赤字の一番はっきりしている、売上高も大体、平成26年度の総売上高が1億7,200万円ぐらいございました。今回で1億1,200万円ぐらい、約6,000万円の落ち込みですね。6,000万円の落ち込みというと、お魚センター全体の売上げの3分の1が減少したという実態なんです。

そこで、この売上減の詳細な説明、どの部門が落ちてきているのか、レストラン部門とかですね、そういうことで教えていただきたいと思います。

それで、テナントの状況もですね、2年度決算では約1,009万円ですね。これが3年度、本年度の予算では約724万円の予算計上、280万円ぐらいテナントも収入が落ちていくんですけど、まずこの2点について説明をいただきたいと思います。

**○新屋敷増水産商工課参事** 今、議員から質疑がありました、まずお魚センターの売上げが全体的に大きく落ち込んできているところなんですけれども、部門ごとに今持ち合わせの資料で申しますと、まずレストランのほうは平成28年のときは6,491万3,000円程度ありましたが、令和2年度では3,270万円程度まで落ち込んできております。

次に、受付部門ですけれども平成28年度は1,850万円程度あったのが、令和2年度では748万円程度。売店部門ですけれども平成28年度2,810万円程度あったのが、令和2年度では2,030万円程度です。

それと、通販部門が平成28年度で873万円程度ありましたが、令和2年度で492万円程度。それと、鮮魚部門ですけれども鮮魚部門は平成28年度が1,790万円程度ありましたが、令和2年度も1,790万円程度となっております。

それと、平成28年度にはなかった新たな部門で、みなと食堂の部門が令和元年度の途中からできたんですけれども、令和2年度の売上げは690万円程度となっております。

あと、テナントの関係ですけれども、テナントのほうは今回また収入が減っている理由につきましては、令和2年度中にチャレンジショップ促進支援事業を活用いたしまして2つの事業者が入っていたんですけれども、コロナ禍の影響を受けまして、1つは令和2年度の途中で撤退されまして、もう一つは令和2年度末で撤退ということで、その2店舗分のテナント収入が減っている本年度予算となっております。

**○9番立石幸徳議員** 売上げ落ち込みで一番大きな部分っていいいまいしょうか、レストランの3,000万円ぐらいの落ち込みというのは、これ平成28年度との比較ですけどね、これは出されていると思うんです。

そこで、2年前の平成31年3月26日、市議会最終本会議に水産商工課から出されたこのお魚センターの経営健全化方針ちゅうのがあるわけなんですね。

そのときもちょっとはお尋ねしたんですけど、そのときも各部門の今後5年間の損益収支計画ということでレストラン部門に一番力を入れてそのレストランの収益を今後上げていくんだという計画だったんですよ、2年前のお魚センターの経営健全化計画ですね。

もう現時点では全然話にならない、意味のないものになっているんですね。その2年前の計画

では2019年度ですね、令和元年度と令和2年度も黒字になる計画でした。

コロナのせいとていえばそういうことで、コロナの影響というのは実際確かにあったんだろうと思うんですけども、経営健全化計画、このまんまこの計画を残しとつても、はっきり言って全然意味ないですよ、見直しの予定があるのかですね。

それから、この2年前の健全化計画の一番かがみのところにですね、いわゆる枕崎市がお魚センターの損失補償をしているわけなんですね。

そういうことで今回資料もお願いして、この損失補償の契約書も出ているんですが、市が損失補償をしていることで財政的リスクはありますが、標準財政規模に対する負担可能性がある財政的リスクは平成29年度決算値で2.3%であると、これは2年前水産商工課から出された経営健全化方針の計画の一番前に書いてあるんですよ、かがみに、29年度決算時で2.3%と。

国の第三セクター等の経営健全化等に関する指針で示めている多大な財政的リスクとされる11.25%から15%を大きく下回っていると。お魚センターの財政的リスクは国の基準より大きく下回っているから、私がありていへば、お魚センターは大丈夫ですよというふうに誤解されますよ。どんどん経営は悪くなってきているわけですね、なのに財政的リスクはどんどん減ってきていますからと、そんなものを健全化方針にですね、書くと、本当にこれ誤解のもとですよ。リスクちゅうのは、経営がアウトになってリスクが発生するわけじゃないですか。

それは数値上、損失補償で借りている1億9,000万円は年々返済していますから、リスクは減ってはいきますよ、当然。しかし、こんなものをなぜ書かんといかんのかということで私は申し上げているんですけどね。

再度この経営健全化計画、直ちに見直すべきだと思うんですが、その点についてはどういう考えなのかですね、お尋ねをしておきます。

**○鮫島寿文水産商工課長** 健全化方針につきましては、平成30年2月の総務省通知、第三セクター等の経営健全化方針の策定についてにおきまして、第三セクター等の中で地方公共団体が25%以上出資している法人や、今ありました損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、債務超過法人や実質的に債務超過である法人または地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人などについて平成30年度末までに経営健全化方針を策定し、公表するよう要請があったことを受け、本市が出資する第三セクターにおいては債務超過法人として株式会社枕崎お魚センターがその対象となることから策定をしたものであります。

お尋ねの法人につきましては、本市が損失補償を行っている従来からの借入金はもとより、新たな借入金4,000万円の返済計画、見通しですが、これらを含めたコロナ後の経営戦略について、現在、取締役会の中で議論・検討され、会計事務所、金融機関とも調整をされておりますので、市としましてもそれらを見極め、または同時進行、伴走型支援という形で適宜助言指導を行っております。また、今後も行っていきたいと考えております。

コロナ禍で、経済情勢、全般的なことを申し上げますと、現在依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、これまでの売上げベース、需要回復となるのは2023年度、令和5年度あたりまでかかるのではないかとされており、経営戦略や改善計画を立てにくい状況にあると金融機関をはじめ市内の事業者の皆様からも伺っているところです。

しかしながら、議員もおっしゃいますとおり、本市が損失補償を行っているお魚センターにおいては、一定の収支見通しは立てて、来年度に向けて取組を進めていかなければならないと思っております。

具体的には、当該法人の来期の事業計画を予算編成の中で、中期的な見通しを含めて検討いただきまして、市の第三セクター等経営健全化方針の期間満了後の令和6年度以降についても一定の収支見通しを示していただきたいと思っております。

この理由につきましては、コロナ感染症の影響でですね、健全化計画の期間中で最後の年度であります令和5年度、ここまでの債務超過、資料でも出してありますが、2,700万円程度ございますが、この解消は非常に難しいという見通しを立てております。それらを踏まえまして、令和6年度以降も中長期的な収支見通しを立てて、それからしっかりと検討したいと思っております。

こういったことを踏まえまして、市が平成31年3月に策定しました第三セクター等の経営健全化方針の見直しにつきましては検討していきたいと考えております。

**○9番立石幸徳議員** 最後の質疑ですけれども、今、水産商工課長のほうから若干触れられました決算報告書にも出ているんですけど、令和2年度の、昨年度の4,000万円の借入金ですね、これはどういった性格、もちろん資金回転に必要なもので借りたんでしょうけれども、借入先ですね。それから、これは損失補償に関わるものではないかというふうに見るんですけど、その辺の明確な説明を1点お願いしますね。

それから、損失補償の関係ではですね、今回私も10年以上前の損失補償契約書を初めて読ませていただいたんですが、そこで国の総務省の第三セクターの指針では、損失補償を行っている債務を当該地方公共団体が万が一その責任を負うことになった場合の影響等を記載した調書ですね、この調書を調製した上で議会、住民にも明らかにして理解を得なさいと、総務省の指針はそうなっているんですよ、そのための調書というのはどういうふうに考えればいいんですかね、これ2点目ですね。

それから、損失補償の契約書の中では、返済の償還方法ですね、元利金の。これ平成24年11月15日以降、毎月15日に元利金合計106万8,000円ぐらいを返済するようになっているんですよ、月に106万円、毎月。

この毎月の返済と我々が頂く決算報告書の長期借入金返済との金額の差がですね、何年度は幾ら違おうと、そこまで細かいことは言いませんけど、差額が見られるんですが、この毎月15日の返済額というのはどういうふうになっていって、年度の決算時には金額が集計されるのかですね。

そして、最後にですね、これは市長にお聞きしますけど、いろいろお魚センターの決算報告書かれこれ頂く中で、もう明るい展望ちゅうのはほとんど聞こえてこない。要は先ほどの水産商工課長の説明でもですよ、令和6年度まではこのままでとか、それ以降何とかつたって、果たして6年度までどうなるのというような心配すらしますけどね。

このお魚センターを本当にどういうふうにして立て直していくお考えなのか、この点最後の質疑ですので、答弁漏れのないようにお答えいただきたいと思います。

**○鮫島寿文水産商工課長** 私のほうからは調書について少しお話をしたいと思います。あと4,000万円の借入れと1億9,000万円を借りたときの損失補償契約書にある元利金等返済についての説明は参事のほうから申し述べたいと思います。

議員がおっしゃいます総務省の指針の調書についてですが、私どもとしましては、損失補償を行っている債務、財政負担を当該地方公共団体が負うことになった場合の影響額を記載したものと解釈しておりますが、これにつきましては財政課のほうで財政状況資料集として市のホームページ上で毎年公表しており、細かいことを言いますと将来負担比率（分子）の構造に係る資料の中で、他の法人等の負担見込額も含め設立法人等の負債額と負担見込額の中に包含される形で数値が示されております。

また、個々の法人についての公表を申し上げますと、お魚センターの損失補償契約に係る部分の債務残高や将来負担額の数値等につきましては、企画調整課のほうで第三セクター等の経営状況等と題しまして毎年10月にほかの第三セクターの財務状況と併せて市のホームページ上にアップされ公開をされております。

そういったことで、将来負担額でありますとか、地方公共団体が負うことになった場合の影響等については、公表していると認識しているところであります。

**○新屋敷増水産商工課参事** 次に、令和2年度中に新たに借入れをした4,000万円の内容について御説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けまして、県内でも多くの事業者が危機関連保証の融資制度を利用して資金を調達しているようではございますけれども、お魚センターもそうした事業者と同様に新型コロナウイルスの感染拡大の影響がいつまで続くか見えない中で、資金繰りを安定させて事業を継続していくため、鹿児島県保証協会の危機関連保証制度を利用して4,000万円の借入れを行ったと聞いております。

協会制度の内容といたしましては、協会による100%保証、保証限度額は運転設備資金が2億8,000万円まで借りられるわけではございますけれども、そのうち無担保取扱額が8,000万円までとなっておりますが、お魚センターはそのうち4,000万円を借りたところです。

保証期間は10年で2年の据置期間があり、貸付利率につきましては、3,000万円の部分が利率0.975%、1,000万円の部分が利率1.6%となっております。返済期間は令和12年6月までとなっているようです。

4,000万円の借入れにつきましては、この協会制度を利用したため市の損失補償がなくても借入れができたということで聞いております。それから、金融機関は鹿児島銀行になります。

それと、もう一つの平成22年の損失補償契約に出てきております利息の返済に関するところでありますけれども、この元利金の償還方法につきましては元利均等返済の契約となっております。利息分については損益計算書の中の営業外費用、支払利息割引料という科目の中で計上されております。

当初お魚センターでは、平成22年11月12日付で鹿児島銀行より経営安定資金として1億9,000万円を利率2.225%で融資を受け返済回数216回で契約をしておりましたが、平成24年7月10日付で同資金の元利均等償還に係る金利負担軽減の要望をし、平成24年7月18日に利率の引下げの回答をいただき、平成24年9月18日返済分から利率1.85%になったところです。

この借入金の利率変更によりまして、利息総額は当初利率では4,181万0,899円でありましたが、変更利率では3,447万0,644円となり、734万0,255円の負担軽減が図られることになっているようです。

なお、令和2年度返済額は元金の部分が1,029万8,845円、利息分が211万9,631円の合計で1,241万8,476円となり、29期末の借入れ残額は1億0,898万0,595円となっております。

**○前田祝成市長** 私のほうからお魚センターにつきましての長期的な考え方についてお話しさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、現状なかなか経営改善が進まないといった状況にあります。先ほど、水産商工課長そして参事のほうからも申し上げましたとおり当該法人の中長期的な収支、この見通しをしっかりと精査していきたいというふうに考えております。

昨年度そして今年度とコロナという状況があって、その見通しを非常に立てにくい状況だということは先ほど課長のほうからもございましたが、コロナ後の経営戦略を踏まえて、客足が戻らないなどの経営の黒字化が図られない、経営改善が長期化する場合等に至っているわけではございますけれども、真の意味でのですね、その抜本的な改善というのを取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

本市の中心的な観光施設ということで捉えますと、そういう場所はですね、非常に経営で厳しい状況にあるというのはゆゆしき厳しい状況だというふうには強く認識しております。

ただ、先ほど申し上げましたが、長期的な収支計画ということに関しましてはですね、金融機関等も含めてですね、収支見通しについての協議は実際しているところでございます。そして、株主等にもですねいろいろなアドバイスをもらいながら、その先の長期的な見通しというのを立てていかなければいけないというふうに認識しております。

いずれにしても、法人としての改善というのはですね、そうやって徹底して抜本的な経営改善というのに取り組むっていうことを進めていく一方、本市としての観光事業の開拓という部分がですね、ベースとして是が非でも必要であろうと、前提として必要であろうということですね、関係人口をいかに増やしていくかっていうところが、お魚センターの絶対的な客数を増やしていく条件になろうというふうに思っています。

その辺りも踏まえてですね、特に今年度、来年度にかけてですね、その関係人口を増やすというものの取組を市としてはしっかり取り組んでいく、そのベースをしっかりとった上で、お魚センターとしての法人としての経営改善を進めていくと。

もうこの両建てで、両輪を進めていくしか、お魚センターの未来というのは描けないのではないかなというふうに考えております。その辺りについてはですね、市としての施策っていうのもしっかりと進めてまいりたいと思います。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○13番清水和弘議員 私はこの南薩エアポートについて質疑いたします。

これにですね、この収支決算報告書を見るとですね、天文台観望料、これが31期決算額ではゼロになっているんですね、この下の販売費一般管理費の中の広告宣伝費もゼロ、決算でですよ。

これは私が思うに天文台の観望については、どのような宣伝を、PRなどしてきたのかですね、それによる効果などはなかったのか、どうなってるのかお伺いします。

○堂原耕一企画調整課長 天文台事業につきましては、昨年度は総会資料にもお示ししてありますとおり、コロナウイルス感染症の影響で、今まで行っておりました事業が実施できずに、実際1回も開催を昨年度はしていない状況でございます。ですので、売上げとしてはゼロ円で計上されているところであります。

これまでの広報等の在り方についてですが、様々なイベント等をエアポートのほうと協議いたしまして、そういったものにつきましては市の広報などを通じてお知らせはしているところでございます。

観望人数につきましては、大体二百数十人前後で推移してきているところでございますが、昨年度はただいま申し上げましたとおりコロナウイルスの影響で実施できなかつたと。本年度につきましても今のところはコロナウイルスの状況を見て、まだ実施はしていないところでございます。

今後はコロナウイルス感染症の市中での状況であったりとかワクチンの接種状況などを鑑みて、再開のタイミングというところを探っている今状況でございますが、エアポートのほうからは再開に当たって、事業内容につきましても見直しと申しますか、様々な形で見直しは今後ともしていきたいということで伺っているところではございます。

○13番清水和弘議員 天文台のPRなんですけどね、市外のほうにはどのような形でやっとなんでしょうか。

○堂原耕一企画調整課長 現時点のことを申し上げますと、やはりコロナウイルスの状況で天文台事業を実施できておりませんので、そういった宣伝活動というところも実施できていない状況で、先ほど議員からも御指摘がありましたとおり宣伝広告費、ここにはきばらん海のナイトクルーズの商品とかの広告費とかも入ってはいるんですけど、そちらのほうもやはり開催されておられませんので、実績としては上がっていないようなところですが、おっしゃるとおり、市内のお客様だけではなく市外のお客様というのも含めて、近隣も含めて来ていただくということが天文台事業の収支改善にもつながっていくことになるかと思っておりますので、そういう宣伝、広告の在り方、どのような形で打てば多くのお客さんに来ていただけるのかということについては、またエアポートのほうにも伝えて協議をしていきたいと思っております。

○13番清水和弘議員 コロナにかましたらですよ、何でもせんでいいようになるわけですけど

ね。そうじゃなくして、PR、宣伝というのは普段の努力が大事だと私は思うんですよ。

枕崎空港のこの天文台、ああいうのは県下でも2か所か、そんなに余計はないと思うんですよ。ああいう立派な施設があるのに、なぜ宣伝、外部に対してですよ、市内はどうでもいいですよ、もう、近いから分かっているんだから、市内にする必要なか私はないと思いますよ、学校にすればいいだけで。何で市外、県外にPRし、やっていかないのか。その辺は今までどうだったんですか。

**○堂原耕一企画調整課長** 枕崎市内だけに限らず、近隣市のそういう天体に関して興味を持たれている方々にお越しいただいていたという今までの実績はあるかと思えます。

重ね重ねになりますが、議員からも御指摘もありましたようにやはり天文台事業というところは、支出に対してその収入という観望料というところがなかなか厳しい状況にあったという経緯もございますので、そこら辺については総合的な見直しをしていく必要があると。

その中の一つとして、やはり来ていただく方の掘り起こしというのは大変重要な視点であると思えますので、その点についてはまたエアポートのほうにもそういう形での御意見があったことも含めて、きっちりとお伝えしていきたいと思っております。

**○4番沖園強議員** まず、今エアポートがありましたのでエアポートからお尋ねしていきますが、決算状況を見た感じ、前期より売上総利益等も上がっているんですけど、前期赤字やったんですよ、それで赤字だったからちょっと去年の議論の中で指摘したことがあったんですけど、委託費で賄うエアポートが赤字はおかしいよというような指摘だったと思うんですよ。

ただ、今回の利益が上がったのは、給油売上げは伸びていますよね、伸びて、給料手当が下がっていると。そして、一番大きいのは天文台の経費が100万円ぐらい、必要としなかったのか、いらなかったのか分かりませんが、その分で一応黒字にはなっているとそういう分析ができると思うんですけど、その給料手当は下がった一方で、賞与はなぜ上がったのかなと思うんですよ。

そこで、その賞与体系というのは年度末で調整するものなんですかね。一応、支配人兼専務取締役1名と職員3名の4名体制ですよ。その賞与の在り方というのはどうなのかなと思えますので、まずエアポートではそこを聞いておきます。

それと、お魚センター、先ほどもいろいろと将来を危惧した御意見がたくさん出たんですけど、3年度の予算等も含めてお尋ねしますが、正味運転資金有高、期末現預金有高は好転したような感じに見えますけど、これは4,000万円の借入れで現金預金があると。

そこで、流動化比率もちょっと計算しづらいんですけど、実質的な流動化比率というのはちょっと計算しづらいのでそこをお示しいただきたいと。

それと、2年度予算では長期未払金437万9,000円を計上しておったんですけど、決算ではゼロとなっていると。その4,000万円との絡みなのかな、どうかなってちょっと分かりづらいですからそこを説明していただきたいと。

それと、もう一点雑収入1,474万2,000円、これコロナ関係の補助金等かなと思うんですが、その内訳をお示しいただきたいと思えます。

**○堂原耕一企画調整課長** まず、南薩エアポートの給料手当と賞与の件についてですが、今御指摘のございましたとおり、確かに給料手当は前年度の決算額に対しまして約30万円減少しているところでございます。一方、賞与のほうは7万円増加しているところでございます。

まず、給料手当の減少の要因と申しますのが、この中に時間外手当が入っておりまして、昨年度は特にその天文台事業が休止になったりとか、あとはその他の管理業務で前年度に対しまして時間外のほうが若干縮減された部分がございます、その分で給料手当は減少しているというところがございます。

賞与につきましては、通常と申しますか、定期の昇給によって増加している部分でございます。賞与の支給時期についてでございますが、申し訳ございません、その正確な時期というところを



私把握していないところがございますが、当然のことでございますけれども年内に支給されているものであると考えております。

**○新屋敷増水産商工課参事** まず、議員から3点ほど質疑があったと思うんですけども、まず令和2年度末の期末預金残高で、1年前の令和2年度末は1,250万4,887円だったんですけども、これが令和2年度末で3,343万0,798円になっている要因ですが、内部留保財源となります減価償却費が令和2年度の決算で805万3,843円、これに対しまして、長期借入金の元金返済が1,241万8,476円ありまして、この差額がマイナス436万4,633円となります。

そして、今期の当期純損失がマイナスの1,014万2,115円、そして令和2年度に新たに固定資産を購入しておりまして、これが297万5,166円あるんですけども、その一方で先ほど説明いたしました県信用保証協会の危機関連保証による借入れを4,000万円しておりますので、それから計算いたしまして、今期は3,343万0,798円、前期からしますと2,092万5,911円増加しているということになっているようであります。

それから長期未払金のことですけれども、これにつきましても昨年度から発生したものでございますが、これは令和元年度に1階フロアの中央水槽付近の空調機器3基が故障していたんですけども、観光客やお客様に対しまして観光施設として快適な環境を提供するために、この空調機器を8年の96回の分割払いで購入しました。

また、レストラン厨房の自動食器洗浄機が令和元年7月に使用不能となりまして、お盆の繁忙期を控えて業務効率化を図るため、7年の84回の分割払いで購入したものであります。

それぞれ令和元年度から分割払いが発生したんですけども、令和2年度から長期未払金の返済額ということで70万7,616円返済しましたので、貸借対照表の中では長期未払金としては437万9,184円が計上されているところです。

それと、流動比率につきましては、令和2年度決算では先ほどの借入れの関係がありましたから、流動資産が4,356万3,000円に対しまして、流動負債が1,150万4,000円ですので、これで計算いたしますと378.7%となっております。

この借入れがありますから、今期の流動比率はよくなっているようになりますけれども、実際は借入れの部分がありますので厳しいと認識はしているところがございます。

雑収入の部分ですけれども、令和2年度は1,474万2,564円の雑収入が生じておりますが、この内容といたしましては、令和2年度のお魚センターの経営を取り巻く環境はコロナ禍の影響により非常に厳しいものがありました。国県及び市の新型コロナウイルス関連支援策を最大限活用することで、事業の継続、雇用の維持、感染症対策に努めてきたところであります。その主な内訳といたしましては、雇用調整助成金が625万5,695円、持続化給付金が200万円、こういったところをはじめといたしまして、事業者応援資金、営業スタイル推進補助金など、こうしたコロナ関連支援策の補助金を受けたほかに台風10号の損害保険金、さらに高齢者を雇用していることで得られる特定求職者雇用助成金などがありまして、合計で1,474万2,566円の雑収入があったと聞いております。

**○4番沖園強議員** お魚センターなんですけど、結局、決算上からいけば、今の説明があった雑収入で若干、大幅な経常損益を、経常損を圧縮しているような感じなんですよね、本当に厳しい状況にあるかなと。

今まで私、地場産業センターやら一緒に対策は立てられないのかなというようなことを進言してきた経緯があるんですけど、理事会等ではその辺について検討されているのかなということでお聞きしておきたいと思っております。

コロナで片づけるわけにいかんとでしようけど、コロナ資金があって、応援資金また借入れ等で何とかかんとかやりくりするものの、やっぱり経常損は出ているということで、先ほど市長は経営改善が進まない、経営戦略を練り直しての抜本的な改善改革を図らんないかなというよう

な計画を持っておられるようなんですけど、本市と理事会とのそういった将来の計画というものに乖離というかそういったものは生じていないんですかね。

ここで何とか手を打たないと、累積赤字が解消されない、どうしても雪だるま式に累増していくという状況なんですよね、その辺について市長からお聞きしておきたいと思います。

それと、エアポートなんですけど、先ほど賞与関係は分かったんですが、南薩エアポートの出資者、団体、個人あるんですけど、株主が、その内訳はどうなっているんですかね。まだまだ累積赤字が資本金1億4,350万円の中の1億1,800万円が累積赤字がまだ残っていると。そして、3年度の予算の計上を見ると大変申し訳ないんですけど、計画的にはまた職員給与等が昇給の予算計上になっていると。

そうすると、その個人の出資者というのは、過去の経緯からして、非常に枕崎空港が大変経営が厳しいということで、職員や一般市民から出資をいただいているんですよ。その累積赤字を解消する、そこが見えてこないんですよ。

今4人体制の運営状態を何とか改善できる余地はないのかと、経営までは踏み込むなということなんですけど、4人張りつけておらんすまんとかと、委託費等で運営できるんじゃないかということをお願いしたいんですけど、その辺についての株主総会等の御検討はどうなんですかね。

**○堂原耕一企画調整課長** 南薩エアポートのほうでは、年々経営努力は重ねておりまして、少しずつではありますが累積赤字額の解消が図られているというところは御承知いただいているかと思えます。

ただ、やはり1億を超える累積赤字額が今も残っている状況で、今後とも一層の経営健全化に努めていかなければならないということは、それはもう当然のことであると思っております。

今、お話にありましたその人事的などところについてはちょっと経営の内容に関わることで、ここで私のほうからどうこうと申し上げることはできないところではありますが、今後とも経営健全化の推進を図るという観点で今行っておりますその給油業であったり、旅行業であったり、あとその管理事務、それらの効率化というところを含めて、経営の総体的なバランスを見た上で、累積赤字額の解消に向け、その改善に向けて動いていただくよう、その全社員一体となって取り組んでいただくように、こちらのほうからは促していきたいと考えているところであります。

**○前田祝成市長** 以前から、議員のほうからもお話がございます第三セクターの統合の件についてですけれども、これ具体的にお魚センターでいいますと取締役会になるわけですがけれども、取締役会の中でですね、具体的にその議論を深めるというところまではまだ行っていません。

それで、理事会のほうといいますと地場センターのほうになるわけですがけれども、地場センターのほうも非常に厳しい状況であるということと、もう一つはその立ち上げの経緯から今までの中でですね、かなり地場センターとしての役割のところですね、ある程度こう今の時代とマッチしているのかっていう部分については議論するところがあります。ただ、それを踏まえてですね、今後、第三セクターの統合というところまでですね、深めた話を理事会の中でということとはございません。

ただ、これにはそれぞれ首長が理事に入っていらっしゃいますので、その辺りのオフィシャルでないところでの議論というところまではいきませんが、話はですね、私は実際、首長とはしているところはあります。

ただ、そこが具体的にオフィシャルにですね、理事会あるいはお魚センターの取締役会の中で話を詰めているというところまではまだ行ってないという状況です。

ただ、それは両方とも私が責任者になっておりますし、市としてもこういう立場でございますので、そこはですね、私自身の中ではしっかり描いておかないといけない部分だと思っておりますし、そこについてのタイミングというのはですね、しっかり図っていきたいというふうには思

っているところでございます。

**○4番沖園強議員** 今、市長のほうから地場産業センターが出ていますけど、今回、EC活用販売促進等支援事業も始められるということなんですよね。地場産業センターも残す、お魚センターも残したいと。その一歩先に行くためには、やはりその取締役会とか理事会等で議論しないと前には進まんと思うんですよね。それがこういう悠長な今市長の中で温めておいてもなかなか前に転ばんと思しますので、私も意見として述べさせていただきます。

それと、地場産業センターは退職手当積立金がないんですけど、その辺についての見解はどうなんですか。

**○鮫島寿水文産商工課長** 地場産業振興センターにつきましては、中退共ですかね、そちらのほうに加入をされて、今、会社独自の退職手当の引当金等はなくなっているものと承知しております。

**○永野慶一郎議長** ほかにありませんか。

**○5番禰占通男議員** お魚センターと地場産業振興センターについて、ふるさと納税の返礼品がありますけど、この返礼品の品物を除いた梱包、配送業務ということでお魚センター、地場センターというのはどのくらいの扱い量、収益といえいいか、その点についてはどうなっているんですか。

**○新屋敷増水産商工課参事** まず、お魚センターのふるさと納税返礼品に関してですけれども、令和2年度の売上げ実績が約450万円程度です。返礼品の数が46品程度なんですけれども、これの梱包、配送にかかる業務のことですかね。（「品物の値段はどうでもいいんだけど、それはもう生産者がすることであって、配送、言えば梱包業務ですよ、それにどのぐらいのものが入ってくるのかとそこを伺いたい」と言う者あり）

**○堂原耕一企画調整課長** お尋ねのふるさと納税の返礼品の送料につきましては、こちらのほうはその送料まで含めて市のほうに御請求いただきまして、返礼に係る経費ということで私どものほうからお支払いしているところでありまして。

**○5番禰占通男議員** 今、何人かこうして質疑しているんですけど、結局もう10年、20年やってきて利益がほとんど上がっていないわけでしょう。

そしたら、今一番目の前にあるのがふるさと納税返礼品業務ですよ、民間の方がやっていますけど。鹿児島県大崎町あたりでは返礼品が始まったときから市職員が担当チームをつくってそこで配送、言ったら生産者以外の利益は全部そのチームに入ってきますよ。

やはりその利益が上がらない中で今ある収益というのはもう限られているから、10年、20年やってきて駄目だったら、もう違ったことを考えないと駄目じゃないですか。

そしたら、今ふるさと納税返礼品、水産商工課からもちょっとありましたけど、品物も少ない、ネットを見ると結構な品物がありますよ。

やはり、それをお魚センターなり地場センターでネットでくるやつを、やはり今民間がやっているそういうのも全部取れとは言いませんよ。ある程度、人員を増やしてでも私は対応するべきじゃないかと。

そして、今回の補正でも製品開発とかいろんなやつをやるんでしょう、このEC活用販売促進、新製品の開発とかやるということでもう予算が通ったんだけど、そしたら今ある中で利益は出ないのか、何かできることはないのかっていう何かそこら辺を私は考えることも必要だと思うんですが、どうなんですか、そういう取組については。

**○新屋敷増水産商工課参事** お魚センターのふるさと納税返礼品の売上げ拡大に関する取組ですけれども、今、議員がおっしゃったようにお魚センターとしても令和3年度の事業計画の中でも、とにかくふるさと納税の返礼品の売上げ拡大を目指すというのを一番の重点事項として、社員一丸で今また新しい商品を開発したり、取組を進めているところでございます。

先ほど2年度実績が450万円と申しましたが、令和3年度の予算では計画ではここを最低1,000万円までは売上げを伸ばしたいということで、ここがなければ経営改善は図れないという認識は強く社員一同持っておりますので、そのために今期もですね、ホームページやSNSの連携をして、情報発信も強化するなどしてふるさと納税での売上げ拡大、インターネットを使った売上げ拡大、ここをしっかりとやっていきたいというふうに聞いております。

**○5番 瀬占通男議員** ふるさと納税の返礼品を扱うこともいいんですけど、お魚センターという食堂を持っていますね。そして、コロナ禍で来客も少ないからある程度活用も去年からできていないと思うんですけど、市内飲食店についてはテイクアウトもいろいろやっていますよ。

皆さんどれほどの要望があるか分からないけど、やはり惣菜、いろんなものを作ってでも、配達せとは言いませんけど注文で作る、そうしないと食品ロスが出る。やはりそういった立派な食堂もあるし、やはりその調理人もろもろが揃っているわけですから、やはりその活用も考えるべきじゃないかと思うんですけど、その方向についてはどのように今後考えていくんですか。

コロナはワクチンがある程度行き渡れば、ある程度は安心して飲食もできるようにはなると思うんですけど、すぐにどうのこうのっていうのは今政府の話の話を聞いているとワクチン打ってもマスクはしなさい。今日も5人以上の会食は緊急事態宣言が解除になってもしないでくださいということもやっているんだけど、やはりそこら辺を見据えてなるべく今まで難しかった利益を上げるということに存続する以上はしようがないと思うんですけど、取組を伺いたいと思います。

**○新屋敷増水産商工課参事** 今、議員から出ましたレストランの強化という部分を非常に大事な部分と思っておりまして、先日の取締役会の中でもやはりレストランを強化するよという役員のほうからも意見をいただいているところですけれども、このレストランの特色をこのコロナ禍の中でどうやって出していくかというところですけれども、お魚センターの特色、強みは広々とした空間の中で港の風情を楽しみながら食事ができる展望レストランがあるということで、誘客を図る上で、また経営的にも一番売上げの大きいレストランの魅力を高めていくことは重要だと考えております。

昨年度は新型コロナウイルスの多大な影響を受けまして、レストランの売上げも前期の50%ほどまで落ち込みましたが、昨年第1回目の緊急事態宣言解除後の6月1日からのレストラン営業再開に当たりましては、従業員とお客様の安心安全がより守られた環境で御利用いただけるよう新しい生活様式を取り入れ、座席数を150席から再開当初は50席まで減らして営業再開いたしました。

現在は感染対策をより徹底し100席程度まで席数を戻してきておりますが、3密回避、ソーシャルディスタンスを確保して、また消毒の徹底、換気対策にも十分注意しながら営業を行ってきているところです。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業はいまだに厳しい状況にありますが、今後、感染防止対策やワクチン接種が進むことで、感染収束に向かい観光需要が回復していくことが期待されております。

こうした中、レストラン部門ではテイクアウトやばつてら弁当、海鮮ちらしなど企画メニューにも現在取り組んでおりますけれども、今後本市でも65歳以上の希望する高齢者については7月末までにワクチン接種が終わる予定でありますので、8月からはそのシルバー層をターゲットとしまして、女性が好む少量で種類の多彩なセットメニューの提供を行って、売上げを伸ばしていきたいと聞いております。

また、レストランの魅力としまして従業員の接客があります。お客様のアンケートを見ましても、従業員の接客がとてもよいとの声を多数寄せていただいております。一昨年は県内の数ある観光施設の中で4団体が選出された観光まごころおもてなし表彰も受賞しております。

今後ともお客様に親しまれ、喜ばれるおもてなしに努めていくことで、まずは近隣のリピータ

一確保に努めていきたいというふうに聞いているところでございます。

**○2番眞茅弘美議員** 私もお魚センターについてお聞きします。

先ほどから、経営状態が非常に厳しいということで赤字が1,000万円を超えていまして、コロナ感染症などですね、支援金を含めた雑収入も1,400万円あったにもかかわらず、累積赤字も1,000万円増えている状態のようです。

本当に大変厳しい現状ではないかと思うんですが、特にですね、コロナ感染症の影響で激減しているというのも十分お察ししますが、今後はコロナ感染症が収束した後ですね、ここをどう取り組んでいくかが非常に大事かと思うんです。

それで、ちょっと事前にお聞きしましたところ来場者の約7割が観光客ということで、市外、県内の観光客も含めた来場者が7割ということで、約3割が本市地元の方ではないかと思うんですが、例えば地元の方となどからですね、営業時間の延長をしてほしいなどの声は届いていないでしょうか。

**○新屋敷増水産商工課参事** 営業時間の延長につきまして、地元の方々からそういった声は届いていないというふうに認識しております。

**○2番眞茅弘美議員** 今回ですね、コロナ禍によりまして、観光客を相手にした運営っていいですか、事業が全国見てもですね、今回考えさせられたという声はよく聞かれます。

そこで、もちろんコロナが収束した後、観光客にも戻ってきてほしいというのは大きなところなんですけど、地元の方をターゲットにしたといいますか、そういう取組も必要ではないかと思うんです。

名前がお魚センターですので、お魚センターに行けば魚が割安感があると、地元の方、安いところに出向くと思うんですね。営業時間もちょっと延長していただくと、仕事帰りなどに足を運ぶのではないかと思います。

そしてもう一つですね、これも以前から出ていると思うんですけども、子供を対象にしたキッズコーナーを設けるとかですね、小学校低学年以下の子供だと保護者とか祖父母の方がついてきますので、それで帰りに買物をしてくださるとかですね、集客の効果にも通じてくるのではないかと思うんですが、そういった話などは理事会などでは出ていないでしょうか。

**○新屋敷増水産商工課参事** まず、先ほどの営業時間の延長のことにつきましてなんですけれども、最近もそういった声は寄せられていないんですが、以前、営業時間を延長したことがあったみたいなんですけれども、経営的、採算的には維持管理に係る費用が大きくてですね、テナントからも営業時間延長については、ちょっと採算が取れないからという声があったということで、その後はそういった声もありませんし、延長はしていないところです。

それと、地元の方を対象にした商品の割安感ということで、お魚センターのほうでは令和2年度からですね、まさにこのコロナ禍の中では地元の方、近隣の方をターゲットにしたマイクロツールの取組が重要ということで、そういった近隣の方々を対象にしたイベント、特売セールを7回ほど実施しております。

それについて少しだけ数字を述べさせていただきますと、去年は7回で合計18日間実施したんですけども、そのときのイベント日の平均売上は約53万円程度ありました。一方で、イベント日以外の通常の平日の、土日の売上げは37万円程度でした。

イベントをするときはもちろん連休を狙ってしますので、当然そのときの売上げが数字的には伸びてくると思うんですけども、一定の成果があったというふうにお魚センター側のほうでは分析しておりますので、令和3年度ではですね、さらにこのマイクロツールの意識した近隣地区をターゲットとしたイベント、特売セールはやっていきたいということで、今テナントのほうとも協力しながら準備をしております、4月も開催しました。5月もしました。そして、6月も来週の27日、28日に予定しているところです。そういった近場の方、地元の方々をターゲ

ットとしたイベントのほうには力を入れていきたいと思えます。

それと、子供を対象とした取組ですけれども、みなとの小さな水族館ができて、最初のうちはドクターフィッシュのコーナーがありましてすごく人気があったんですけども、これもコロナの感染がありまして今は使用できなくなっておりますので、少し入場者数に影響が出ているところなんですけれども、子供に親しんでいただくという部分ではそのみなとの小さな水族館がすごく人気があるんですけども、今お魚センターのほうには魚に詳しい専門の職員もいるんですが、その職員が2か月に1回程度はテレビとタイアップしまして県内の川に行っていてですね、珍しい魚を釣ってきて、それをお魚センターの小さな水族館で皆さんに見ていただくという取組をしているんですが、それが非常に好評ですのでこうした取組を今後も続けていきたいと思っております。

そしてさらに、また言われますように子供たちが楽しめる空間づくりというのは今も考えているところですので、努力していきたいということでお魚センターからは聞いております。

**○永野慶一郎議長** ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○永野慶一郎議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和3年第4回定例会を閉会いたします。

午前11時41分 閉会

# 一般質問の要旨

令和3年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①禰占 通男	福祉、介護、教育について	<p>1 社会福祉法等の一部改正、介護保険法等の一部改正について</p> <p>(1) 社会福祉法の一部改正はどのような内容なのか</p> <p>(2) 介護保険法の一部改正はどのような内容なのか</p> <p>① 介護予防・健康づくりの推進について</p> <p>② 保険者機能の強化について</p> <p>③ 地域包括ケアシステムの推進について</p> <p>④ 認知症施策の総合的な推進について</p> <p>⑤ 持続可能な制度の構築について</p> <p>2 策定中の地域福祉計画の位置づけはどうか</p> <p>3 「地域共生社会」づくりの取組についてはどうか</p> <p>4 「ヤングケアラー」について、国の調査結果が公表されている。本市の実情把握はどうなっているのか</p>	市 長 教育長 課 長
②沖園 強	市長公約について  スポーツ・文化振興について	<p>1 就任時の施政方針で、産業競争力向上、子育て支援、コミュニティデザインの再構築の3つを柱に本市の発展に尽くすとした公約についての自己評価は</p> <p>1 図書館に展示していた指定文化財や埋蔵文化財等は、現在どこに収納保存して管理しているのか</p> <p>2 市民の目に触れる展示方法や収納の在り方を考え</p>	市 長  市 長 副市長 教育長 課 長



質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	公営住宅の長寿命化計画について	<p>るべきではないのか</p> <p>3 主に学校施設を利用する中学生の部活動は教育委員会の管轄なのか</p> <p>4 市の施設を利用する小学生の陸上・水泳記録会や黒潮すもう大会は市長部局の管轄なのか</p> <p>5 施設の管理や職員の職務体制など市長部局と教育委員会とのすみ分けができていないのか</p> <p>6 社会体育に児童生徒が参加する場合の教職員の勤務体制に支障は出ていないのか</p> <p>7 スポーツ・文化振興課における最も大きな課題は何か</p> <p>1 5月20日更新の本市ホームページでは、空き部屋なしの公営住宅が11団地ある。実態は空き部屋がある団地が空き部屋なしの表記になっているのはなぜか</p> <p>2 10か年の公営住宅長寿命化計画は計画どおり進捗しているのか</p> <p>3 金山住宅の合併処理浄化槽への更新計画は実施するのか</p> <p>4 維持管理計画の経常修繕、維持管理の範囲はどこまでか</p> <p>5 次期（令和5年）の長寿命化計画でも、利便性係数が0.8以下の団地も整備することになるのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	公債権がある 相続財産について	<p>6 次期の長寿命化計画では、高齢者や低所得者に特化した整備を考えているのか</p> <p>7 公営住宅法及び市条例では、民間事業者が所有している優良な住宅を借上げまたは買い取ることができることになっている。本市は検討したことがあるのか</p> <p>1 火之神地区の相続財産管理人選任申立て調査のめどは立ったのか</p> <p>2 相続財産管理人から任意売買の打診があった場合、市は引き取るのか</p> <p>3 公売になった場合、全筆に債権を持つ市は公売に参加するのか</p> <p>4 市が引き取ることになった場合の土地の利活用についての見解は</p> <p>5 県営住宅跡地や市営住宅火之神団地と一体化したプロジェクトによる火之神公園と連動した整備促進を行うべきと考えるが市長の見解は</p>	市 長 副市長 課 長
	南薩地区衛生 管理組合の負 担金について	<p>1 南薩地区衛生管理組合のイニシャルコスト・ランニングコストの負担金の負担割合の在り方についての本市のスタンスは</p> <p>2 均等割をなくすることによって、構成市のごみの減量化につながると思うが市長の見解は</p>	市 長 副市長 課 長
	下水道汚泥処 理について	<p>1 過去3年間の汚泥処理量・処分費の推移は</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③眞茅 弘美	中学校の部活動について	<p>2 霧島市の下水道汚泥の活用の事例に倣って、本市でも産学官連携で汚泥活用策を探求すべきであると考えるが市長の見解は</p> <p>1 中学校の統廃合について本市はどのように考えているのか</p> <p>2 少子化の進展により部活動の設置数や部員数が減少している。本市の中学校でも様々な課題が生じていると思うが生徒や保護者から相談や要望などは聞いているのか</p> <p>3 近年、クラブチームの活動も活発化しているが現状の把握はしているのか。また、市内4中合同での部活動は編成できないのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	学校教育における男女共同参画社会の推進について	<p>1 全国の小中学校で約8割の導入が進んでいる男女混合名簿だが本市の現状はどのようになっているのか</p> <p>2 児童生徒の声を反映した校則の見直しについて</p> <p>3 学校教育における男女共同参画社会に向けた学校での学習内容や取組は</p> <p>4 県が行っている「子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業」を本市でさらに推進する予定はないのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	飲食店や接客を伴う事業所への支援について	<p>1 2回目の事業者応援資金の申込み件数は。また、1回目との比率は</p> <p>2 飲食店や接客を伴う事業所に二酸化炭素濃度測定器の助成はできないか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④城森 史明	<p data-bbox="371 237 558 349">フェリーみしまの枕崎への寄港について</p> <p data-bbox="371 1659 558 1771">コロナ下における今後の対応について</p>	<p data-bbox="574 237 1302 394">1 フェリーみしまの船体には、三島～枕崎～鹿児島と表示されている。しかしながら、枕崎漁港への寄港はいまだ実現されていない。枕崎漁港への寄港について市長は今後推進していくのか</p> <p data-bbox="574 472 1302 506">2 枕崎漁港への寄港が実現していない理由は何か</p> <p data-bbox="574 584 1302 663">3 枕崎漁港への寄港が実現した場合、本市の財政負担は発生するのか</p> <p data-bbox="574 741 1302 775">4 航路補助金はどのようなものなのか</p> <p data-bbox="574 853 1302 931">5 東側岸壁の長さは幾らか。また、金鉱石などの運搬船とフェリーみしまとの同時停泊は可能なのか</p> <p data-bbox="574 1010 1302 1133">6 東側岸壁の全漁連のオイルタンクが本年度撤去されるとのことだが、その土地はどのように活用されるのか</p> <p data-bbox="574 1211 1302 1290">7 フェリーみしまの寄港は、本市及び枕崎漁港の活性化に貢献すると考えるのか</p> <p data-bbox="574 1368 1302 1536">8 三島村は、歴史的にも「黒島流れ」等本市と深いつながりがある。近隣自治体として、友好親善都市的な交流が必要と考える。そのためにも航路開設は必要不可欠と思うが、どのように考えるか</p> <p data-bbox="574 1659 1302 1805">1 昨年の台風10号襲来においては、多数の市民が避難所に避難したが、今年も避難者の増加が予想されている。コロナ下における今年の避難所体制は確立されているのか</p> <p data-bbox="574 1883 1302 1962">2 ワクチン接種を早急に進めるための方策はどのように考えているのか</p>	<p data-bbox="1318 237 1420 349">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1318 1659 1420 1771">市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤東 君子	ヤングケアラーについて	<p>1 大人の代わりに家族の介護や兄弟の世話をする子供の状況についてどのように考えるのか</p> <p>2 お手伝いとヤングケアラーの違いを学校現場ではどのように線引きしているのか</p> <p>3 子供が相談しやすい体制をつくるなど市が子供や家庭にできる支援はあるのか</p>	市 長 教育長 課 長
	給食費について	<p>1 給食費の徴収方法はどのようになっているのか。また、現在の徴収方法を見直す考えはないのか</p> <p>2 教科書も無償化になった。子供たちがどんな状況におかれてもバランスのよい食事を1日1食は保障することが大切だと思う。国への働きかけが必要ではないのか</p>	市 長 教育長 課 長
	シルバー人材センターについて	<p>1 シルバー人材センターの仕事の内容は</p> <p>2 仕事の内容によって支払われる賃金に差はあるのか。また、同じ仕事内容で支払われる賃金に男女間で差はあるのか</p> <p>3 近隣のシルバー人材センターと賃金の面で差が出ないように市ができることはないのか</p>	市 長 課 長
⑥立石 幸徳	コロナ感染拡大防止策について	<p>1 本市におけるコロナワクチン集団接種の計画について</p> <p>2 ワクチン接種証明書について</p> <p>3 コロナ死が発生したときの遺体収容及び埋火葬の体制について</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦豊留 榮子	地場産業の振興について	<p>1 カツオ漁場である南方海域の状況変化について</p> <p>2 産地崩壊の危機を回避するためのサツマイモ基腐病の防除対策について</p>	市 長 課 長
	ごみ中継施設について	1 南薩地区新クリーンセンター稼働後の本市ごみ収集中継施設の設置について	市 長 課 長
	高齢者等への補聴器助成について	<p>1 障害者総合支援法による補聴器購入の補助対象にならない聴力機能の低下がある高齢者に対して補聴器購入の補助制度をつくる考えはないか</p> <p>2 難聴と認知症には強いつながりがあることが分かってきたところである。認知症の約8%は難聴の放置によるものだともいわれているが、本市における高齢者の実態調査はしているのか</p> <p>3 難聴で本市に相談に来た方への対応はどのようにしているのか</p> <p>4 聴覚障害の身体障害者手帳の交付者数はどのくらいか</p> <p>5 高齢化社会が進む中で、高齢者が安心して暮らせるように早めの対策が必要と思うが、どのように考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	公道の草払いについて	<p>1 国、県、市道における草払いは年に何回行われるのか。その際、除草剤を使用することがあるのか</p> <p>2 市民の不安を取り除くために、除草剤の成分を提示し、この除草剤使用については人体に影響を与えることはないとするべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑧清水 和弘	コロナ対策について	<p>1 新型コロナウイルス対策として、市民の暮らし、雇用の維持、事業の継続等多くの支援策を打ち出してきたが、現在も活用できる補助事業はどのようなものがあるのか</p> <p>2 希望する人が、いつでもPCR検査を受けやすいように市の補助率を引き上げるなど現在の制度を見直す考えはないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	一般行政について	<p>1 本市のコロナ禍に対する現状の対策・対応について</p> <p>2 市職員組合が事務所として使用している部屋の使用許可について</p>	市 長 課 長
	新過疎対策法について	<p>1 新たな過疎対策法の制定等に関する要望（令和2年7月全国過疎地域自立促進連盟）に対する市の対応について</p> <p>(1) 過疎市町村の財政基盤の確立について、地方交付税や過疎対策事業債などの内容について</p> <p>(2) 住民が安心・安全に暮らせるための対応について</p> <p>(3) 産業振興と雇用の創出について</p> <p>(4) 地域資源を生かした産業振興を支援、雇用の創出とある。本市のこれまでの成果と今後の対応は</p> <p>(5) 集落対策の促進と地域の活性化について</p>	市 長 課 長
	教育課程をめぐる現状と課題について	<p>1 本市中学生の最近5年間の各科目別成績状況について</p>	市 長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>2 学校教育について、地方自治体や学校の自由度を高めその創意工夫を生かし、世界最高水準の教育実現に向けた改革と実現に取り組むとある。本市が取り組んでいる内容について</p> <p>3 労働環境など国際的になっている。本市の場合、国際的に通用する人材育成に力を入れるべきと思うが、本市の対応について</p>	



地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 沖 園 強

枕崎市議会議員 中 原 重 信